

令和4年3月

令和3年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部

目次

第1章	暴力団情勢	
第1	令和3年における主な暴力団情勢とその対策	1
第2	暴力団その他反社会的勢力の情勢	2
1	暴力団構成員等の状況	2
2	主要団体等の動向	4
	(1) 六代目山口組	
	(2) 神戸山口組	
	(3) 絆會	
	(4) 池田組	
	(5) 住吉会	
	(6) 稲川会	
3	暴力団以外の反社会的勢力の情勢	5
	(1) 総会屋・会社ゴロ等の状況	
	(2) 社会運動等標ぼうゴロの状況	
第3	暴力団犯罪の検挙状況等	6
1	全般的検挙状況	6
2	六代目山口組等に係る犯罪の検挙状況	10
3	六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	11
	【トピックスⅠ】 六代目山口組・神戸山口組の対立抗争等	12
4	事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	14
	(1) 事業者襲撃等事件の発生状況	
	(2) 対立抗争事件の発生状況	
5	銃器発砲事件の発生状況	14
6	拳銃押収丁数	15
7	組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	15
8	資金獲得犯罪の検挙状況	16
	(1) 令和3年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	
	(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
	(3) 伝統的資金獲得犯罪	
	(4) 詐欺事犯	
	(5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
	(6) 企業対象暴力及び行政対象暴力	
	(7) 金融・不良債権関連事犯	
9	準暴力団等	23
	(1) 準暴力団等の動向	
	(2) 警察の取組	
第4	暴力団対策法の施行状況等	24
1	指定状況	24
2	行政命令の発出状況	26
	(1) 中止命令	
	(2) 再発防止命令	
	(3) 請求妨害防止命令	
	(4) 用心棒行為等防止命令	
	(5) 賞揚等禁止命令	
	(6) 事務所使用制限命令	
3	命令違反事件の検挙状況	29
第5	暴力団排除条例の施行状況等	31
1	条例の制定及び施行	31

2	条例の適用状況	31
第6	暴力団排除等の推進	31
1	公共部門における暴力団排除	31
	(1) 公共事業等からの暴力団排除	
	(2) 各種業法による暴力団排除	
	(3) その他公共部門における暴力団排除	
2	民間部門における暴力団排除	33
	(1) 企業活動からの暴力団排除	
	(2) 証券取引における暴力団排除	
	(3) 銀行取引における暴力団排除	
	(4) 中小企業等における暴力団排除	
	(5) 祭礼・露店からの暴力団排除	
3	地域・住民による暴力団排除	34
	(1) 損害賠償請求等に対する支援	
	(2) 事務所撤去運動に対する支援	
4	暴力団排除活動に対する支援	34
	(1) 保護対策の強化	
	(2) 暴力団情報の提供	
5	都道府県センターの活動状況	35
	(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
	(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
	(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
	(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況	
第2章	薬物・銃器情勢	
第1	薬物情勢	37
1	犯罪組織等の動向	40
	(1) 暴力団による薬物事犯	
	(2) 外国人の営利犯	
2	薬物密売関連事犯の検挙状況	41
	(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況	
	(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴	
3	薬物密輸入事犯の検挙状況	44
	(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
	(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
	(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴	
4	薬物事犯別の検挙状況	49
	(1) 薬物事犯の検挙状況	
	(2) 薬物の押収状況	
	(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴	
	【トピックスⅡ】 大麻乱用者の実態	56
5	参考資料	60
	(1) 薬物事犯検挙状況の推移(平成14～令和3年)	
	(2) 覚醒剤・乾燥大麻押収量の推移(平成14～令和3年)	
	(3) 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況	
第2	銃器情勢	62
1	銃器犯罪情勢	62
	(1) 銃器発砲事件の発生状況	
	(2) 銃器使用事件の認知状況	
2	銃器事犯取締状況	63

(1) 拳銃の押収状況	
(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
(3) 密輸入事件の摘発状況	
3 参考資料	67
(1) 銃器発砲事件数の推移（平成14～令和3年）	
(2) 拳銃押収丁数の推移（平成14～令和3年）	

第3章 来日外国人犯罪情勢

第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢	68
1 来日外国人犯罪の組織化の状況	68
2 組織の特徴	69
3 犯罪インフラの実態	69
【トピックスⅢ】 来日ベトナム人犯罪と来日中国人犯罪の傾向	71
第2 来日外国人犯罪の検挙状況	75
1 令和3年中の来日外国人犯罪情勢	75
2 令和3年中の検挙状況の概要	75
(1) 総検挙状況	
(2) 国籍等別総検挙状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	
(4) 在留資格別総検挙状況	
3 刑法犯検挙状況	82
(1) 包括罪種等別検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 検挙事例	
4 特別法犯検挙状況	89
(1) 違反法令別検挙状況	
(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 入管法違反検挙状況等	
(5) 雇用関係事犯検挙状況	
(6) 売春事犯検挙状況	
(7) 薬物事犯検挙状況	
(8) 検挙事例	
5 来日ベトナム人犯罪の検挙状況	95
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特別法犯検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
6 来日中国人犯罪の検挙状況	97
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特別法犯検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
第3 犯罪インフラ事犯の検挙状況	99
1 不法就労助長	99
(1) 令和3年中の検挙状況	
(2) 検挙事例	
2 旅券・在留カード等偽造	99
(1) 令和3年中の検挙状況	

(2) 検挙事例	
3 偽装結婚	100
(1) 令和3年中の検挙状況	
(2) 検挙事例	
4 地下銀行	100
(1) 令和3年中の検挙状況	
(2) 検挙事例	
5 偽装認知	101
第4 国外逃亡被疑者等の状況	102
1 国外に逃亡した被疑者の状況	102
2 国外逃亡被疑者等の状況	102
3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	102
4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	102
5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	102
6 国外逃亡被疑者等検挙状況	102
7 国外犯処罰規定適用状況	102
凡例	103

第 1 章：暴力団情勢

第 1 令和 3 年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和 2 年 1 月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定された後も、両団体の対立抗争は継続している。

こうした中、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに、警戒区域を見直し、情勢に応じた措置を講じている。

また、令和 2 年 2 月に任侠山口組から名称を変更した絆會も、依然として両団体と対立状態にある。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図るとともに、この機会に各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしている。

さらに、工藤會については、平成 24 年 12 月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降 1 年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和 3 年 12 月には 9 回目の延長を行った。

これまで工藤會に対する集中的な取締り等を推進してきた結果、主要幹部を長期にわたり社会隔離するとともに、その拠点である事務所も相次いで閉鎖されるなどした。そうした中、令和 3 年 8 月には、福岡地方裁判所において、工藤會総裁に対する死刑等の判決が出されるなど、工藤會の組織基盤等に相当の打撃を与えている。

今後も、未解決事件の捜査をはじめとした取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいる。

第2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

1 暴力団構成員等の状況

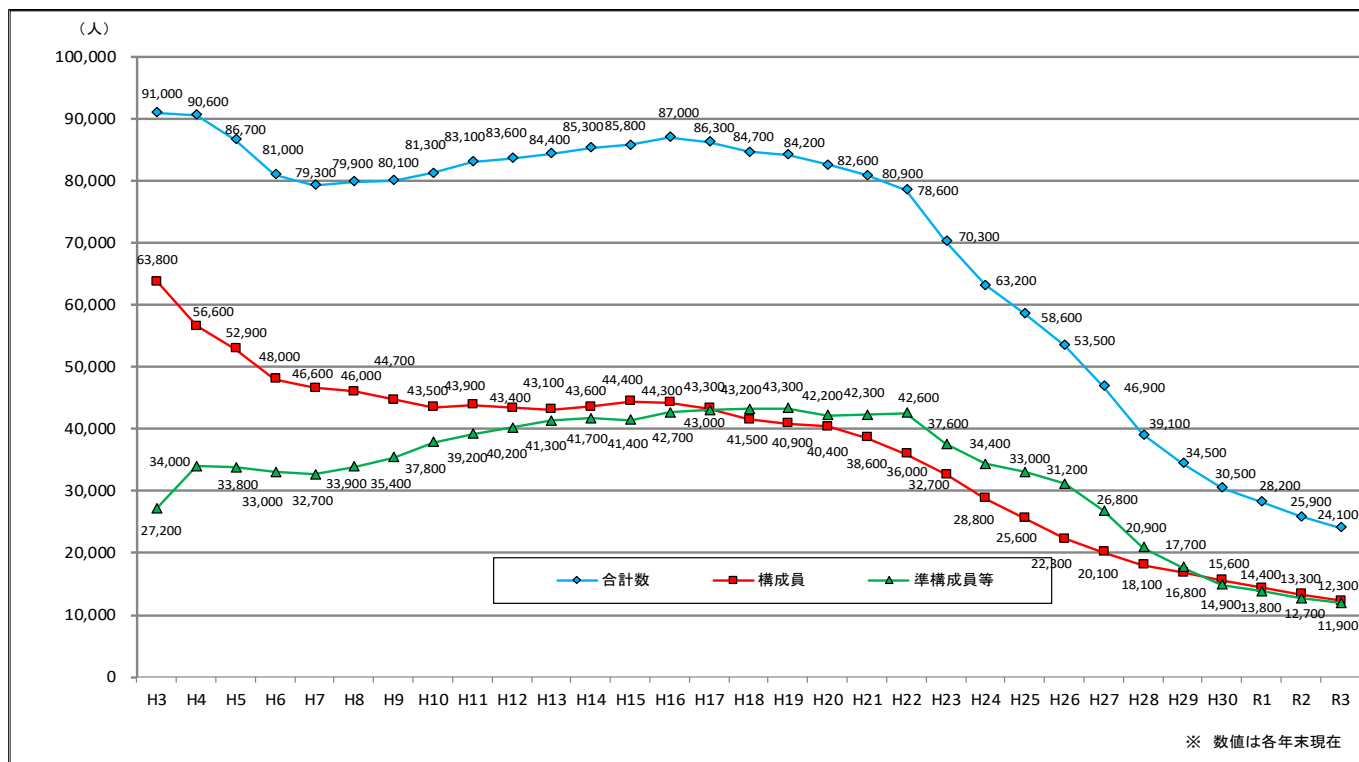
暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、平成17年以降減少し、令和3年末現在で24,100人^{注1}となっている。このうち、暴力団構成員の数は12,300人、準構成員等の数は11,900人となっている（**図表1-1**）。

また、主要団体等^{注2}（六代目山口組、神戸山口組、絆會及び池田組並びに住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は17,200人（全暴力団構成員等の71.4%）、うち暴力団構成員の数は9,100人（全暴力団構成員の74.0%）となっている（**図表1-2**）。

注1：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2：平成27年以降は、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、平成30年以降は、絆會を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を「主要団体等」として表記している。

図表1-1 暴力団構成員等の推移



図表 1-2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

		平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	前年比増減数	
												前年比増減率	
主要団体等	六代目山口組	構成員	13,100	11,600	10,300	6,000	5,200	4,700	4,400	4,100	3,800	4,000	200
			(45.5%)	(45.3%)	(46.2%)	(29.9%)	(28.7%)	(28.0%)	(28.2%)	(28.5%)	(28.6%)	(32.5%)	5.3%
		準構成員等	14,600	14,100	13,100	8,000	6,700	5,600	5,100	4,800	4,400	4,500	100
		(42.4%)	(42.7%)	(42.0%)	(29.9%)	(32.1%)	(31.6%)	(34.2%)	(34.8%)	(34.6%)	(37.8%)	2.3%	
	計	27,700	25,700	23,400	14,100	11,800	10,300	9,500	8,900	8,200	8,500	300	
		(43.8%)	(43.9%)	(43.7%)	(30.1%)	(30.2%)	(29.9%)	(31.1%)	(31.6%)	(31.7%)	(35.3%)	3.7%	
	神戸山口組	構成員	-	-	-	2,800	2,600	2,500	1,700	1,500	1,200	510	-690
						(13.9%)	(14.4%)	(14.9%)	(10.9%)	(10.4%)	(9.0%)	(4.1%)	-57.5%
		準構成員等	-	-	-	3,400	2,900	2,700	1,800	1,600	1,300	540	-760
				(12.7%)	(13.9%)	(15.3%)	(12.1%)	(11.6%)	(10.2%)	(4.5%)	-58.5%		
	計	-	-	-	6,100	5,500	5,100	3,400	3,000	2,500	1,000	-1,500	
				(13.0%)	(14.1%)	(14.8%)	(11.1%)	(10.6%)	(9.7%)	(4.1%)	-60.0%		
	絆 會	構成員	-	-	-	-	-	-	400	300	230	90	-140
									(2.6%)	(2.1%)	(1.7%)	(0.7%)	-60.9%
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	370	300	260	140	-120
								(2.5%)	(2.2%)	(2.0%)	(1.2%)	-46.2%	
	計	-	-	-	-	-	-	770	610	490	230	-260	
								(2.5%)	(2.2%)	(1.9%)	(1.0%)	-53.1%	
池田組	構成員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	-	
											(0.7%)	-	
	準構成員等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	-	
										(0.9%)	-		
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	190	-		
										(0.8%)	-		
住吉会	構成員	5,000	4,200	3,400	3,200	3,100	2,900	2,800	2,800	2,600	2,500	-100	
		(17.4%)	(16.4%)	(15.2%)	(15.9%)	(17.1%)	(17.3%)	(17.9%)	(19.4%)	(19.5%)	(20.3%)	-3.8%	
	準構成員等	5,500	5,300	5,100	4,100	3,500	2,900	2,100	1,700	1,600	1,500	-100	
	(16.0%)	(16.1%)	(16.3%)	(15.3%)	(16.7%)	(16.4%)	(14.1%)	(12.3%)	(12.6%)	(12.6%)	-6.3%		
計	10,600	9,500	8,500	7,300	6,600	5,800	4,900	4,500	4,200	4,000	-200		
	(16.8%)	(16.2%)	(15.9%)	(15.6%)	(16.9%)	(16.8%)	(16.1%)	(16.0%)	(16.2%)	(16.6%)	-4.8%		
稲川会	構成員	3,700	3,300	2,900	2,700	2,500	2,300	2,200	2,100	2,000	1,900	-100	
		(12.8%)	(12.9%)	(13.0%)	(13.4%)	(13.8%)	(13.7%)	(14.1%)	(14.6%)	(15.0%)	(15.4%)	-5.0%	
	準構成員等	3,800	3,800	3,700	3,000	2,000	1,800	1,400	1,300	1,300	1,200	-100	
	(11.0%)	(11.5%)	(11.9%)	(11.2%)	(9.6%)	(10.2%)	(9.4%)	(9.4%)	(10.2%)	(10.1%)	-7.7%		
計	7,600	7,000	6,600	5,800	4,400	4,100	3,700	3,400	3,300	3,100	-200		
	(12.0%)	(11.9%)	(12.3%)	(12.4%)	(11.3%)	(11.9%)	(12.1%)	(12.1%)	(12.7%)	(12.9%)	-6.1%		
主要団体等合計	構成員	21,800	19,100	16,600	14,700	13,300	12,400	11,600	10,700	9,900	9,100	-800	
		(75.7%)	(74.6%)	(74.4%)	(73.1%)	(73.5%)	(73.8%)	(74.4%)	(74.3%)	(74.4%)	(74.0%)	-8.1%	
	準構成員等	24,000	23,100	22,000	18,500	15,000	13,000	10,700	9,700	8,700	8,100	-600	
	(69.8%)	(70.0%)	(70.5%)	(69.0%)	(71.8%)	(73.4%)	(71.8%)	(70.3%)	(68.5%)	(68.1%)	-6.9%		
計	45,800	42,300	38,500	33,200	28,300	25,300	22,300	20,400	18,600	17,200	-1,400		
	(72.5%)	(72.2%)	(72.0%)	(70.8%)	(72.4%)	(73.3%)	(73.1%)	(72.3%)	(71.8%)	(71.4%)	-7.5%		
全暴力団	構成員	28,800	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300	-1,000	
	準構成員等	34,400	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900	-800	
総計	63,200	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	-1,800		

注：図表 1-2 中の括弧内は、各欄の上段に記載されている各主要団体等及び主要団体等合計の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数が、それぞれ各年末現在における全暴力団の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数に占める割合を示している。

2 主要団体等の動向

主要団体等の令和3年における主な動向は、次のとおりである。

(1) 六代目山口組

「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたこと等を受け、警戒区域外で執行部会やブロック会議を開催している。

若頭補佐や幹部への昇格人事を行い、組織の活性化を図るとともに、神戸山口組傘下組織を六代目山口組傘下に取り込むなど、引き続き神戸山口組に対する切り崩し工作を行っている。

(2) 神戸山口組

「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたこと等を受け、警戒区域外で会合を開催している。

直系組織の代表が引退し、傘下組織が六代目山口組に移籍する一方、副本部長の役職を新設し、直系組織の幹部を新たに舎弟に登用するなど、体制の維持を図っている。

(3) 絆會

定例会の代わりに執行部会やブロック会議を開催しているほか、令和3年8月に若頭代行や若頭補佐への昇格人事を行うなど、体制の維持を図っている。

(4) 池田組

令和2年7月末に神戸山口組傘下からの離脱を表明し、令和3年11月には、岡山県公安委員会により、指定暴力団として指定された。

(5) 住吉会

令和3年4月に八代目会長が最高位の代表に就任し、渉外委員長を九代目会長とする代目継承を行い、組織の活性化を図ったほか、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど、その関係を維持している。

(6) 稲川会

令和3年4月に役員人事を行い、組織の活性化を図ったほか、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど、その関係を維持している。

3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

(1) 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋及び会社ゴロ等（会社ゴロ及び新聞ゴロをいう。以下同じ。）の数は、令和3年末現在、965人と近年減少傾向にある（図表1-3）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分	年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総会屋		280	270	250	240	230	220	210	200	190	180
	グループ構成員	50	50	50	40	40	30	30	30	30	30
	単独人員	230	220	200	200	190	190	180	170	160	150
会社ゴロ等		970	980	940	920	875	870	825	800	780	785
	グループ構成員	30	30	20	10	5	20	5	0	0	10
	単独人員	940	950	920	910	870	850	820	800	780	775
合計		1,250	1,250	1,190	1,160	1,105	1,090	1,035	1,000	970	965

注：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

(2) 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ及び政治活動標ぼうゴロをいう。以下同じ。）の数は、令和3年末現在、4,730人と近年減少傾向にある（図表1-4）。

図表1-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分	年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
社会運動標ぼうゴロ		620	660	610	570	530	480	460	400	360	330
	グループ構成員	320	280	240	220	180	150	140	80	50	50
	単独人員	300	380	370	350	350	330	320	320	310	280
政治活動標ぼうゴロ		5,700	5,600	5,500	5,700	5,500	5,300	5,100	5,100	4,700	4,400
	グループ構成員	4,200	4,200	4,100	4,300	4,100	3,900	3,700	3,700	3,300	3,200
	単独人員	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,200
合計		6,320	6,260	6,110	6,270	6,030	5,780	5,560	5,500	5,060	4,730

注：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

第3 暴力団犯罪の検挙状況等

1 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は減少傾向にあり、令和3年においては、11,735人である。主な罪種別では、傷害が1,353人、窃盗が1,008人、恐喝が456人、覚醒剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が2,985人で、前年に比べそれぞれ276人、149人、119人、525人減少している一方、詐欺が1,555人で、前年に比べ306人増加している（**図表1-5、1-8**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は2,238人、準構成員その他の周辺者は9,497人で前年に比べいずれも減少している（**図表1-5、1-6**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても近年減少傾向にあり、令和3年においては、19,425件である。主な罪種別では、傷害が1,119件、窃盗が6,012件、恐喝が391件、覚醒剤取締法違反が4,512件で、前年に比べそれぞれ247件、700件、43件、576件減少している一方、詐欺が1,933件で、前年に比べ388件増加している（**図表1-7**）。

図表 1-5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		H29	H30	R元	R2	R3	前年比	
刑	殺人	118	94	79	97	91	-6	
	強盗	244	287	246	175	217	42	
	放火	22	23	14	17	7	-10	
	強制的性交等	38	40	30	40	39	-1	
	凶器準備集合	4	2	1	2	2	0	
	暴行	1,043	993	866	829	676	-153	
	傷害	2,095	2,042	1,823	1,629	1,353	-276	
	脅迫	513	550	393	415	356	-59	
	恐喝	803	772	636	575	456	-119	
	窃盗	1,874	1,627	1,434	1,157	1,008	-149	
	詐欺	1,813	1,749	1,448	1,249	1,555	306	
	横領	51	43	35	34	35	1	
	文書偽造	191	154	114	126	120	-6	
	賭博	289	292	189	225	149	-76	
法	わいせつ物頒布等	13	30	16	14	12	-2	
	公務執行妨害	220	186	162	127	136	9	
	うち公契約関係競売等妨害	0	0	0	0	0	0	
	犯人蔵匿	54	46	52	74	36	-38	
	証人威迫	7	7	7	6	2	-4	
	逮捕監禁	130	96	171	117	93	-24	
	信用毀損・威力業務妨害	30	46	40	48	19	-29	
	器物損壊	310	247	238	201	170	-31	
	暴力行爲	28	15	20	7	7	0	
	その他刑法犯	503	484	431	369	336	-33	
	刑法犯合計	10,393	9,825	8,445	7,533	6,875	-658	
	特	出入国管理・難民認定法	38	57	40	42	22	-20
		軽犯罪法	96	87	104	109	79	-30
		酩酊者規制法	2	0	2	1	1	0
迷惑防止条例		375	275	187	107	100	-7	
暴力団対策法		5	4	5	9	20	11	
自転車競技法		6	4	1	0	0	0	
競馬法		0	0	0	0	0	0	
モーターボート競走法		4	4	3	3	0	-3	
小型自動車競走法		0	0	0	0	0	0	
風営適正化法		250	210	141	127	79	-48	
青少年保護育成条例		32	16	19	30	21	-9	
売春防止法		48	54	15	71	19	-52	
児童福祉法		39	20	18	9	8	-1	
出資法		24	12	33	22	27	5	
法	貸金業法	39	29	31	35	20	-15	
	宅地建物取引業法	3	0	8	1	3	2	
	建設業法	16	4	5	21	9	-12	
	銃刀法	193	140	137	133	90	-43	
	火薬類取締法	2	1	2	2	0	-2	
	麻薬等取締法	67	49	56	58	51	-7	
	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	738	744	762	732	764	32	
	覚醒剤取締法	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985	-525	
	毒劇物法	29	31	32	30	21	-9	
	廃棄物処刑法	78	74	57	68	87	19	
	労働基準法	4	15	3	6	3	-3	
	職業安定法	27	31	26	37	15	-22	
	健康保険法	0	4	0	10	2	-8	
犯	労働者派遣法	6	12	23	15	12	-3	
	旅券法	6	2	2	4	1	-3	
	麻薬等特例法	64	95	165	87	92	5	
	その他の特別法犯	460	513	366	377	329	-48	
特別法犯合計	7,344	7,056	5,836	5,656	4,860	-796		
総計	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	-1,454		

図表 1 - 6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		H29	H30	R元	R 2	R 3	前年比
罪種名							
刑	殺人	54	25	22	38	37	-1
	強盗	43	58	40	34	23	-11
	放火	5	3	4	2	1	-1
	強制的性交等	6	6	2	7	7	0
	凶器準備集合	2	2	0	0	0	0
	暴行	264	211	212	182	150	-32
	傷害	564	444	403	380	247	-133
	脅迫	187	232	147	141	130	-11
	恐喝	362	360	262	195	173	-22
	窃盗	229	190	176	109	93	-16
	詐欺	645	518	410	379	413	34
	横領	7	5	2	6	6	0
	法	文書偽造	98	67	52	60	67
賭博		39	18	20	18	3	-15
わいせつ物頒布等		1	1	2	1	3	2
公務執行妨害		38	30	27	20	34	14
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0
犯人蔵匿		21	23	13	28	11	-17
証人威迫		4	4	1	4	0	-4
逮捕監禁		38	20	77	20	34	14
信用毀損・威力業務妨害		9	21	12	13	4	-9
器物損壊		72	39	50	31	27	-4
暴力行爲		13	5	3	5	4	-1
その他刑法犯		127	99	81	77	63	-14
刑法犯合計		2,828	2,381	2,018	1,750	1,530	-220
特別	出入国管理・難民認定法	6	6	4	2	5	3
	軽犯罪法	31	33	43	39	23	-16
	酩酊者規制法	0	0	0	1	0	-1
	迷惑防止条例	22	20	7	6	6	0
	暴力団対策法	3	4	3	6	13	7
	自転車競技法	3	2	0	0	0	0
	競馬法	0	0	0	0	0	0
	モーターボート競走法	2	2	3	1	0	-1
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風営適正化法	10	10	8	12	3	-9
	青少年保護育成条例	8	4	2	4	2	-2
	売春防止法	2	4	2	9	2	-7
	児童福祉法	5	1	1	1	0	-1
	出資法	7	7	6	3	10	7
	貸金業法	7	12	13	15	6	-9
	宅地建物取引業法	1	0	1	0	0	0
	建設業法	3	0	0	1	1	0
	銃刀法	74	60	54	44	28	-16
	火薬類取締法	1	0	0	0	0	0
	麻薬等取締法	11	6	4	4	3	-1
	あへん法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	84	51	39	49	51	2
	覚醒剤取締法	786	644	526	458	415	-43
毒劇物法	0	2	0	0	1	1	
廃棄物処刑法	15	14	5	8	13	5	
労働基準法	1	1	0	0	0	0	
職業安定法	2	12	8	2	1	-1	
健康保険法	0	0	0	2	0	-2	
労働者派遣法	2	1	5	4	6	2	
旅券法	3	0	1	1	0	-1	
麻薬等特例法	14	4	15	15	12	-3	
その他の特別法犯	129	124	101	124	107	-17	
特別法犯合計	1,232	1,024	851	811	708	-103	
総計		4,060	3,405	2,869	2,561	2,238	-323

図表 1-7 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		H29	H30	R元	R2	R3	前年比	
刑	殺人	71	61	57	63	58	-5	
	強盗	159	165	123	110	105	-5	
	放火	28	30	10	21	7	-14	
	強制的性交等	39	47	26	39	36	-3	
	凶器準備集合	1	0	2	1	1	0	
	暴行	1,085	1,055	894	851	709	-142	
	傷害	1,818	1,758	1,527	1,366	1,119	-247	
	脅迫	523	512	414	448	366	-82	
	恐喝	596	592	491	434	391	-43	
	窃盗	11,303	10,194	10,748	6,712	6,012	-700	
	詐欺	2,379	2,270	2,327	1,545	1,933	388	
	横領	61	49	34	50	50	0	
	文書偽造	211	154	174	140	110	-30	
	賭博	70	74	142	62	62	0	
	法	わいせつ物頒布等	11	13	11	6	9	3
		公務執行妨害	292	276	218	191	213	22
うち公契約関係競売等妨害		0	0	1	0	0	0	
犯人蔵匿		42	40	54	49	35	-14	
証人威迫		6	8	8	7	3	-4	
逮捕監禁		81	74	72	68	53	-15	
信用毀損・威力業務妨害		33	31	31	37	19	-18	
器物損壊		492	452	384	371	326	-45	
暴力行爲		11	6	11	4	3	-1	
その他刑法犯		965	820	882	682	616	-66	
刑法犯合計		20,277	18,681	18,640	13,257	12,236	-1,021	
特		出入国管理・難民認定法	48	58	35	41	20	-21
		軽犯罪法	113	99	113	125	90	-35
		酩酊者規制法	2	0	2	1	1	0
		迷惑防止条例	374	269	181	115	110	-5
		暴力団対策法	4	5	7	10	7	-3
	自転車競技法	3	2	1	0	0	0	
	競馬法	0	0	1	0	0	0	
	モーターボート競走法	2	2	3	1	0	-1	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	243	178	129	117	87	-30	
	青少年保護育成条例	45	24	25	36	22	-14	
	売春防止法	57	35	18	50	36	-14	
	児童福祉法	29	19	15	9	10	1	
	出資法	30	27	28	30	25	-5	
	貸金業法	40	32	37	43	24	-19	
	法	宅地建物取引業法	2	0	4	1	1	0
建設業法		13	2	4	11	3	-8	
銃刀法		237	184	164	173	121	-52	
火薬類取締法		4	1	7	3	1	-2	
麻薬等取締法		200	168	182	177	158	-19	
あへん法		0	1	0	0	0	0	
大麻取締法		1,086	1,151	1,129	1,099	1,205	106	
覚醒剤取締法		6,844	6,662	5,274	5,088	4,512	-576	
毒劇物法		36	39	41	38	24	-14	
廃棄物処刑法		75	75	56	61	166	105	
労働基準法		7	6	3	6	2	-4	
職業安定法		21	21	16	27	11	-16	
健康保険法		0	2	1	7	2	-5	
労働者派遣法		5	6	15	14	10	-4	
旅券法		6	2	3	4	1	-3	
麻薬等特例法		90	129	207	122	158	36	
その他の特別法犯	572	454	420	384	382	-2		
特別法犯合計	10,188	9,653	8,121	7,793	7,189	-604		
総計	30,465	28,334	26,761	21,050	19,425	-1,625		

図表 1-8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総数	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735
うち覚醒剤取締法違反	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985
うち傷害	2,970	2,807	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629	1,353
うち窃盗	2,794	2,470	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157	1,008
うち詐欺	2,190	2,321	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249	1,555
うち恐喝	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575	456

2 六代目山口組等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、六代目山口組、神戸山口組、絆會、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しており、令和3年においても、9,354人で79.7%を占めている。このうち、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、4,496人と暴力団構成員等の検挙人員の約4割を占めている（図表1-9）。

図表 1-9 六代目山口組等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)	11,735 (2,238)
うち六代目山口組	12,566 (2,366)	11,308 (2,325)	10,854 (2,047)	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)	5,187 (960)	4,843 (875)	4,496 (780)
うち神戸山口組	—	—	—	732 (176)	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)	1,642 (377)	1,476 (299)	967 (210)
うち絆會	—	—	—	—	—	—	467 (93)	393 (83)	347 (63)	137 (28)
うち住吉会	3,411 (964)	3,708 (944)	3,785 (834)	3,769 (809)	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)	2,433 (493)	2,215 (438)	2,220 (427)
うち稲川会	3,645 (1,059)	3,252 (1,014)	3,585 (850)	3,445 (771)	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)	1,793 (400)	1,662 (402)	1,534 (367)
上記団体合計	19,622 (4,389)	18,268 (4,283)	18,224 (3,731)	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)	11,448 (2,313)	10,543 (2,077)	9,354 (1,812)
暴力団構成員等の検挙 人員に占める上記団体 の暴力団構成員等の 検挙人員の割合(%)	81.3 【79.7】	79.9 【80.3】	81.0 【78.8】	81.3 【78.9】	81.0 【79.9】	80.1 【80.3】	80.0 【80.2】	80.2 【80.6】	79.9 【81.1】	79.7 【81.0】

注1：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

注2：隅付き括弧内は、暴力団構成員の検挙人員に占める上記団体の暴力団構成員の検挙人員の割合を指す。

3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は平成27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るため、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

令和3年においては、六代目山口組直系組長等7人、弘道会直系組長等12人、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）31人を検挙している（図表1-10）。

図表1-10 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減
六代目山口組直系組長等	23	8	14	15	18	16	12	4	5	7	2
弘道会直系組長等	5	10	11	9	18	18	11	9	13	12	-1
弘道会直系組織幹部	27	31	30	23	29	20	18	23	19	31	12

【事例】

○ 弘道会直系組長らによる詐欺事件（令和3年10月、警視庁）

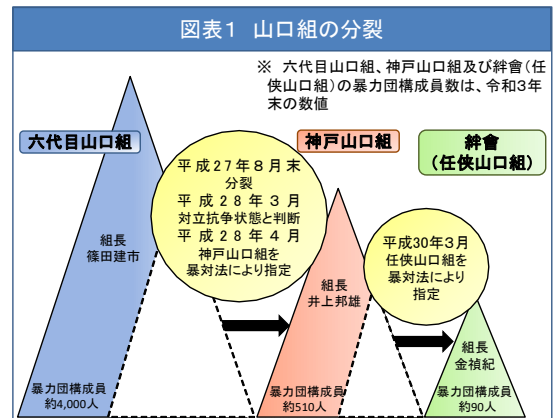
弘道会直系組長らは、令和2年7月、国の持続化給付金制度を不正に利用しようと考え、同給付金申請用ページに接続し、自らが暴力団員であることを隠した上、管理する会社の売上げが減少したように装って同給付金の給付を申請し、現金200万円をだまし取った。令和3年10月までに、同組長らを詐欺罪で検挙した。

★ トピックス I

六代目山口組・神戸山口組の対立抗争等

1 山口組の分裂

平成27年8月末、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成28年4月には、兵庫県公安委員会が神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、平成29年4月には、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を明らかにし、平成30年3月、兵庫県公安委員会が任侠山口組を指定暴力団として新たに指定（令和2年2月に絆會と改称）したことで、3つの指定暴力団が対立することとなった（図表1）。



2 対立抗争の激化

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められた。

～主要検挙事例～

- 平成31年4月、兵庫県神戸市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員らが神戸山口組傘下組織組長の背部等を包丁で突き刺すなどした殺人未遂事件が発生し、同月、同組員ら2人を逮捕した。
- 令和元年8月、兵庫県神戸市内の路上において、神戸山口組傘下組織組長が六代目山口組傘下組織組員に拳銃を発射して負傷させた殺人未遂事件が発生し、同年12月、同組長を逮捕した。
- 令和元年10月、兵庫県神戸市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組傘下組織組員らに拳銃を発射して死亡させた殺人事件が発生し、同月、六代目山口組傘下組織組員を逮捕した。

3 事務所使用制限命令の発出

対立抗争の激化を受け、令和元年10月、兵庫県警察、岐阜県警察、愛知県警察及び大阪府警察が、対立抗争に関係する暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、その後、同年11月、これら4府県の公安委員会が、事務所使用制限命令を発出した。同命令により、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供することが禁止されることとなった。

4 特定抗争指定暴力団等の指定

その後も、自動小銃を使用した殺人事件が発生するなど、六代目山口組と神戸山口組に関連する凶器を使用した殺傷事件が続発した状況を受け、令和元年12月、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、3か月の期間及び警戒区域を定めて両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定することを決定し、令和2年1月、その効力が発生した。さらに、両団

図表2 六代目山口組・神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域

【警戒区域】

岐阜県：岐阜市
 愛知県：名古屋市、刈谷市、あま市及び知多郡武豊町
 三重県：桑名市
 京都府：京都市
 大阪府：大阪市及び豊中市
 兵庫県：神戸市、姫路市、尼崎市、南あわじ市及び淡路市（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

鳥取県：米子市
 島根県：松江市
 岡山県：津山市

9府県17市町
 ※令和3年末現在

体に関連する殺傷事件が発生するなどしたことを受け、令和3年末現在、9府県の公安委員会により、17市町を警戒区域とする指定が行われている（図表2）。同指定により、警戒区域内での事務所の新設、対立組織の組員に対するつきまとい、対立組織の組員の居宅及び事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されることとなった。

～六代目山口組・神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る主な出来事～

【令和2年】

- 1月 岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会（以下「6府県の公安委員会」という。）が、六代目山口組及び神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」として指定。
- 4月 6府県の公安委員会が、指定の期限を延長。
- 5月 岡山県において、六代目山口組傘下組織幹部による神戸山口組傘下組織幹部に対する拳銃使用の殺人未遂事件が発生。
- 7月 6府県の公安委員会が、指定の期限を延長。
鳥取県、島根県、岡山県及び愛媛県の公安委員会（以下「4県の公安委員会」という。）が、両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定。
- 8月 山口県において、六代目山口組傘下組織組員による神戸山口組傘下組織幹部に対する拳銃使用の殺人未遂事件が発生。
- 10月 6府県の公安委員会及び4県の公安委員会（以下「10府県の公安委員会」という。）が、指定の期限を延長。
- 11月 兵庫県において、六代目山口組傘下組織幹部らによる神戸山口組幹部らに対する拳銃使用の殺人未遂事件が発生。
- 12月 岡山県において、六代目山口組傘下組織組員による神戸山口組傘下組織事務所に対する拳銃使用の建造物損壊事件が発生。

【令和3年】

- 1月 10府県の公安委員会が、指定の期限を延長。
- 4月 10府県の公安委員会が、指定の期限を延長。
- 5月 岡山県において、六代目山口組傘下組織組員による神戸山口組傘下組織組長に対する機関拳銃等使用の殺人未遂等事件が発生。
- 7月 10府県の公安委員会が、指定の期限を延長。
- 10月 愛媛県を除く9府県の公安委員会が、指定の期限を延長。

5 対立抗争に起因するとみられる事件の検挙

対立抗争状態にあると判断した平成28年3月7日から令和3年末までに、両団体の対立抗争に起因するとみられる事件は23都道府県で86件発生し、うち70件で275人の暴力団構成員等を検挙した。

～令和3年における主要検挙事例～

- 令和2年9月、宮崎県宮崎市内の駐車場において、六代目山口組傘下組織組長が、神戸山口組傘下組織組長の頭部等を包丁で突き刺すなどした殺人未遂事件が発生し、令和3年9月までに、六代目山口組傘下組織幹部らを逮捕した。
- 令和3年4月、大分県日田市内の神戸山口組傘下組織事務所に、火炎瓶が投てきされる事件が発生し、同年7月、六代目山口組傘下組織組員を火炎びん処罰法違反（火炎びんの使用）で逮捕した。
- 令和3年5月、岡山県倉敷市内において、六代目山口組傘下組織組員が、神戸山口組傘下組織組長の自宅玄関扉に向けて機関拳銃等を発射する事件が発生し、同年6月までに、同組員を殺人未遂罪等で逮捕した。

4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

(1) 事業者襲撃等事件の発生状況

平成25年まで暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が相次いで発生してきたが、平成26年以降大きく減少し、令和3年においては、1件発生している（図表1-11）。

図表1-11 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
発生事件数	22	23	8	1	3	2	1	2	1	1

注：事件数とは、都道府県警察から事件単位で報告があった数を計上したもので、検挙件数とは異なる（以下同じ。）。

(2) 対立抗争事件の発生状況

令和3年においては、対立抗争に起因するとみられる事件は3件発生している（図表1-12）。

これらはいずれも六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するものであり、火炎瓶や銃器を使用した事件が住宅街で発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表1-12 対立抗争事件の発生状況の推移

年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
対立抗争認定数(回)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
うち六代目山口組関与事件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
発生件数(件)	14	27	18	0	42	9	8	14	10	3
うち銃器使用回数	7	20	9	0	6	1	1	3	5	1
死者数(人)	1	0	0	0	4	1	0	3	0	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	6	3	3	0	15	4	9	7	8	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、令和3年においては8件発生し、これらの事件による負傷者は3人で、死者はなかった（図表1-13）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組員による拳銃等使用の殺人未遂等事件（令和3年6月、岡山）

六代目山口組傘下組織組員は、令和3年5月、岡山県倉敷市内の神戸山口組傘下組織組長の自宅敷地内において、殺意をもって、同組長の自宅玄関扉に向けて機関拳銃等を発射し、同玄関扉

を損壊した。同年6月、同組員を殺人未遂罪等で逮捕した。

図表1-13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分	年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
発砲事件数(件)		25	35	19	8	17	13	4	10	14	8
	うち対立抗争によるもの	7	20	9	0	6	1	1	3	5	1
死者数(人)		3	2	0	1	2	2	0	4	3	0
負傷者数(人)		11	2	3	3	1	4	1	5	5	3

6 拳銃押収丁数

暴力団からの拳銃押収丁数は、令和3年においては、31丁と前年に比べ減少している(図表1-14)。

依然として、暴力団が拳銃を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

図表1-14 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分	年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
押収拳銃総数(丁)		95	74	104	63	54	79	73	77	54	31
	真正銃(丁)	89	69	98	56	54	68	70	76	51	30
		93.7%	93.2%	94.2%	88.9%	100.0%	86.1%	95.9%	98.7%	94.4%	96.8%
	改造銃(丁)	6	5	6	7	0	11	3	1	3	1
		6.3%	6.8%	5.8%	11.1%	0.0%	13.9%	4.1%	1.3%	5.6%	3.2%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

7 組織的犯罪処罰法(加重処罰関係)の適用状況

令和3年における暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数は4件であり、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙事件数は1件であった(図表1-15)。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部らによる組織的犯罪処罰法違反事件(令和3年9月、宮崎、大分)

六代目山口組傘下組織幹部らは、令和2年9月、団体の活動として組織により、殺意をもって、神戸山口組傘下組織組長に対して刃物を突き刺すなどし、負傷させた。令和3年9月まで

に、同幹部らを組織的犯罪処罰法違反（組織的殺人未遂等）等で逮捕した。

図表 1-15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	3	6	6	4	13	5	4	10	4	4
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1

8 資金獲得犯罪の検挙状況

(1) 令和3年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博といった伝統的資金獲得犯罪は、依然として、暴力団等の有力な資金源になっていることがうかがえる。これらのうち、暴力団構成員等の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める覚醒剤取締法違反の割合は近年、約8割で推移しており、令和3年中においても同様である（図表1-18、1-19）。

また、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の検挙人員は、覚醒剤取締法違反に次いで多く、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（図表1-8）。

特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、有力な資金源の一つとしている実態が認められる。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

令和3年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した同法第10条違反事件数が32件であり、犯罪収益等収受について規定した同法第11条違反事件数が28件である。

また、同法第23条に規定する起訴前の没収保全命令の適用事件数は22件である（図表1-16、1-17）。

【事例】

○ 道仁会傘下組織組長による犯罪収益等隠匿事件（令和3年6月、佐賀）

無登録で貸金業を営んでいた道仁会傘下組織組長は、平成30年6月から令和3年4月にかけて、複数の借受人に、返済金合計約290万円を同組長が管理する複数の他人名義の口座に振り込ませ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した。同年6月、同組長を組織的犯罪処罰法違反（犯罪

収益等隠匿)で検挙した。

**図表 1-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）
の適用状況（事件数）**

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
犯罪収益等隠匿(10条)	27	35	26	43	45	22	36	32	27	32
犯罪収益等收受(11条)	28	40	28	46	25	24	26	19	30	28
起訴前の没収保全命令(23条)	39	54	45	46	34	27	27	14	20	22

**図表 1-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）
の適用状況（令和3年・前提犯罪の内訳・事件数）**

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
詐欺	11	8	3	22
風営適正化法	2	6	7	15
窃盗	5	5	0	10
貸金業法・出資法	6	0	2	8
賭博等	0	4	2	6
電子計算機使用詐欺	5	0	0	5
労働者派遣法	1	0	4	5
売春防止法	0	3	1	4
入管法	0	0	3	3
恐喝	1	1	0	2
電磁的公正証書原本不実記録	1	0	0	1
不正作出私電磁的記録供用	0	1	0	1
合計	32	28	22	82

(3) 伝統的資金獲得犯罪

伝統的資金獲得犯罪の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、近年、30～50%台で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が5～7%台で推移していることからすると、高いといえる。

令和3年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は3,590人で、暴力団構成員等の総検挙人員の30.6%を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる（図表1-18、1-20）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組長らによる賭博開張図利事件（令和3年7月、岡山）

六代目山口組傘下組織組長らは、令和2年7月から同年8月にかけて、プロ野球の試合を利用した賭博場を開張して利益を図った。令和3年7月、同組長らを賭博開張図利罪で逮捕した。

図表 1-18 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
暴力団構成員等の検挙人員 (人)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)	11,735 (2,238)
うち伝統的資金獲得犯罪の検挙人員	8,209 (1,796)	7,478 (1,651)	7,479 (1,457)	7,202 (1,410)	6,269 (1,253)	5,795 (1,192)	5,641 (1,026)	4,422 (811)	4,313 (672)	3,590 (591)
暴力団構成員等の検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の割合 (%)	34.0 【32.6】	32.7 【31.0】	33.2 【30.8】	33.3 【30.7】	31.3 【27.2】	32.7 【29.4】	33.4 【30.1】	31.0 【28.3】	32.7 【26.2】	30.6 【26.4】

注1：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員の数を示したものである。

注2：隅付き括弧内は、暴力団構成員の検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の割合を示したものである。

図表 1-19 罪種別伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
暴力団構成員等の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員 (人)	8,209 (1,796)	7,478 (1,651)	7,479 (1,457)	7,202 (1,410)	6,269 (1,253)	5,795 (1,192)	5,641 (1,026)	4,422 (811)	4,313 (672)	3,590 (591)
うち覚醒剤取締法違反	6,285 (1,150)	6,045 (1,109)	5,966 (979)	5,618 (910)	5,003 (845)	4,693 (786)	4,569 (644)	3,593 (526)	3,510 (458)	2,985 (415)
割合 (%)	76.6 【64.0】	80.8 【67.2】	79.8 【67.2】	78.0 【64.5】	79.8 【67.4】	81.0 【65.9】	81.0 【62.8】	81.3 【64.9】	81.4 【68.2】	83.1 【70.2】
うち恐喝	1,334 (572)	1,084 (462)	1,084 (432)	1,042 (431)	830 (344)	803 (362)	772 (360)	636 (262)	575 (195)	456 (173)
割合 (%)	16.3 【31.8】	14.5 【28.0】	14.5 【29.6】	14.5 【30.6】	13.2 【27.5】	13.9 【30.4】	13.7 【35.1】	14.4 【32.3】	13.3 【29.0】	12.7 【29.3】
うち賭博	511 (49)	294 (56)	366 (34)	515 (60)	423 (57)	289 (39)	292 (18)	189 (20)	225 (18)	149 (3)
割合 (%)	6.2 【2.7】	3.9 【3.4】	4.9 【2.3】	7.2 【4.3】	6.7 【4.5】	5.0 【3.3】	5.2 【1.8】	4.3 【2.5】	5.2 【2.7】	4.2 【0.5】
うちノミ行為等	79 (25)	55 (24)	63 (12)	27 (9)	13 (7)	10 (5)	8 (4)	4 (3)	3 (1)	0 (0)
割合 (%)	1.0 【1.4】	0.7 【1.5】	0.8 【0.8】	0.4 【0.6】	0.2 【0.6】	0.2 【0.4】	0.1 【0.4】	0.1 【0.4】	0.1 【0.1】	0.0 【0.0】

注1：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員の数を示したものである。

注2：隅付き括弧内は、暴力団構成員の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める罪種別の検挙人員の割合を示したものである。

図表 1-20 伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
伝統的資金獲得犯罪の合計	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641	4,422	4,313	3,590
暴力団構成員等が占める割合	53.3%	52.9%	53.3%	51.7%	49.0%	47.1%	47.3%	43.0%	42.0%	38.3%
覚醒剤取締法違反	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985
暴力団構成員等が占める割合	55.2%	56.1%	55.3%	52.1%	48.8%	47.4%	47.3%	43.4%	42.6%	39.1%
恐喝	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575	456
暴力団構成員等が占める割合	43.7%	42.3%	44.1%	47.6%	46.3%	45.5%	46.2%	41.4%	38.0%	37.1%
賭博	511	294	366	515	423	289	292	189	225	149
暴力団構成員等が占める割合	58.3%	40.6%	49.8%	55.8%	58.3%	45.4%	48.5%	41.8%	45.5%	29.6%
ノミ行為等	79	55	63	27	13	10	8	4	3	0
暴力団構成員等が占める割合	94.0%	82.1%	98.4%	84.4%	46.4%	90.9%	80.0%	30.8%	50.0%	0.0%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総検挙人員	356,389	328,113	316,965	304,868	289,016	277,472	268,988	254,421	243,927	233,197
うち暴力団構成員等の検挙人員	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735
暴力団構成員等が占める割合	6.8%	7.0%	7.1%	7.1%	6.9%	6.4%	6.3%	5.6%	5.4%	5.0%

(4) 詐欺事犯

近年、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして、詐欺、特に特殊詐欺を行っている実態がうかがえる（図表 1-21）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組員による詐欺事件（令和3年2月、石川）

六代目山口組傘下組織組員は、令和2年5月から同年11月にかけて、国の持続化給付金制度や県の経営持続支援金制度等を不正に利用しようと考え、自らが暴力団員であること等を隠した上、給付申請等し、現金合計240万円をだまし取った。令和3年2月、同組員を詐欺罪で逮捕した。

○ 家電販売店店員等をかたる特殊詐欺事件（令和3年6月、京都）

令和元年11月、家電販売店の店員等を装って高齢者の自宅を訪れた「受け子」の男が、高齢者からキャッシュカードをだまし取るなどした特殊詐欺事件で、令和3年6月までに、犯行グループを統括していた神戸山口組傘下組織幹部を含むメンバー合計33人を詐欺罪等で逮捕した。

図表 1-21 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H29	H30	R元	R2	R3
	特殊詐欺(検挙人員全体)		2,448	2,837	2,861	2,621
	うち主犯	62	55	59	60	45
	うち暴力団構成員等	618	655	521	402	295
	うち主犯	29	27	23	27	19
	検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合	25.2%	23.1%	18.2%	15.3%	12.5%
	主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合	46.8%	49.1%	39.0%	45.0%	42.2%

注：令和3年の数値は暫定値である。

(5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

ア 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 1-22、1-23）。

【事例】

○ 道仁会傘下組織組長らによる貸金業法違反事件（令和3年7月、佐賀）

道仁会傘下組織組長らは、平成29年5月頃から令和2年4月頃にかけて、男性らに現金合計140万円を貸し付け、登録を受けずに貸金業を営んだ。令和3年7月までに、同組長らを貸金業法違反（無登録営業等の禁止）等で逮捕した。

図表 1-22 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	暴力団構成員等の検挙人員		53	73	49	39	35	39	29	31	35
	うち暴力団構成員の検挙人員	12	19	12	18	9	7	12	13	15	6
	暴力団構成員等が占める割合	29.4%	43.7%	33.3%	23.5%	27.6%	30.2%	29.3%	32.6%	34.7%	24.7%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 1-23 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
暴力団構成員等の検挙人員	43	46	27	26	20	24	12	33	22	27
うち暴力団構成員の検挙人員	15	12	5	10	7	7	7	6	3	10
暴力団構成員等が占める割合	22.9%	27.7%	16.5%	24.3%	15.6%	19.7%	9.7%	28.4%	20.4%	22.1%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

イ 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

ウ 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる（図表 1-24）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部による労働者派遣法違反事件（令和3年11月、静岡）

六代目山口組傘下組織幹部は、令和3年8月から同年10月にかけて、許可なく労働者を現場作業員として派遣し、マンション新築工事等の建設業務に従事させ、労働者派遣法で禁止されている建設業務への労働者派遣事業を行った。同年11月、同幹部を労働者派遣法違反（禁止業務への派遣）で逮捕した。

図表 1-24 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
暴力団構成員等の検挙人員	31	32	34	23	7	6	12	23	15	12
うち暴力団構成員の検挙人員	13	15	18	3	2	2	1	5	4	6
暴力団構成員等が占める割合	73.8%	86.5%	87.2%	62.2%	21.9%	42.9%	48.0%	69.7%	55.6%	92.3%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

エ 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織総長らによる売春防止法違反事件（令和3年3月、栃木）

六代目山口組傘下組織総長らは、令和2年7月頃から同年8月頃にかけて、売春の周旋をした。令和3年3月、同総長らを売春防止法違反（周旋等）で逮捕した。

(6) 企業対象暴力及び行政対象暴力

令和3年における暴力団構成員等、総会屋、会社ゴロ等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は443件となっており、このうち、企業対象暴力事犯は196件、行政対象暴力事犯は247件となっている。

また、総会屋、会社ゴロ等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は26人、検挙件数は24件である。依然として暴力団構成員等の反社会的勢力が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

【事例】

○ 三代目狭道会傘下組織組長らによる名誉毀損等事件（令和3年1月、広島）

三代目狭道会傘下組織組長らは、令和2年12月、電気通信会社等の付近住民らに対し、拡声器を使用するなどして、「反社会勢力との密接交際をやめろ」「大悪党反社会勢力の交際を即時やめろ」「人間の皮を被った食欲古狸と大悪党企業の成敗」などと言って、同会社等の名誉を毀損するなどした。令和3年1月、同組長らを名誉毀損罪等で逮捕した。

(7) 金融・不良債権関連事犯

令和3年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は13件であり、いずれも企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものであった（図表1-25）。

【事例】

○ 六代目共政会傘下組織幹部らによる詐欺事件（令和3年2月、広島）

六代目共政会傘下組織幹部らは、平成26年9月、住宅ローン融資の名目で金融機関から金銭をだまし取ろうと考え、同幹部が住宅ローン融資の借主であり、土地建物の購入資金に充てるつもりであることを隠し、知人男性を借主とする住宅ローン融資を申し込み、融資金約3,000万円をだまし取った。令和3年2月、同幹部らを詐欺罪で逮捕した。

図表 1-25 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
融資過程	28	34	26	12	12	23	8	14	11	13
債権回収過程	11	2	0	0	2	2	0	1	0	0
合計	39	36	26	12	14	25	8	15	11	13

9 準暴力団等

(1) 準暴力団等の動向

準暴力団とは、暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、これに属する者が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行っている、暴力団に準ずる集団である。近年、準暴力団やこれに準ずる集団（以下「準暴力団等」という。）に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集团的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしているとともに、違法な資金獲得活動を活発化させている実態がみられるほか、暴力団との関係を深め、犯罪行為の態様を悪質・巧妙化している状況がうかがえる。

【事例】

○ 刃物等を使用した強盗致傷等事件（令和3年9月、警視庁）

暴走族の元構成員等を中心とする集団のメンバーである男らは、令和3年7月、男性宅に押し入り、警棒等で男性の頭部を殴打した上、刃物で腕を切りつけるなどの暴行を加えて負傷させるとともに、同男性に対し、「早く金を払えよ」などと脅して現金を要求した。さらに、携帯電話を利用して、同男性の母親に「あんたが金を払わないと、あんたは息子の死体を片付けることになるぞ」などと告げた上、同男性の悲鳴を聞かせるなどして脅し、現金を要求した事件について、同年9月、同男ら4人を傷害罪等で検挙した。

○ 親族を装って高齢者から現金をだまし取った詐欺事件（令和3年8月、千葉）

建設作業員の男をリーダーとする集団のメンバーらが、令和2年11月、高齢者に対し、親族を装って「会社に450万円の損害を出してしまい、弁償しないといけないからなんとかしてほしい」旨の嘘を言って現金を要求し、これを信じた高齢者から現金100万円をだまし取った事件について、令和3年8月までに、同男ら6人を詐欺罪で検挙した。

(2) 警察の取組

警察では、準暴力団等の動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、組織窃盗対策、暴走族対策、少年非行対策等の関係部門間における連携を強化し、準暴力団等に係る事案を把握等した場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

【事例】

○ 刃物を使用した殺人等事件(令和3年5月、静岡)

逮捕監禁等の事件を起こしたことがある集団のメンバーである男が、令和3年3月、飲食店等が入るビルの出入口付近において、かねてよりトラブル関係にあった男性の左肩を包丁様の刃物で突き刺し、殺害した事件について、同年5月までに同男を殺人罪で検挙するとともに、同集団のメンバーである他の男ら6人を証拠隠滅罪等で検挙した。

また、同年11月には、繁華街における暴力団や準暴力団等の排除に向け、静岡県弁護士会と共同で飲食店事業者等を対象としたいわゆる「暴排ローラー」を実施した。

○ 国の持続化給付金制度を悪用した詐欺事件(令和3年6月、新潟)

元暴力団構成員等を中心とする集団のメンバーである男らが、令和2年7月、国の持続化給付金制度を不正に利用しようと考え、同給付金申請ページに接続し、虚偽の事業内容及び事業収入を入力するなどして同給付金の給付を申請し、現金200万円をだまし取った事件について、令和3年6月までに、同男ら7人を詐欺罪で検挙した。

第4 暴力団対策法の施行状況等

1 指定状況

令和3年における暴力団の指定状況は次のとおりである。

なお、令和3年末現在、25団体が指定暴力団として指定されている（**図表1-26**）。

- (1) 2月8日、松葉会が東京都公安委員会により10回目の指定を受け、四代目福博会が福岡県公安委員会により8回目の指定を受けた。
- (2) 3月12日、絆會が兵庫県公安委員会により2回目の指定を受けた。
- (3) 4月19日、関東関根組が茨城県公安委員会により2回目の指定を受けた。
- (4) 11月11日、池田組が岡山県公安委員会により新たに指定された。

図表 1-26

指定暴力団一覽表(25団体)

番号	名称主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組 兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約4,000人
2	稲川会 東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約1,900人
3	住吉会 東京都港区赤坂6-4-21	関 功	1都1道1府15県	約2,500人
4	五代目工藤會 福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約250人
5	旭琉會 沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	永山 克博	1県	約240人
6	七代目会津小鉄会 (代表者金元) 京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1道1府	約50人
7	六代目共政会 広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約120人
8	七代目合田一家 山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約40人
9	四代目小桜一家 鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約50人
10	五代目浅野組 岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約60人
11	道仁会 福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約400人
12	二代目親和会 香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約30人
13	双愛会 千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約120人
14	三代目俠道会 広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約70人
15	太州会 福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組 大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約20人
17	極東会 東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	曹 圭化	1都12県	約390人
18	二代目東組 大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約80人
19	松葉会 東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤 義克	1都7県	約340人
20	四代目福博会 福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約80人
21	浪川会 福岡県大牟田市八江町38-1	朴 政浩	1都5県	約180人
22	神戸山口組 兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上 邦雄	1都1道2府13県	約510人
23	絆會 兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道1府9県	約90人
24	関東関根組 茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約100人
25	池田組 岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約80人

注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和3年末現在のものを示している。ただし、旭琉會の「代表する者」については、令和4年3月22日現在のものを示している。

2: 令和3年末における全暴力団構成員数(約1万2,300人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,800人)の比率は95.9%である。

2 行政命令の発出状況

(1) 中止命令

近年、中止命令の発出件数は減少傾向にあり、令和2年においては増加に転じたものの、令和3年においては、866件と前年に比べ268件減少している（**図表1-27**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが597件と全体の68.9%を、加入強要・脱退妨害（同法第16条）に対するものが100件と全体の11.5%を、それぞれ占めている（**図表1-28**）。

暴力的要求行為（同法第9条）に対する中止命令597件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが266件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが45件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが213件となっている。また、加入強要・脱退妨害（同法第16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（同条第1項）が6件、威迫による加入強要・脱退妨害（同条第2項）が88件、密接交際者に対する加入強要・脱退妨害（同条第3項）が6件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが225件と最も多く、全体の26.0%を占め、次いで六代目山口組159件、稲川会135件、神戸山口組40件の順となっている（**図表1-28**）。

【事例】

○ 極東会傘下組織組長による不当建設工事要求行為（令和3年6月、埼玉）

極東会傘下組織組長は、令和3年6月、自宅シャッター等の取付工事を拒否した建設業者の従業員に対し、「俺がやくざだから対応できないんだろ」「何で工事をやらないんだ、おかしいだろう」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、同工事を行うことを要求した。同月、埼玉県公安委員会は、同組長に対し、暴力的要求行為を継続してはならない旨の中止命令を発出した。

(2) 再発防止命令

近年、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあり、令和3年においては37件と前年に比べ15件減少している（**図表1-27**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが26件と全体の70.3%を占めているほか、準暴力的要求行為の要求等（同法第12条の3）に対するものが3件、用心棒の役務提供等（同法第30条の6）に対するものが4件となっている（**図表1-28**）。

暴力的要求行為（同法第9条）に対する再発防止命令26件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが7件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが4件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが13件、高利債権取立（同条第6号）及び不当貸付要求（同条第9号）に対するものが1件となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが12件と最も多く、全体の32.4%を占め、次いで松葉会に対するものが5件、道仁会、双愛会及び太州会に対するものがそれぞれ3件となっている（図表1-28）。

【事例】

○ 絆會傘下組織会長による脱退妨害（令和3年6月、兵庫）

絆會傘下組織会長は、令和3年2月、同組織の組員から脱退することを告げられた際、「お前が辞めたら、お前の身内や手助けしとう奴のところに行って詰めなあかんし、困らせることになるぞ」などと告げて、同組員を威迫して暴力団から脱退することを妨害し、他の組員に対しても同様の妨害行為を行った。これらの行為により、同会長が更に反復して同様の行為を行うおそれが認められたことから、同年6月、兵庫県公安委員会は、同会長に対し、1年間、更に反復して暴力団から脱退することを妨害してはならない旨の再発防止命令を発出した。

○ 松葉会傘下組織組員によるみかじめ料要求行為（令和3年10月、警視庁）

松葉会傘下組織組員は、令和2年7月、マッサージ店の経営者に対し、「みかじめだよ」「うちに全然払ってないだろ」「お金払えないなら、店やめちまえよ」「お金払わなかったらどうなるかわからねえぞ」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、同店が営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求し、他の飲食店経営者に対しても同様の要求を行った。これらの行為により、同組員が更に反復して同様の行為を行うおそれが認められたことから、令和3年10月、東京都公安委員会は、同組員に対し、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した。

(3) 請求妨害防止命令

令和3年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出はなかった（図表1-27）。

(4) 用心棒行為等防止命令

令和3年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は1件である（図表1-27）。

この命令は、六代目山口組に対するものである（図表1-28）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部による用心棒の役務提供等（令和3年7月、愛知）

六代目山口組傘下組織幹部は、令和2年12月頃、縄張内に所在する入れ墨施術店の経営者から、「また来年もよろしくお願いします」などと依頼され、同経営者に対して、「なんか困ったらまた言ってきてよ」などと告げて、用心棒の役務を提供することを約束した。令和3年7月、愛知県公安委員会は、同幹部に対し、同経営者等のために用心棒の役務を提供すること等をして

はならない旨の用心棒行為等防止命令を発出した。

(5) 賞揚等禁止命令

令和3年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は11件である（図表1-27）。

団体別では六代目山口組に対するものが6件、工藤會に対するものが5件となっている（図表1-28）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部に対する暴力行為の賞揚等（令和3年9月、富山）

六代目山口組と神戸山口組との対立抗争において、神戸山口組傘下組織事務所に火炎瓶を投げて同事務所を損壊させた六代目山口組傘下組織幹部に対し、令和3年9月、富山県公安委員会は、六代目山口組の暴力団員から出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品等の供与を受けてはならない旨の賞揚等禁止命令を発出した。

○ 五代目工藤會傘下組織幹部に対する暴力行為の賞揚等（令和3年10月、福岡）

みかじめ料の支払いを拒絶した会社が経営するパチンコ店の店内において、拳銃を発砲して同店を損壊させた五代目工藤會傘下組織幹部に対し、令和3年10月、福岡県公安委員会は、五代目工藤會の暴力団員から出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品等の供与を受けてはならない旨の賞揚等禁止命令を発出した。

(6) 事務所使用制限命令

令和3年における事務所使用制限命令の発出件数は2件である（図表1-27）。

団体別では、六代目山口組、工藤會に対するものがそれぞれ1件となっている（図表1-28）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織事務所に対する事務所の使用制限（令和3年6月、岡山）

「特定抗争指定暴力団等」に指定されている六代目山口組と神戸山口組に関連して、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組傘下組織組長の自宅に向けて機関拳銃等を発射した殺人未遂事件が発生したことを受け、岡山県内に所在する六代目山口組傘下組織事務所について、令和3年6月、岡山県公安委員会は、同事務所を多数の指定暴力団員の集合の用に供すること、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用に供すること等を禁止する事務所使用制限命令を発出した。

図表 1-27 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
中止命令	1,823	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866
再発防止命令	81	62	39	36	33	35	43	32	52	37
請求妨害防止命令	2	5	3	2	0	1	0	3	1	0
用心棒行為等防止命令	—	9	4	8	2	1	6	4	3	1
賞揚等禁止命令	12	2	2	4	6	11	16	3	7	11
事務所使用制限命令	17	0	4	4	0	0	2	19(1)	9	2

注：括弧内は、撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

3 命令違反事件の検挙状況

令和3年における命令違反事件の検挙事件数は1件である。この事件は、六代目山口組による再発防止命令違反である。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組長による再発防止命令違反事件（令和3年2月、大阪）

六代目山口組傘下組織組長は、営業を営む者等に対し用心棒の役務を提供すること等を禁止する旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、大阪府内の飲食店の顧客が支払わなかった飲食代金の一部を回収するため、同顧客に対し、「今から行つたからよ、どこにおるんか言えや」「お前泣かすぞ、そんなこと言っとつたら、あほ」などと告げ、同店経営者のために用心棒の役務を提供した。令和3年2月、同組長を再発防止命令違反で逮捕した。

図表 1-28 令和3年における中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
9条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	3	0	—	—	—
	2号	不当贈与要求行為	266	7	—	—	—
	3号	不当下請等要求行為	3	0	—	—	—
	4号	みかじめ料要求行為	45	4	—	—	—
	5号	用心棒料等要求行為	213	13	—	—	—
	6号	高利債権取立行為	29	1	—	—	—
	7号	不当債権取立行為	1	0	—	—	—
	8号	不当債務免除要求行為	17	0	—	—	—
	9号	不当貸付要求行為	8	1	—	—	—
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0	—	—	—
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0	—	—	—
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0	—	—	—
	13号	不当地上げ行為	0	0	—	—	—
	14号	競売等妨害行為	0	0	—	—	—
	15号	不当宅地等取引要求行為	0	0	—	—	—
	16号	不当宅地賃借要求行為	0	0	—	—	—
	17号	不当建設工事要求行為	1	0	—	—	—
	18号	不当施設利用要求行為	2	0	—	—	—
	19号	不当示談介入行為	0	0	—	—	—
	20号	因縁をつけたの金品等要求行為	9	0	—	—	—
	21号	不当許認可等要求行為	0	0	—	—	—
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0	—	—	—
	23号	不当入札参加要求行為	0	0	—	—	—
	24号	不当入札排除要求行為	0	0	—	—	—
	25号	談合入札要求行為	0	0	—	—	—
	26号	不当公契約排除要求行為	0	0	—	—	—
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0	—	—	—
	小計	597	26	—	—	—	
10条	1項	暴力的要求行為の要求等	—	0	—	—	—
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	152	—	—	—	—
	小計	152	0	—	—	—	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	0	—	—	—	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	3	—	—	—	
12条の5	準暴力的要求行為	6	3	—	—	—	
15条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	—	—	—	—	1
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	—	—	—	—	0
	小計	—	—	—	—	1	
16条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	6	0	—	—	—
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	88	1	—	—	—
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	6	0	—	—	—
	小計	100	1	—	—	—	
17条	加入の強要の命令等	—	0	—	—	—	
20条	指詰め等の強要等	2	0	—	—	—	
21条	指詰め等の強要の命令等	—	0	—	—	—	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	0	—	—	—	
25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	—	—	—	
29条	事務所における禁止行為	9	—	—	—	—	
30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	—	0	—	—	
30条の5	暴力行為の賞揚等	—	—	—	—	11	
30条の6	1項	用心棒の役務提供等	0	4	—	1	—
	2項	用心棒行為等の要求等	—	0	—	—	—
	小計	0	4	—	1	—	
30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	—	—	—	
30条の11-1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	—	—	—	1	
	合計	866	37	0	1	11	2

○ 団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		159	12	0	1	6	1
稲川会		135	2	0	0	0	0
住吉会		225	2	0	0	0	0
五代目工藤會		1	0	0	0	5	1
旭琉會		5	0	0	0	0	0
七代目会津小鉄会（代表者金元）		7	0	0	0	0	0
六代目共政会		1	0	0	0	0	0
七代目合田一家		2	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		1	0	0	0	0	0
五代目浅野組		0	0	0	0	0	0
道仁会		10	3	0	0	0	0
二代目親和会		0	0	0	0	0	0
双愛会		35	3	0	0	0	0
三代目俠道会		1	0	0	0	0	0
太州会		8	3	0	0	0	0
十代目酒梅組		0	0	0	0	0	0
極東会		33	1	0	0	0	0
二代目東組		4	0	0	0	0	0
松葉会		33	5	0	0	0	0
四代目福博会		13	0	0	0	0	0
浪川会		7	0	0	0	0	0
神戸山口組		40	2	0	0	0	0
絆會		2	1	0	0	0	0
関東閥根組		0	0	0	0	0	0
池田組		0	0	0	0	0	0
指定暴力団員以外		144	3	0	0	0	0
	合計	866	37	0	1	11	2

第5 暴力団排除条例の施行状況等

1 条例の制定及び施行

平成23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、令和3年末までに46都道府県内の全市町村で制定されている。

2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。令和3年における実施件数は、勧告45件、中止命令17件、再発防止命令3件、検挙27件となっている。

【事例】

○ 利益供与事業者等に対する勧告（令和3年6月、大分）

無店舗型性風俗特殊営業店の経営者は、令和3年1月から同年4月にかけて、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組傘下組織会長に現金合計4万円を供与した。同年6月、同経営者及び同会長に対し、勧告を実施した。

○ 暴力団排除特別区域における禁止行為（令和3年10月、愛知）

六代目山口組傘下組織幹部らは、平成30年9月頃から令和3年4月頃にかけて、条例により定められた暴力団排除特別区域において、飲食店営業を営む者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、現金合計43万円の供与を受けた。同年10月までに、同幹部及び同飲食店営業を営む者ら5人を同条例違反（特別区域における暴力団員の禁止行為、特別区域における特定接客業者の禁止行為）で検挙した。

第6 暴力団排除等の推進

1 公共部門における暴力団排除

(1) 公共事業等からの暴力団排除

国や地方自治体等においては、警察と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、警察庁と全ての省庁が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築している（令和3年末現在、1府11省2庁）。

イ 地方自治体における取組

① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

なお、平成28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

(参考) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,733	47	1,695	47	1,513
測量・建設コンサルタント	47	1,731	47	1,686	47	1,509
役務提供	47	1,669	—	—	47	1,433
物品・資材調達	47	1,672	—	—	47	1,422
公有財産売払い	47	1,551	—	—	—	—

注：自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

(2) 各種業法による暴力団排除

各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用や警察による各種業法違反の検挙により、暴力団関係企業の排除を進めている。

【事例】

○ 建設業許可からの暴力団排除（令和3年3月、群馬）

県からの照会に基づき、建設業の許可を申請した建設業者について調査したところ、同建設業者の役員等の1人が、住吉会傘下組織組員であることが判明した。令和3年3月、警察からの回答を受けた県が、同建設業者に申請を却下する旨を伝えたところ、同建設業者は申請を取り下げた。

(3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【事例】

○ 生活保護からの暴力団排除（令和3年6月、熊本）

区からの照会に基づき、生活保護の申請者について調査したところ、同申請者が道仁会傘下組織組員であることが判明した。令和3年6月、警察からの回答を受けた区が、同申請者に申請を

却下する旨を伝えたと、同申請者は申請を取り下げた。

2 民間部門における暴力団排除

(1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

(2) 証券取引における暴力団排除

日本証券業協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成18年11月、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、「証券保安連絡会」を立ち上げ、平成21年3月、同協会を「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、平成22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに平成25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(3) 銀行取引における暴力団排除

全国銀行協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成20年5月、銀行取引における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、「反社会的勢力介入排除対策協議会」を立ち上げ、平成20年11月、融資取引に係る銀行取引約定書に、平成21年9月には普通預金、当座勘定及び貸金庫取引の各規定にそれぞれ暴力団排除条項の参考例を示すなどし、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに平成30年1月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(4) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、平成23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。平成27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

(5) 祭礼・露店からの暴力団排除

暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排

除を推進している。

3 地域・住民による暴力団排除

(1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

【事例】

○ 特殊詐欺事件に係る稲川会代表者に対する損害賠償請求訴訟支援（令和3年3月、警視庁）

平成26年9月から同年10月までにかけて発生した、稲川会傘下組織組員らによる特殊詐欺事件の被害者4人が、稲川会の代表者に対して損害賠償を求めた民事訴訟について、東京高等裁判所は、同代表者に対し、合計約1,600万円の支払を命じ、令和3年3月、この判決が確定した。警察では、同訴訟に関し、民暴委員会と連携し支援を実施した。

(2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

【事例】

○ 池田組本部事務所に対する使用差止等仮処分命令の決定（令和3年12月、岡山）

岡山市に所在する池田組本部事務所について、その付近の施設の設置者等である同市が、警察、民暴委員会等と連携し、令和3年8月、岡山地方裁判所に対し、同事務所の使用差止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年12月、同命令が決定された。

4 暴力団排除活動に対する支援

(1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員（略称「PO」（Protection Officer））をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

(2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。

具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

5 都道府県センターの活動状況

(1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

令和3年中の暴力団関係相談の受理件数は46,058件であり、このうち警察で19,287件、都道府県センターで26,771件を受理した（図表1-29）。

図表1-29 暴力団関係相談の受理件数

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
相談受理件数	46,351	47,098	53,487	52,619	51,967	47,978	48,116	48,234	48,936	46,058
うち警察	22,369	23,630	24,183	22,637	21,823	19,930	21,085	20,169	21,017	19,287
うちセンター	23,982	23,468	29,304	29,982	30,144	28,048	27,031	28,065	27,919	26,771

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

令和2年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,307回、同講習の受講人数は延べ44,463人であった。

(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、平成26年7月までに全て適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けており、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行っている。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織事務所に対する使用差止仮処分命令の決定（令和3年5月、静岡）

令和3年3月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターが、六代目山口組傘下組織事務所の付近住民から委託を受け、静岡地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年5月、同命令が決定された。

(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況

令和3年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員の数については、約430人となっている（図表1-30）。

【事例】

○ 暴力団からの離脱者に対する就労支援（令和3年7月）

警察の支援による暴力団からの離脱者が、就労に意欲を持っていることを把握したことから、社会復帰アドバイザーが同人との面談や受入れ企業の選定を行うなど、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会において就労支援を行い、令和3年7月、同人は企業に就労した。

図表1-30 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

区分 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
離脱者	600	520	490	600	640	640	640	570	510	430

第2章：薬物・銃器情勢

第1 薬物情勢

令和3年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 薬物事犯検挙人員は、近年横ばいが続く中、13,862人と前年より僅かに減少した。
このうち、覚醒剤事犯検挙人員は7,824人と前年より減少し、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年（19,722人）から長期的に減少傾向にある。一方で、大麻事犯検挙人員は、30歳未満の若年層を中心に平成26年以降増加が続き、令和3年も過去最多となった前年を上回る5,482人となった（**図表2-1**）。
- 営利目的の薬物事犯の検挙人員は975人と前年より増加した。このうち、覚醒剤事犯については455人と前年より減少したものの、暴力団構成員等の検挙人員が前年に引き続き過半数（54.1%）を占める。また、大麻事犯は426人と大幅に増加し、暴力団構成員等の検挙人員が24.4%（104人）を占めるほか、外国人の検挙人員（50人、11.7%）が前年比で22人、78.6%増加している（**図表2-2**）。
- 覚醒剤の総押収量は688.8キログラム、乾燥大麻の総押収量は329.7キログラムといずれも前年より増加し、高い水準にある。また、電子たばこ用等の大麻濃縮物を22.2キログラム押収した。

上記のとおり、営利を目的とした薬物事犯が増加し、覚醒剤や大麻の供給網に暴力団や外国人の関与がうかがわれることから、引き続き、密輸入・密売事犯や栽培事犯の検挙を通じた薬物の供給網遮断に取り組むこととしている。また、大麻事犯検挙人員は、前年に続いて過去最多を更新しており、厳正な取締りに加え、若年層による乱用防止を主な目的としてSNS等のインターネット上での違法情報・有害情報の排除や広報啓発活動を推進することとしている。

図表 2-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤事犯	検挙件数		14,325	14,135	12,020	12,124	11,598
	検挙人員		10,113	9,868	8,584	8,471	7,824
	暴力団構成員等		4,751	4,645	3,738	3,577	3,051
	構成比率(%)		47.0	47.1	43.5	42.2	39.0
	外国人		706	632	761	480	568
	構成比率(%)		7.0	6.4	8.9	5.7	7.3
大麻事犯	検挙件数		3,965	4,687	5,435	6,015	6,900
	検挙人員		3,008	3,578	4,321	5,034	5,482
	暴力団構成員等		742	762	780	751	789
	構成比率(%)		24.7	21.3	18.1	14.9	14.4
	外国人		250	253	279	292	350
	構成比率(%)		8.3	7.1	6.5	5.8	6.4
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		840	862	945	1,081	966
	MDMA等合成麻薬		107	122	178	372	380
	コカイン		392	434	482	412	308
	ヘロイン		19	14	13	6	1
	その他		322	292	272	291	277
	検挙人員		409	415	457	562	541
	暴力団構成員等		69	50	58	59	52
	構成比率(%)		16.9	12.0	12.7	10.5	9.6
	外国人		102	133	123	116	167
	構成比率(%)		24.9	32.0	26.9	20.6	30.9
	MDMA等合成麻薬		42	50	82	201	221
	暴力団構成員等		11	5	6	15	17
	構成比率(%)		26.2	10.0	7.3	7.5	7.7
	外国人		5	18	30	62	84
	構成比率(%)		11.9	36.0	36.6	30.8	38.0
	コカイン		177	197	205	188	157
	暴力団構成員等		38	36	47	33	21
	構成比率(%)		21.5	18.3	22.9	17.6	13.4
	外国人		70	83	63	42	35
	構成比率(%)		39.5	42.1	30.7	22.3	22.3
	ヘロイン		9	10	6	6	0
	暴力団構成員等		0	0	0	1	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
	外国人		9	6	5	5	0
	構成比率(%)		100.0	60.0	83.3	83.3	0.0
	その他		181	158	164	167	163
	暴力団構成員等		20	9	5	10	14
構成比率(%)		11.0	5.7	3.0	6.0	8.6	
外国人		18	26	25	7	48	
構成比率(%)		9.9	16.5	15.2	4.2	29.4	
あへん事犯	検挙件数		12	6	4	11	16
	検挙人員		12	1	2	12	15
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	0	1
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	6.7
合計	検挙件数		19,142	19,690	18,404	19,231	19,480
	検挙人員		13,542	13,862	13,364	14,079	13,862
	暴力団構成員等		5,562	5,457	4,576	4,387	3,892
	構成比率(%)		41.1	39.4	34.2	31.2	28.1
	外国人		1,058	1,018	1,163	888	1,086
	構成比率(%)		7.8	7.3	8.7	6.3	7.8

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。
 注2：本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

図表 2-2 薬物事犯別営利犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤事犯	検挙件数		636	596	691	525	544
	検挙人員		586	535	682	490	455
	暴力団構成員等		303	295	276	278	246
	構成比率(%)		51.7	55.1	40.5	56.7	54.1
	外国人		152	126	272	86	66
	構成比率(%)		25.9	23.6	39.9	17.6	14.5
大麻事犯	検挙件数		276	321	407	447	562
	検挙人員		193	212	305	342	426
	暴力団構成員等		87	79	99	83	104
	構成比率(%)		45.1	37.3	32.5	24.3	24.4
	外国人		35	12	31	28	50
	構成比率(%)		18.1	5.7	10.2	8.2	11.7
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		54	63	92	92	120
	MDMA等合成麻薬		10	10	24	35	50
	コカイン		20	45	49	29	31
	ヘロイン		1	0	2	0	0
	その他		23	8	17	28	39
	検挙人員		24	27	54	68	93
	暴力団構成員等		7	5	9	4	7
	構成比率(%)		29.2	18.5	16.7	5.9	7.5
	外国人		9	18	31	24	55
	構成比率(%)		37.5	66.7	57.4	35.3	59.1
	MDMA等合成麻薬		3	1	11	28	42
	暴力団構成員等		3	1	0	2	2
	構成比率(%)		100.0	100.0	0.0	7.1	4.8
	外国人		0	0	8	12	30
	構成比率(%)		0.0	0.0	72.7	42.9	71.4
	コカイン		9	25	33	16	20
	暴力団構成員等		1	4	8	2	1
	構成比率(%)		11.1	16.0	24.2	12.5	5.0
	外国人		8	18	19	10	9
	構成比率(%)		88.9	72.0	57.6	62.5	45.0
	ヘロイン		0	0	1	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		0	0	1	0	0	
構成比率(%)		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
その他		12	1	9	24	31	
暴力団構成員等		3	0	1	0	4	
構成比率(%)		25.0	0.0	11.1	0.0	12.9	
外国人		1	0	3	2	16	
構成比率(%)		8.3	0.0	33.3	8.3	51.6	
あへん事犯	検挙件数		0	2	1	0	3
	検挙人員		0	0	0	0	1
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	0	1
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	100.0	
合計	検挙件数		966	982	1,191	1,064	1,229
	検挙人員		803	774	1,041	900	975
	暴力団構成員等		397	379	384	365	357
	構成比率(%)		49.4	49.0	36.9	40.6	36.6
	外国人		196	156	334	138	172
	構成比率(%)		24.4	20.2	32.1	15.3	17.6

注：本表の薬物事犯別営利犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

1 犯罪組織等の動向

薬物事犯（覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。以下同じ。）全体の検挙人員（13,862人）が僅かに減少（前年比217人、1.5%減）する中で、営利目的の薬物事犯の検挙人員（975人）が増加（前年比75人、8.3%増）し、薬物事犯を資金源とする薬物犯罪組織が依然として活発に活動していることがうかがわれる。

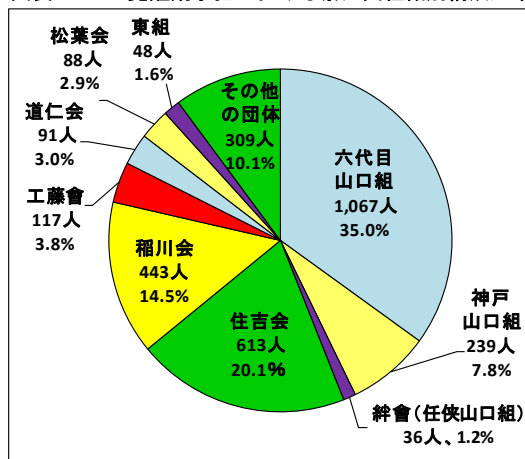
(1) 暴力団による薬物事犯

ア 暴力団構成員等の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯検挙人員の39.0%（3,051人）を暴力団構成員等が占める。これを組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、絆會（任侠山口組）、住吉会及び稲川会の構成員等は2,398人と、これらで覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の78.6%を占めている（図表2-3）。

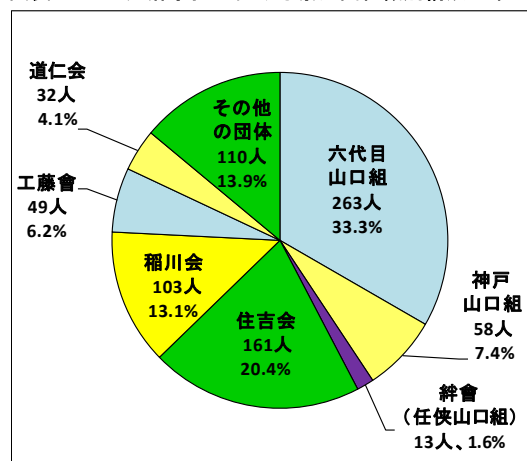
図表2-3 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率



(4) 大麻事犯

大麻事犯検挙人員の14.4%（789人）を暴力団構成員等が占める。これを組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、絆會（任侠山口組）、住吉会及び稲川会の構成員等は598人と、これらで大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の75.8%を占めている（図表2-4）。

図表2-4 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



イ 違反態様別の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は246人と覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員（455人）の54.1%を占めており、特に密売関連事犯（377人）では60.7%（229人）を占め、覚醒剤の密輸入・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

(4) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯の検挙人員は104人と大麻事犯の全営利犯検挙人員（426人）の24.4%を占めており、特に栽培事犯（95人）では29.5%（28人）を占め、大麻の密輸入・密売のみならず、栽培への一定の暴力団の関与もうかがわれる。

(2) 外国人の営利犯

ア 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は66人と覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員（455人）の14.5%を占めている。また、このうち密輸入事犯は32人（構成比率48.5%）となっている。

国籍・地域別でみると、ベトナムが16人と最も多く、このうち密輸入事犯が7人、密売関連事犯が9人となっている。次いでイランが11人で、このうち密輸入事犯が5人、密売関連事犯が6人となっている。

イ 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯の検挙人員は50人と大麻事犯の全営利犯検挙人員（426人）の11.7%を占め、前年（28人）より増加しており、今後の動向に注意を要する。また、このうち密輸入事犯は10人（構成比率20.0%）となっている。

国籍・地域別でみると、ベトナムが22人と最も多く、このうち密輸入事犯が5人、密売関連事犯が10人、栽培事犯が7人となっている。次いでブラジルが6人で、このうち密売関連事犯が5人、栽培事犯が1人となっている。

2 薬物密売関連事犯の検挙状況

(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況

薬物の密売関連事犯の検挙人員は713人であり、前年に比べ64人、9.9%増加した。

このうち、暴力団構成員等は306人（構成比率42.9%）、外国人は76人（同10.7%）となっている（図表2-5）。

図表 2-5 薬物密売関連事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤事犯	検挙件数		538	498	440	466	493
	検挙人員		458	402	372	389	377
	暴力団構成員等		290	263	240	258	229
	構成比率(%)		63.3	65.4	64.5	66.3	60.7
	外国人		49	41	43	32	34
	構成比率(%)		10.7	10.2	11.6	8.2	9.0
大麻事犯	検挙件数		211	245	324	338	466
	検挙人員		127	130	199	228	306
	暴力団構成員等		50	49	63	53	71
	構成比率(%)		39.4	37.7	31.7	23.2	23.2
	外国人		19	6	14	19	29
	構成比率(%)		15.0	4.6	7.0	8.3	9.5
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		41	40	55	59	77
	MDMA等合成麻薬		8	4	15	15	26
	コカイン		14	28	29	18	21
	ヘロイン		0	0	1	0	0
	その他		19	8	10	26	30
	検挙人員		15	7	17	32	30
	暴力団構成員等		6	4	9	3	6
	構成比率(%)		40.0	57.1	52.9	9.4	20.0
	外国人		3	0	3	3	13
	構成比率(%)		20.0	0.0	17.6	9.4	43.3
	MDMA等合成麻薬		3	0	1	8	3
	暴力団構成員等		3	0	0	1	1
	構成比率(%)		100.0	0.0	0.0	12.5	33.3
	外国人		0	0	1	2	1
	構成比率(%)		0.0	0.0	100.0	25.0	33.3
	コカイン		2	6	11	3	3
	暴力団構成員等		0	4	8	2	1
	構成比率(%)		0.0	66.7	72.7	66.7	33.3
	外国人		2	0	1	0	1
	構成比率(%)		100.0	0.0	9.1	0.0	33.3
	ヘロイン		0	0	0	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		0	0	0	0	0	
構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他		10	1	5	21	24	
暴力団構成員等		3	0	1	0	4	
構成比率(%)		30.0	0.0	20.0	0.0	16.7	
外国人		1	0	1	1	11	
構成比率(%)		10.0	0.0	20.0	4.8	45.8	
あへん事犯	検挙件数		0	2	1	0	2
	検挙人員		0	0	0	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数		790	785	820	863	1,038
	検挙人員		600	539	588	649	713
	暴力団構成員等		346	316	312	314	306
	構成比率(%)		57.7	58.6	53.1	48.4	42.9
	外国人		71	47	60	54	76
	構成比率(%)		11.8	8.7	10.2	8.3	10.7

注：本表の薬物密売関連事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

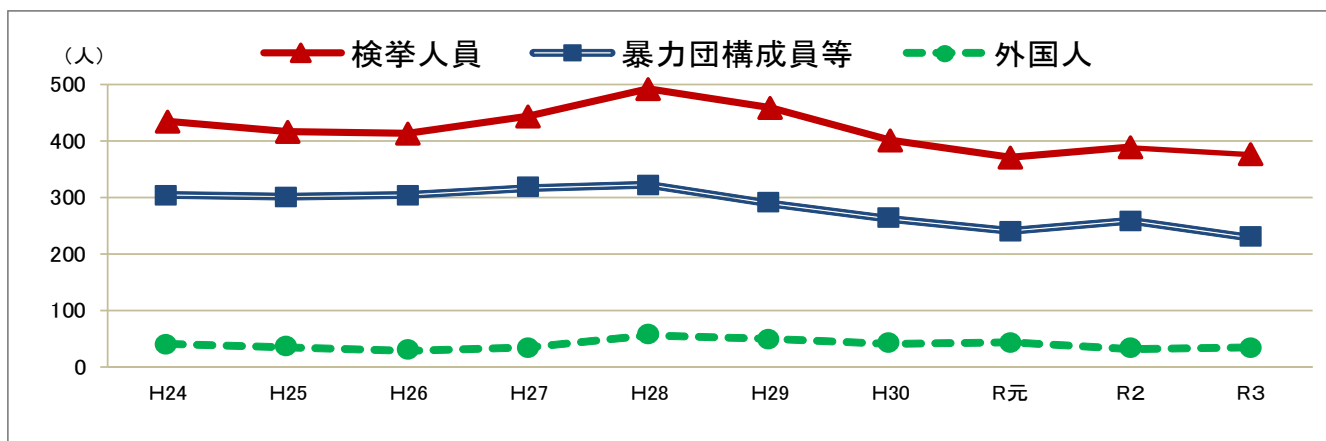
(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤密売関連事犯

覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員は377人であり、このうち暴力団構成員等は229人（構成比率60.7％）と、依然として覚醒剤の密売関連事犯に暴力団が深く関与している。

また、外国人は34人（同9.0％）となっている（図表2-6）。

図表2-6 覚醒剤密売関連事犯検挙状況の推移



区分	年別										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
検挙人員	436	417	413	445	492	458	402	372	389	377	
暴力団構成員等	303	301	303	318	322	290	263	240	258	229	
外国人	40	36	30	34	57	49	41	43	32	34	

【事例】

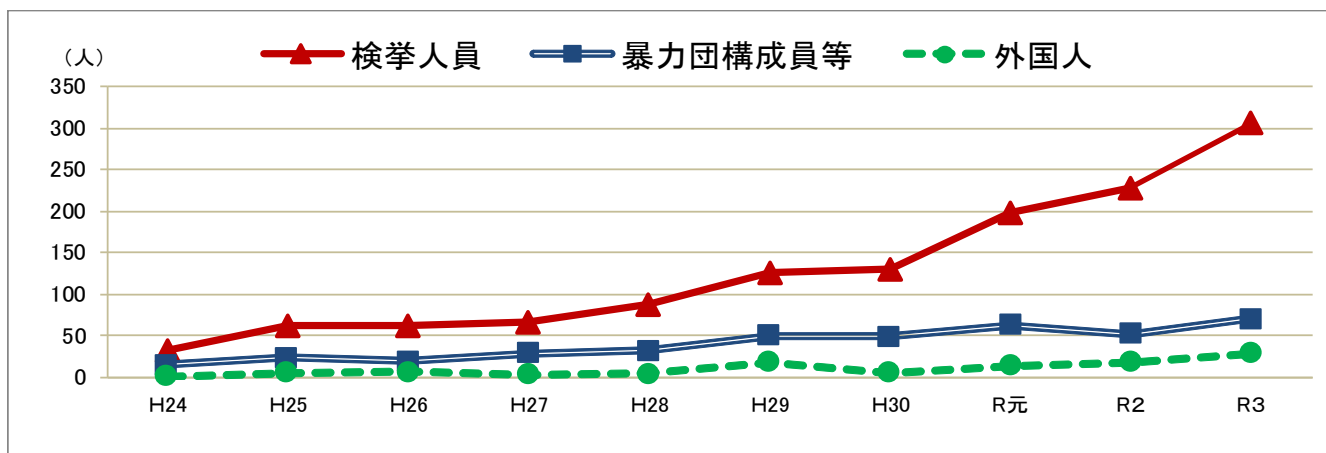
○ 稲川会傘下組織幹部らによる覚醒剤密売事件（令和3年12月、山梨）

令和3年12月までに、山梨県内において覚醒剤を密売していた稲川会傘下組織幹部ら4人を覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡等）等で検挙するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客25人を覚醒剤取締法違反（所持等）等で検挙した。

イ 大麻密売関連事犯

大麻の密売関連事犯の検挙人員は306人であり、このうち暴力団構成員等が71人（構成比率23.2％）と、その割合は覚醒剤事犯に比べて低いものの、大麻の密売関連事犯にも暴力団の関与が認められる。また、外国人は29人（同9.5％）となっている（図表2-7）。

図表 2-7 大麻密売関連事犯検挙状況の推移



区分	年別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
検挙人員		33	62	63	67	87	127	130	199	228	306
	暴力団構成員等	15	24	20	29	32	50	49	63	53	71
	外国人	2	6	7	4	5	19	6	14	19	29

【事例】

○ 住吉会傘下組織組員らによる大麻密売事件（令和3年9月、警視庁・千葉・埼玉）

令和3年9月までに、SNSを利用して大麻を密売していた住吉会傘下組織組員ら9人を大麻取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕するとともに、同人らから大麻を購入するなどした密売客15人を大麻取締法違反（所持等）等で検挙した。

○ SNSを利用した大麻密売事件（令和3年12月、熊本）

令和3年12月までに、SNSを利用して大麻を密売していた無職の男ら3人を麻薬特例法違反（あおり・唆し、業としての譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから大麻を購入するなどした密売客12人を大麻取締法違反（所持等）で検挙した。

3 薬物密輸入事犯の検挙状況

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は212件と前年より僅かに減少した。薬物事犯別で見ると、覚醒剤事犯は56件と減少し、大麻事犯は72件、麻薬及び向精神薬事犯は83件とそれぞれ増加した。

薬物密輸入事犯では、検挙人員に占める外国人の割合は全体の50.4%、MDMA等合成麻薬では64.7%と非常に高く、それぞれの薬物押収量と密輸入事犯の検挙実態を踏まえると、海外の薬物犯罪組織の深い関与が認められる（図表2-8）。

図表 2-8 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤事犯	検挙件数		126	127	273	73	56
	検挙人員		153	157	333	114	83
	暴力団構成員等		14	32	36	20	17
	構成比率(%)		9.2	20.4	10.8	17.5	20.5
	外国人		120	103	246	63	35
	構成比率(%)		78.4	65.6	73.9	55.3	42.2
大麻事犯	検挙件数		81	75	89	66	72
	検挙人員		67	63	80	53	81
	暴力団構成員等		8	12	8	6	12
	構成比率(%)		11.9	19.0	10.0	11.3	14.8
	外国人		36	25	36	19	35
	構成比率(%)		53.7	39.7	45.0	35.8	43.2
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		95	122	101	79	83
	MDMA等合成麻薬		27	32	26	51	37
	コカイン		10	32	32	16	16
	ヘロイン		6	0	3	2	0
	その他		52	58	40	10	30
	検挙人員		69	92	85	68	103
	暴力団構成員等		3	5	1	1	1
	構成比率(%)		4.3	5.4	1.2	1.5	1.0
	外国人		27	54	53	39	64
	構成比率(%)		39.1	58.7	62.4	57.4	62.1
	MDMA等合成麻薬		10	19	23	40	51
	暴力団構成員等		1	3	0	1	1
	構成比率(%)		10.0	15.8	0.0	2.5	2.0
	外国人		2	9	13	24	33
	構成比率(%)		20.0	47.4	56.5	60.0	64.7
	コカイン		10	32	31	17	25
	暴力団構成員等		1	0	1	0	0
	構成比率(%)		10.0	0.0	3.2	0.0	0.0
	外国人		9	31	24	13	13
	構成比率(%)		90.0	96.9	77.4	76.5	52.0
	ヘロイン		2	0	2	1	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		2	0	2	0	0
	構成比率(%)		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	その他		47	41	29	10	27
	暴力団構成員等		1	2	0	0	0
構成比率(%)		2.1	4.9	0.0	0.0	0.0	
外国人		14	14	14	2	18	
構成比率(%)		29.8	34.1	48.3	20.0	66.7	
あへん事犯	検挙件数		0	0	0	0	1
	検挙人員		0	0	0	0	1
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	0	1
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	検挙件数		302	324	463	218	212
	検挙人員		289	312	498	235	268
	暴力団構成員等		25	49	45	27	30
	構成比率(%)		8.7	15.7	9.0	11.5	11.2
	外国人		183	182	335	121	135
	構成比率(%)		63.3	58.3	67.3	51.5	50.4

注：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は673.1キログラムと前年より増加しており、引き続き高い水準にある中、錠剤型覚醒剤の押収量が顕著に増加した。電子たばこ用等の大麻濃縮物の押収量は18.3キログラムと乾燥大麻の8.7キログラムを上回った（図表2-9）。

図表2-9 薬物種類別密輸入押収量の推移

種類		年別	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤	(kg)		1,073.4	784.4	609.5	418.2	673.1
	(錠)		0	200	13	0	1,951
乾燥大麻	(kg)		5.6	120.6	120.3	19.9	8.7
大麻樹脂	(kg)		7.6	0.2	10.5	1.6	0.0
大麻濃縮物	(kg)		—	—	—	—	18.3
合成麻薬	(錠)		826	11,639	73,183	87,097	48,909
MDMA	(錠)		826	11,639	73,123	87,092	48,909
コカイン	(kg)		8.3	40.2	33.4	22.8	9.2
ヘロイン	(kg)		70.3	0.0	0.0	14.8	0.0
あへん	(kg)		0.0	0.0	0.0	0.0	4.3

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

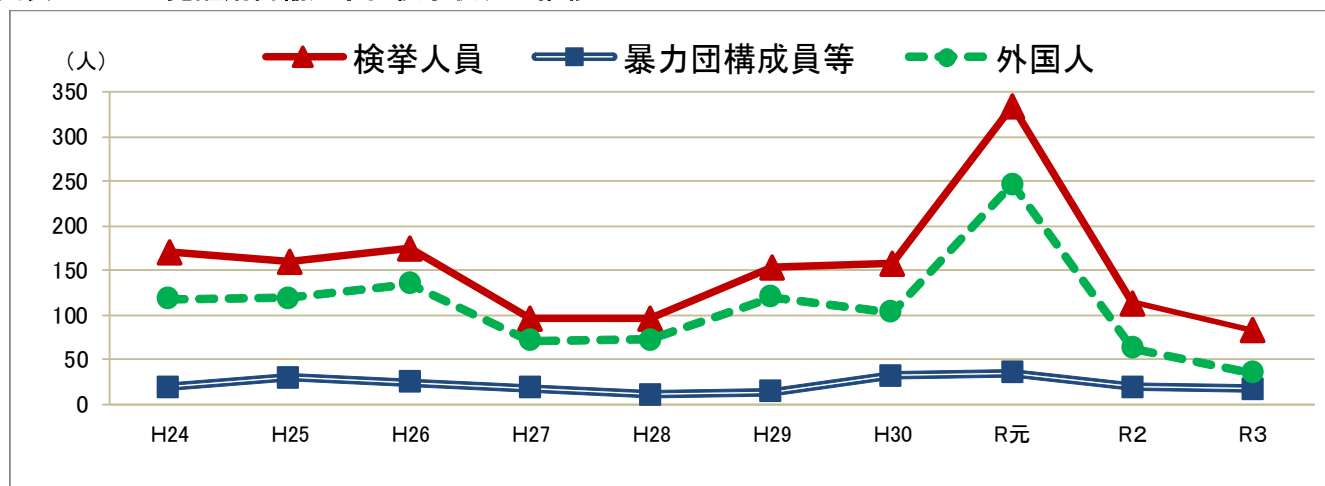
(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は56件と前年より減少した。検挙人員については、暴力団構成員等は17人、外国人は35人とそれぞれ減少した（図表2-10）。

また、国籍・地域別でみると、日本が48人と最も多く、次いでベトナム及び中国が7人、イランが5人となっている。

図表2-10 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



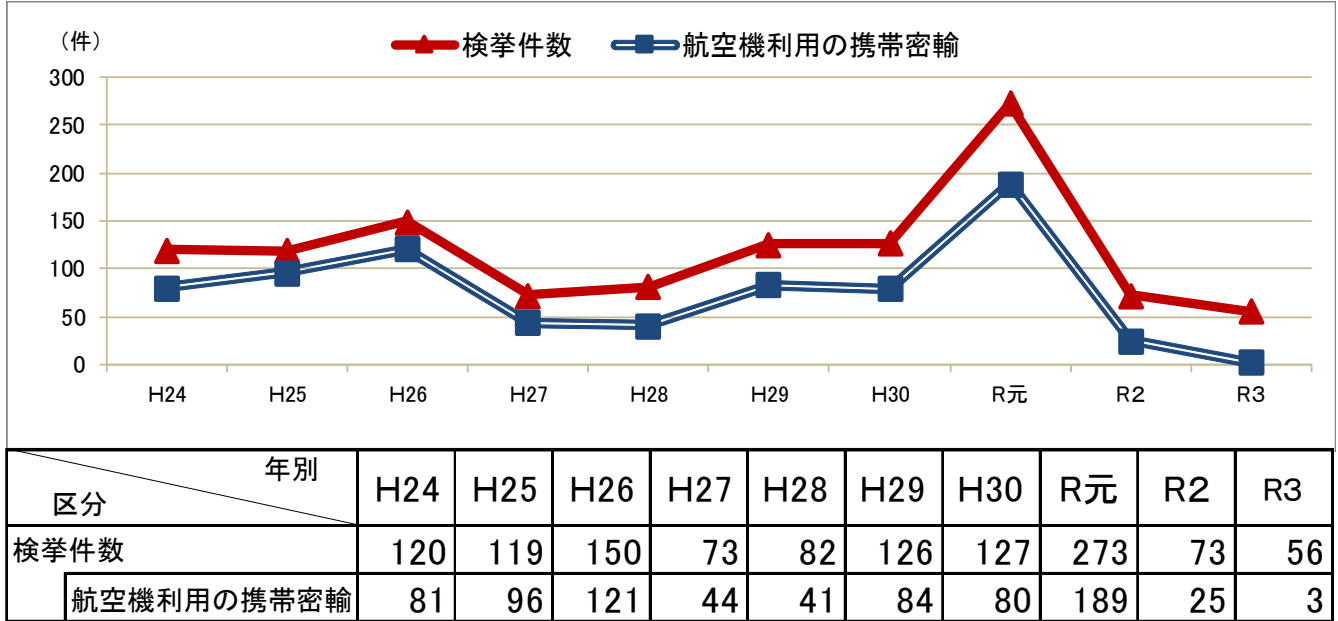
区分	年別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
検挙人員		170	160	176	96	97	153	157	333	114	83
	暴力団構成員等	20	30	25	19	11	14	32	36	20	17
	外国人	118	119	135	72	73	120	103	246	63	35

(7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯の検挙件数は3件と前年に引き続き大幅に減少した（図表2-11）。

このほか、国際宅配便が32件、郵便物が12件、事業用貨物が9件となっている。

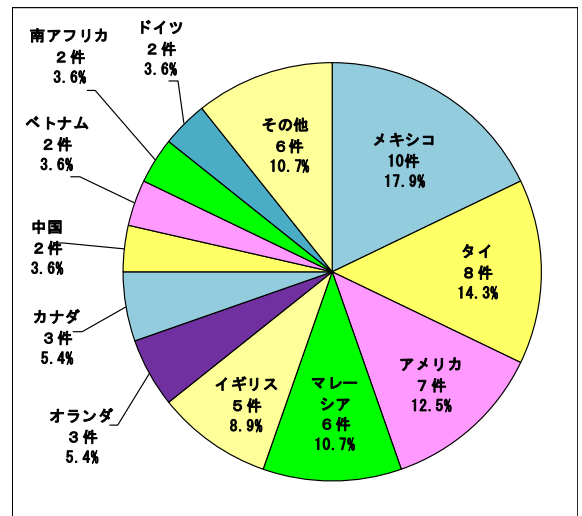
図表2-11 航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯検挙状況の推移



(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、メキシコが10件（構成比率17.9%）と最も多く、次いでタイが8件（同14.3%）、以下、アメリカが7件（同12.5%）、マレーシアが6件（同10.7%）、イギリスが5件（同8.9%）となっている（図表2-12）。

図表2-12 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(ウ) 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は56件と減少する中、昨年に引き続き、密輸入事犯全体の検挙件数に占める国際宅配便利用の割合（構成比率57.1%）が高い。

また、押収量についても、海上貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙により、依然として高水準にある。

こうした状況の背景には、我が国に根強い薬物需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと推認される。

【事例】

○ **カナダ人らによる香港来覚醒剤密輸入事件（令和3年7月、神奈川・埼玉）**

令和3年7月までに、香港から海上貨物を利用し、工作機械に隠匿された覚醒剤を密輸入したカナダ人の男ら2人を覚醒剤取締法違反（営利目的共同輸入）等で逮捕し、覚醒剤約296.7キログラムを押収した。

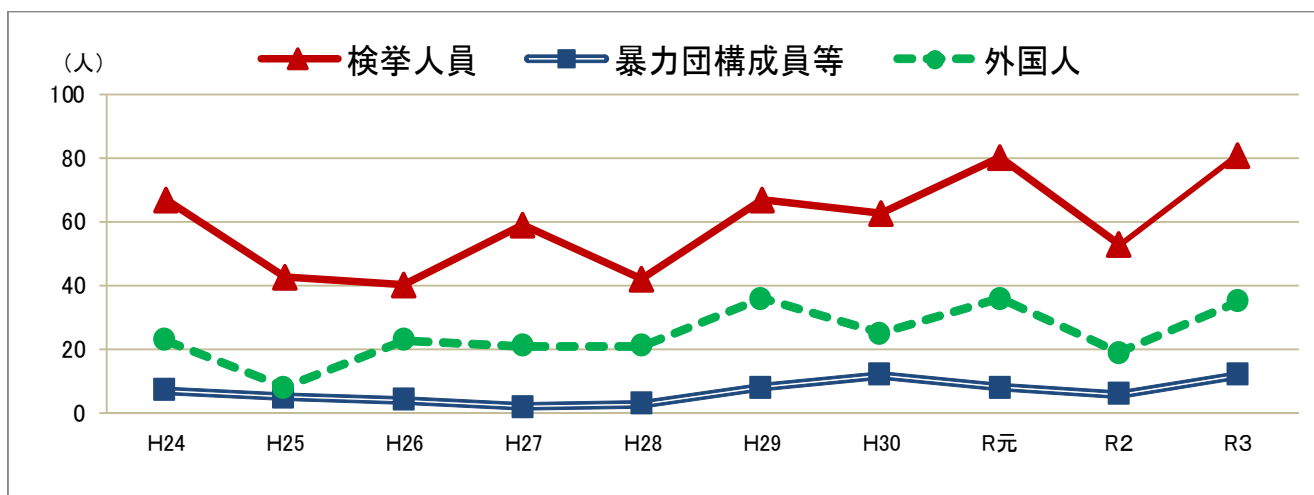
イ 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙件数は72件と前年より増加する中、電子たばこ用等の大麻濃縮物の密輸入事犯の検挙件数が39件と全体の54.2%を占めた。

検挙人員については、暴力団構成員等は12人、外国人は35人とそれぞれ増加した（図表2-13）。

また、国籍・地域別でみると、日本が46人と最も多く、次いでアメリカが20人、ベトナムが10人となっている。

図表2-13 大麻密輸入事犯検挙状況の推移



区分	年別										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
検挙人員	67	43	40	59	42	67	63	80	53	81	
暴力団構成員等	7	5	4	2	3	8	12	8	6	12	
外国人	23	8	23	21	21	36	25	36	19	35	

(7) 態様別の検挙状況

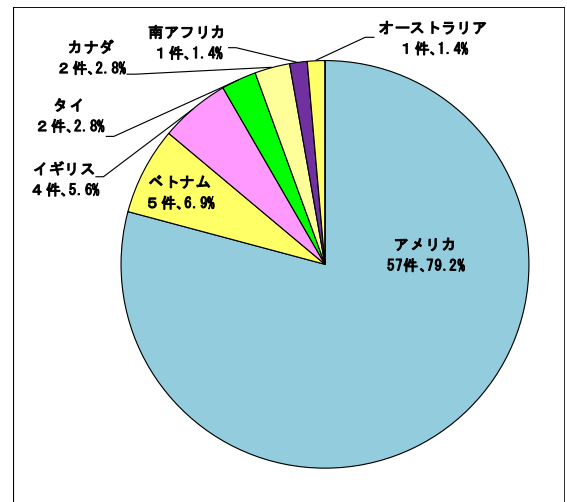
態様別でみると、主なものとしては、郵便物が36件、国際宅配便が31件、航空機利用の携帯密輸が3件、事業用貨物が2件となっており、郵便物や国際宅配便を利用した密輸の占める割合は高い。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別で見ると、アメリカが57件と最も多く、次いでベトナムが5件、イギリスが4件となっている（図表2-14）。

アメリカの57件については35件が電子たばこ用等の大麻濃縮物であった。これは、同大麻濃縮物の密輸入事犯全体の89.7%を占める。

図表2-14 大麻密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(ウ) 大麻密輸入事犯の主な特徴

大麻密輸入事犯の検挙件数は72件と増加する中、密輸入事犯全体の検挙件数に占める郵便物及び国際宅配便利用の割合（構成比率93.1%）が高い。

また、乾燥大麻は、総押収量に占める密輸入事犯での押収量が2.6%であるところ、電子たばこ用等の大麻濃縮物については、総押収量の82.4%を密輸入事犯で押収している。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部らによるアメリカ来大麻密輸入事件（令和3年8月、愛知）

令和3年8月までに、アメリカから航空貨物を利用し、エンジンオイルの缶に隠匿された大麻濃縮物を密輸入した六代目山口組傘下組織幹部ら15人を大麻取締法違反（営利目的共同輸入）等で検挙し、大麻濃縮物約7.9キログラム、乾燥大麻約3.9キログラムを押収した。

4 薬物事犯別の検挙状況

(1) 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯の検挙人員は、近年横ばいで推移している中、13,862人と前年より僅かに減少した。

薬物事犯別の検挙人員の構成比は、覚醒剤事犯が56.4%を占め、その割合は平成24年以降減少している一方で、大麻事犯は39.5%を占め、その割合は平成25年以降増加している（図表2-15）。

暴力団構成員等の検挙人員については3,892人で、薬物事犯の検挙人員の28.1%を占めているが、検挙人員・薬物事犯に占める割合とも減少傾向にある。

外国人の検挙人員は1,086人と前年より増加し、薬物事犯の検挙人員の7.8%を占めており、MDMA等合成麻薬やコカイン等の麻薬及び向精神薬事犯では、検挙人員に占める割合が30.9%と高い（図表2-1）。

図表 2-15 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

区分	年別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤事犯(%)		86.0	84.2	83.5	81.5	78.0	74.7	71.2	64.2	60.2	56.4
大麻事犯(%)		11.9	12.0	13.4	15.5	18.9	22.2	25.8	32.3	35.8	39.5
その他(%)		2.1	3.8	3.1	3.0	3.1	3.1	3.0	3.4	4.1	4.0

(2) 薬物の押収状況

薬物種類別でみると、覚醒剤が688.8キログラムと前年より増加した。

乾燥大麻は329.7キログラムと増加するとともに、電子たばこ用等の大麻濃縮物は22.2キログラムとなった。一方で、大麻樹脂は2.1キログラム、大麻草は7,301本とそれぞれ減少した。

MDMAは54,192錠と減少したが、依然として高い水準にある(図表 2-16)。

図表 2-16 薬物種類別押収量の推移

種類	年別	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤	(kg)	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8
	(錠)	5	261	64	5	2,952
乾燥大麻	(kg)	176.3	280.4	350.2	265.1	329.7
大麻樹脂	(kg)	20.7	2.9	12.8	3.4	2.1
大麻草	(本)	17,324	4,456	8,074	9,893	7,301
	(kg)	67.5	23.0	33.2	37.9	17.8
大麻濃縮物	(kg)	—	—	—	—	22.2
合成麻薬	(錠)	3,181	12,303	73,935	90,322	54,204
MDMA	(錠)	3,109	12,274	73,874	90,218	54,192
コカイン	(kg)	9.6	42.0	34.9	23.4	10.0
ヘロイン	(kg)	70.3	0.0	0.0	14.8	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

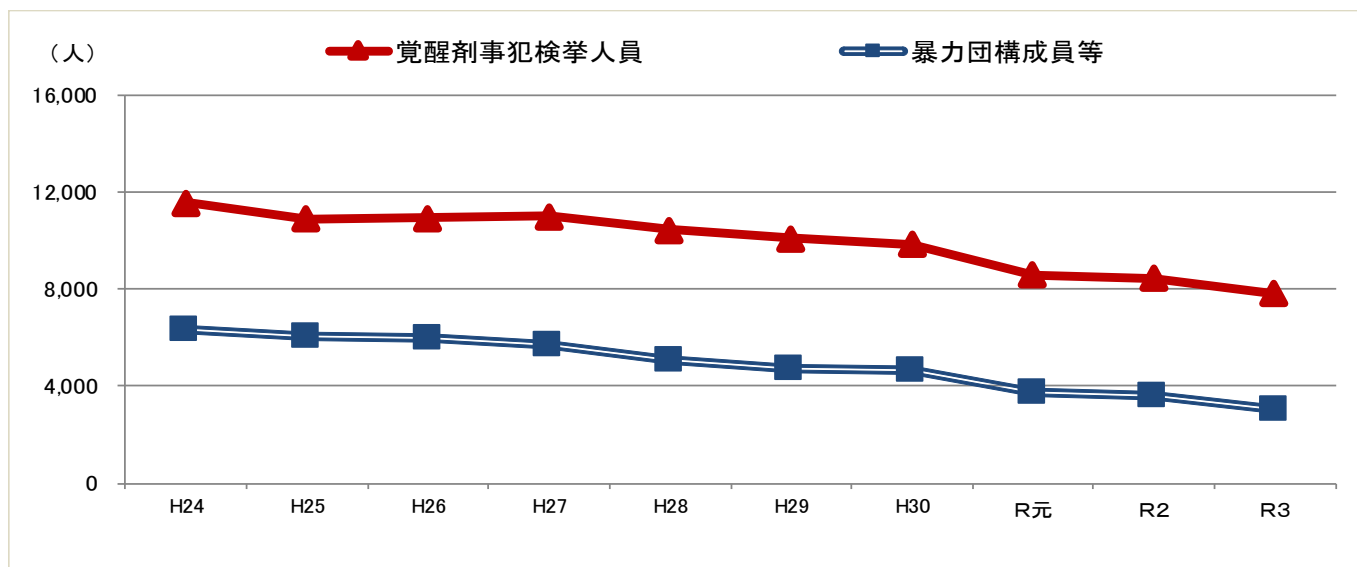
(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークである平成9年以降、長期的にみて減少傾向にあり、令和3年も7,824人と減少した。平成30年以降連続して1万人を下回っている。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は3,051人と検挙人員の39.0%(図表 2-17)、外国人は568人と検挙人員の7.3%を占めている。

図表 2-17 覚醒剤事犯検挙人員の推移

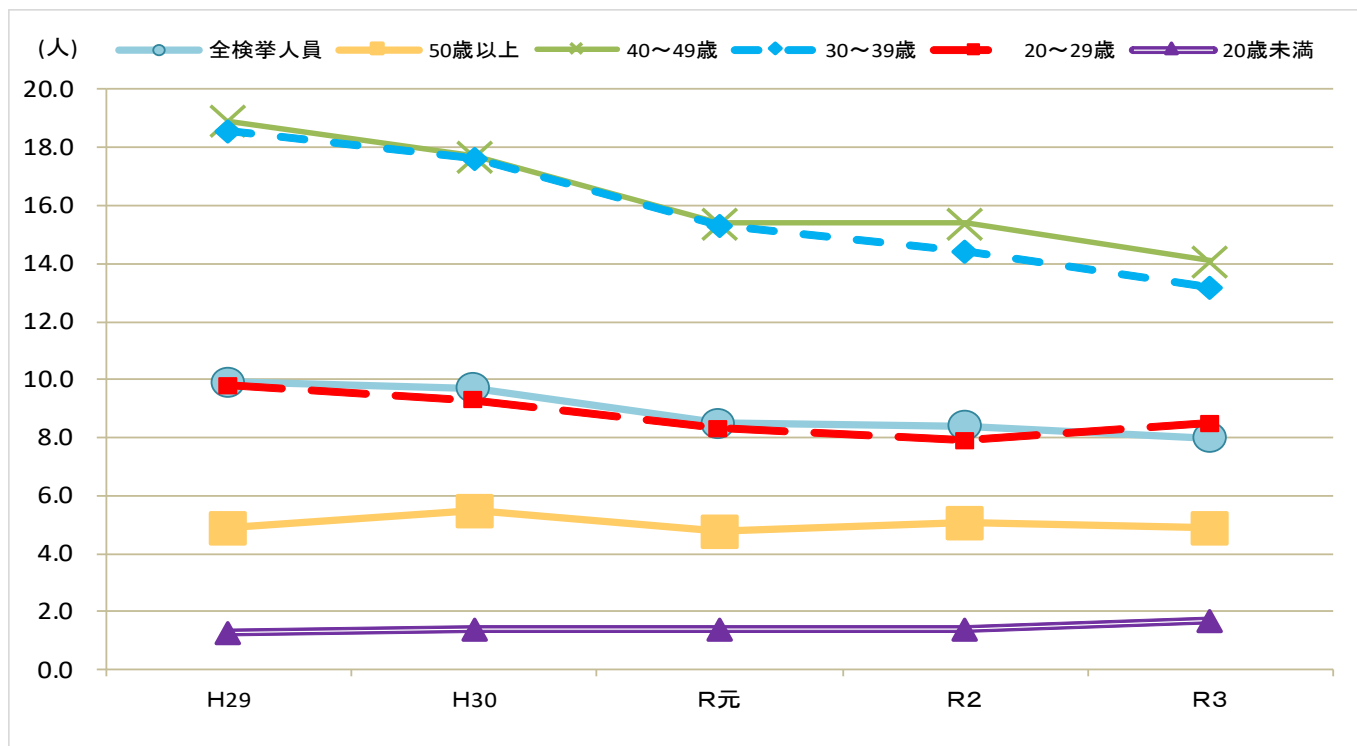


区別	年別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤事犯検挙人員		11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824
暴力団構成員等		6,373	6,096	6,024	5,712	5,067	4,751	4,645	3,738	3,577	3,051
構成比率 (%)		55.0	55.9	55.0	51.8	48.5	47.0	47.1	43.5	42.2	39.0

(7) 年齢層別の検挙状況

令和3年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が1.7人、20歳代が8.5人、30歳代が13.2人、40歳代が14.1人、50歳以上が4.9人であり、最も多い年齢層は40歳代、次いで30歳代となっている(図表2-18、2-19)。

図表 2-18 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移



図表 2-19 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H29	H30	R元	R2	R3	
覚醒剤事犯	検挙人員			10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	
	人口10万人当たりの検挙人員			9.9	9.7	8.5	8.4	8.0	
	年齢別	50歳以上			2,347	2,615	2,323	2,468	2,342
		人口10万人当たりの検挙人員			4.9	5.5	4.8	5.1	4.9
		構成比率(%)			23.2	26.5	27.1	29.1	29.9
		40～49歳			3,587	3,352	2,885	2,844	2,526
		人口10万人当たりの検挙人員			18.9	17.7	15.4	15.4	14.1
		構成比率(%)			35.5	34.0	33.6	33.6	32.3
		30～39歳			2,862	2,642	2,241	2,063	1,822
		人口10万人当たりの検挙人員			18.6	17.6	15.3	14.4	13.2
		構成比率(%)			28.3	26.8	26.1	24.4	23.3
		20～29歳			1,226	1,163	1,038	1,000	1,019
		人口10万人当たりの検挙人員			9.8	9.3	8.3	7.9	8.5
		構成比率(%)			12.1	11.8	12.1	11.8	13.0
		20歳未満			91	96	97	96	115
		人口10万人当たりの検挙人員			1.3	1.4	1.4	1.4	1.7
構成比率(%)			0.9	1.0	1.1	1.1	1.5		
	うち中学生		0	3	3	0	1		
	うち高校生		8	13	10	11	10		
大学生				19	15	26	8	18	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は67.4%と前年より減少した(図表2-20)。

図表 2-20 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

区分		年別		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
覚醒剤事犯	検挙人員			11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	
	再犯者数			7,116	6,899	7,067	7,147	6,804	6,647	6,521	5,687	5,880	5,272	
	再犯者率(%)			61.5	63.2	64.5	64.8	65.1	65.7	66.1	66.3	69.4	67.4	
	年齢別	50歳以上			81.3	79.8	80.2	83.1	82.3	82.4	82.6	83.1	84.9	84.0
		40～49歳			70.0	69.7	71.2	72.2	72.1	71.8	73.6	74.6	73.1	
		30～39歳			56.8	58.9	57.3	57.9	56.9	58.5	57.9	57.0	61.4	58.8
		20～29歳			37.6	39.0	39.2	36.0	38.9	35.6	35.4	33.7	38.6	35.3
		20歳未満			14.9	15.3	5.4	16.0	12.5	16.5	13.5	6.2	9.4	21.7

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が4,552人、所持事犯が2,568人、譲渡事犯が306人、譲受事犯が112人、密輸入事犯が83人となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員の91.0%を占めている。

イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加が続き、令和3年も過去最多となった前年を上回る5,482人となった。このうち、電子たばこ用等の大麻濃縮物に関する検挙人員は573人と全体の10.5%を占める。

また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は789人と検挙人員の14.4%、外国人は350人と検挙人員の6.4%を占めている。

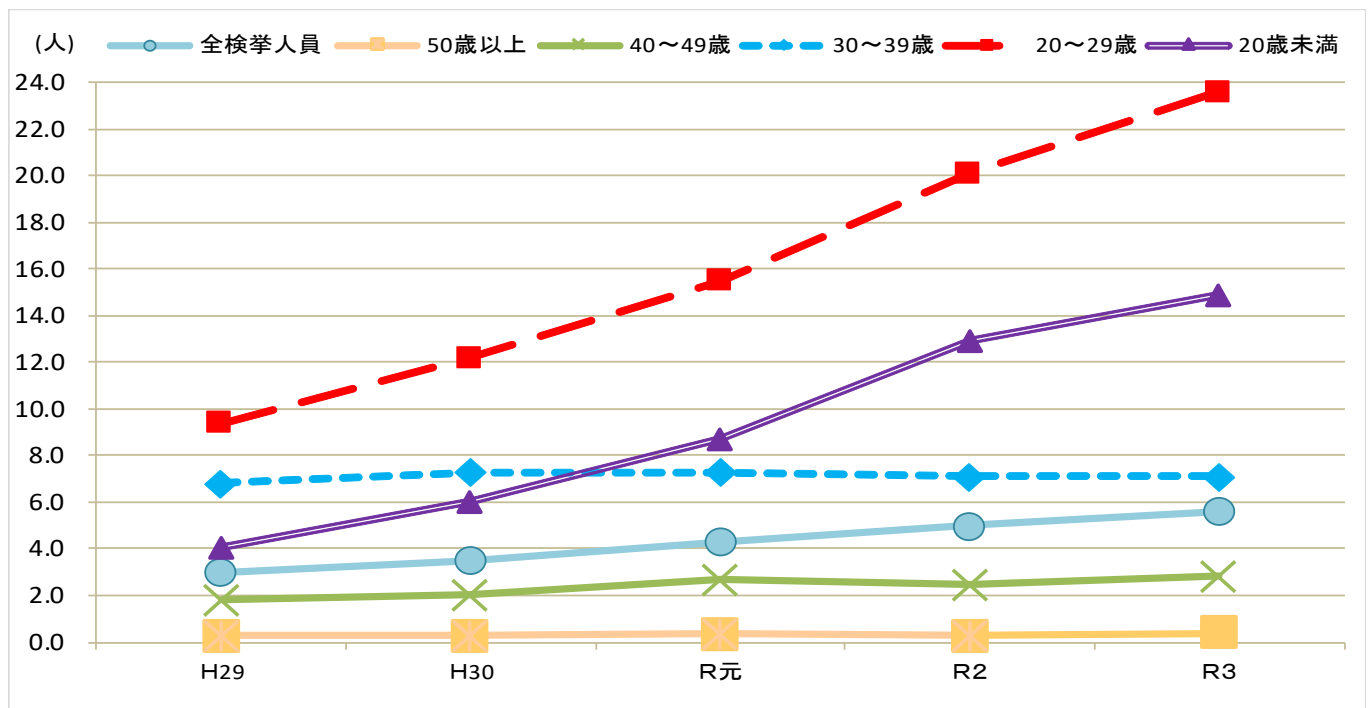
(7) 年齢層別の検挙状況

人口10万人当たりの検挙人員でみると、近年、50歳以上においては、横ばいで推移している一方、その他の年齢層においては増加傾向にあり、特に若年層による増加が顕著である。

令和3年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が14.9人、20歳代が23.6人、30歳代が7.1人、40歳代が2.8人、50歳以上が0.4人と30歳代を除いた全ての年齢層で増加した。

最も多い年齢層は20歳代、次いで20歳未満となっており、かつ、この年齢層の増加が顕著である(図表2-21、2-22、2-23)。

図表2-21 人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移



図表 2-22 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H29	H30	R元	R2	R3
大麻事犯	検挙人員			3,008	3,578	4,321	5,034	5,482
	人口10万人当たりの検挙人員			3.0	3.5	4.3	5.0	5.6
	年齢別	50歳以上		152	157	192	133	174
		人口10万人当たりの検挙人員		0.3	0.3	0.4	0.3	0.4
	構成比率(%)			5.1	4.4	4.4	2.6	3.2
	40～49歳			347	370	502	459	507
		人口10万人当たりの検挙人員		1.8	2.0	2.7	2.5	2.8
	構成比率(%)			11.5	10.3	11.6	9.1	9.2
	30～39歳			1,038	1,101	1,068	1,015	984
		人口10万人当たりの検挙人員		6.8	7.3	7.3	7.1	7.1
	構成比率(%)			34.5	30.8	24.7	20.2	17.9
	20～29歳			1,174	1,521	1,950	2,540	2,823
		人口10万人当たりの検挙人員		9.4	12.2	15.5	20.1	23.6
	構成比率(%)			39.0	42.5	45.1	50.5	51.5
	20歳未満			297	429	609	887	994
		人口10万人当たりの検挙人員		4.1	6.0	8.7	12.9	14.9
構成比率(%)			9.9	12.0	14.1	17.6	18.1	
	うち中学生		2	7	6	8	8	
	うち高校生		53	74	109	159	186	
大学生			55	100	132	219	232	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

図表 2-23 大麻事犯 20歳未満の年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H29	H30	R元	R2	R3
大麻事犯	検挙人員			297	429	609	887	994
	年齢別	19歳		129	185	294	430	463
		18歳		84	128	164	238	288
		17歳		49	68	97	136	158
		16歳		28	26	42	65	64
		15歳		6	18	11	15	17
		14歳		1	4	1	3	4

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は78.1%と、引き続き高い水準にある(図表 2-24)。

図表 2-24 大麻事犯の初犯者率の推移

区分		年別		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
大麻事犯	検挙人員			1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482
	初犯者数			1,292	1,208	1,385	1,613	1,962	2,294	2,741	3,355	3,974	4,281
	初犯者率(%)			80.6	77.7	78.6	76.8	77.4	76.3	76.6	77.6	78.9	78.1
	年齢別	50歳以上		62.0	46.3	71.6	57.7	66.4	60.5	64.3	58.9	55.6	66.1
		40～49歳		71.0	71.1	69.3	66.5	70.6	66.0	64.9	67.1	67.5	67.5
		30～39歳		79.2	78.0	79.4	75.1	74.6	70.9	69.7	71.1	71.3	68.5
		20～29歳		85.0	81.5	81.0	80.9	80.5	82.6	81.2	81.8	81.0	80.4
20歳未満			93.9	93.2	91.3	91.7	91.0	89.9	92.8	90.3	91.2	88.5	

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別で見ると、所持事犯が4,537人、譲渡事犯が273人、譲受事犯が198人、密輸入事犯が81人、栽培事犯が230人となっており、栽培事犯が前年に続き高水準にある（図表2-25）。

図表2-25 大麻栽培事犯の検挙状況の推移

区分	年別	H29	H30	R元	R2	R3
検挙件数		191	175	172	257	244
検挙人員		138	152	164	232	230
	暴力団構成員等	53	25	42	46	48

【事例】

○ 家屋等における大麻栽培事件（令和3年3月、兵庫）

令和3年3月までに、兵庫県三田市内の家屋等において、大麻草を栽培していた建築資材販売業の男ら5人を大麻取締法違反（営利目的栽培等）で逮捕し、大麻草約1,720本、乾燥大麻約7.2キログラム等を押収した。

★ トピックスⅡ

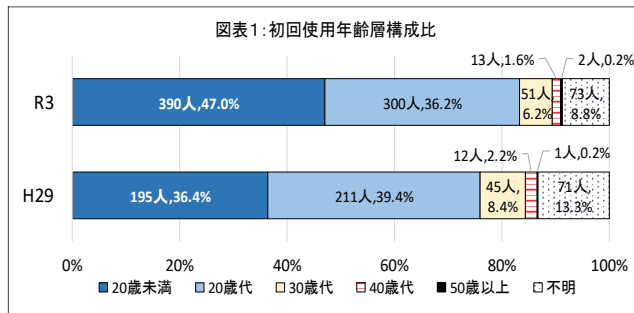
大麻乱用者の実態

令和3年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち829人について、捜査の過程において明らかとなった大麻使用の経緯、動機、大麻の入手先を知った方法等は次のとおりである（図表1で対比した平成29年については、平成29年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち535人について取りまとめたもの。）。

○ 大麻を初めて使用した年齢（図表1）

対象者が初めて大麻を使用した年齢は、20歳未満が47.0%、20歳代が36.2%と、30歳未満で83.2%を占める（最低年齢は12歳（5人））。

初回使用年齢層の構成比を平成29年と比較すると、20歳未満が36.4%から47.0%に増加しており、若年層の中でも特に20歳未満での乱用拡大が懸念される。

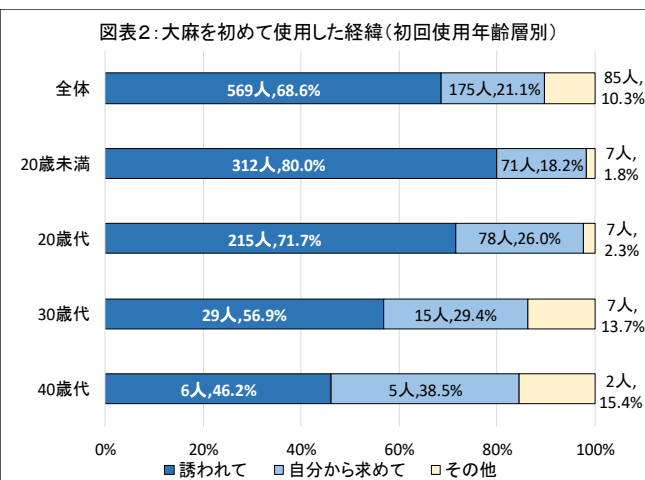


○ 大麻を初めて使用した経緯、動機（図表2、3）

大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」が最多であり、初めて使用した年齢が低いほど、誘われて使用する割合が高い。

使用した動機については、いずれの年齢層でも「好奇心・興味本位」が最多で、特に30歳未満では過半数を占めた。次いで、30歳未満では「その場の雰囲気」が多く、「クラブ・音楽イベント等の高揚感」、「パーティー感覚」と合わせて、身近な環境に影響されて大麻を使用する傾向も顕著である。

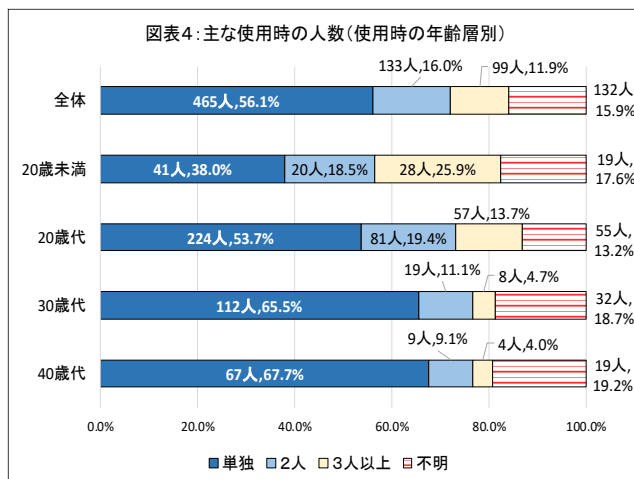
他方で、30歳以上では、「ストレス発散・現実逃避」や「多幸感・陶酔効果を求めて」が比較的多数を占めた。



	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	全体
好奇心・興味本位	55.7%	52.0%	35.2%	45.0%	52.2%
その場の雰囲気	22.1%	15.0%	11.0%	10.0%	18.2%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	4.0%	4.9%	3.3%	0.0%	4.3%
パーティー感覚	3.3%	3.0%	2.2%	0.0%	3.1%
ストレス発散・現実逃避	5.7%	11.2%	27.5%	20.0%	9.8%
多幸感・陶酔効果を求めて	6.0%	8.5%	15.4%	15.0%	8.1%
その他	3.2%	5.3%	5.5%	10.0%	4.3%

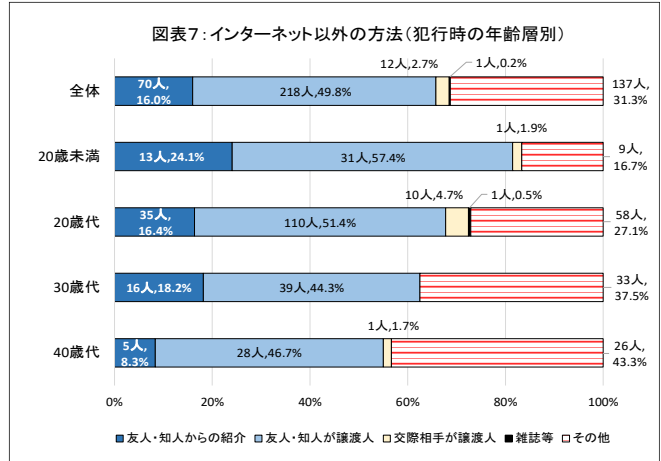
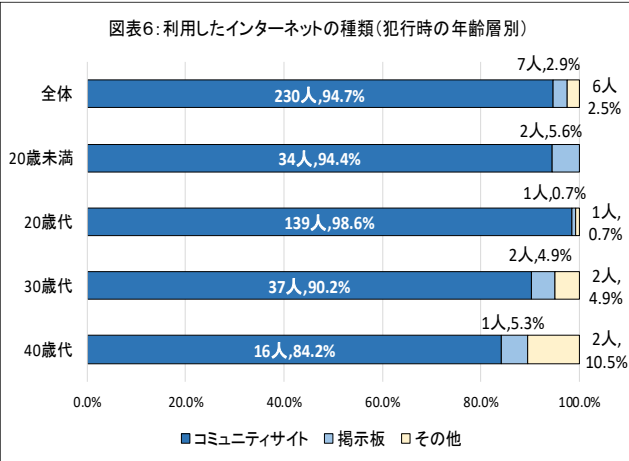
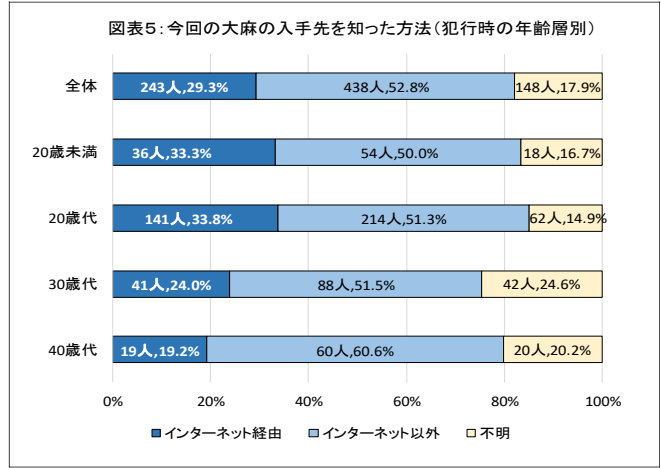
○ 大麻使用時の人数（図表4）

大麻使用時の人数については、年齢が低いほど、複数人で使用する割合が高く、このことから30歳未満の乱用者の多くが身近な環境に影響されて大麻を使用する傾向がうかがわれる。



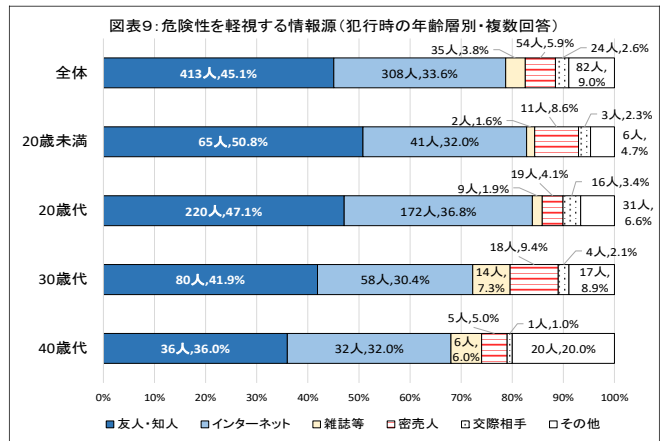
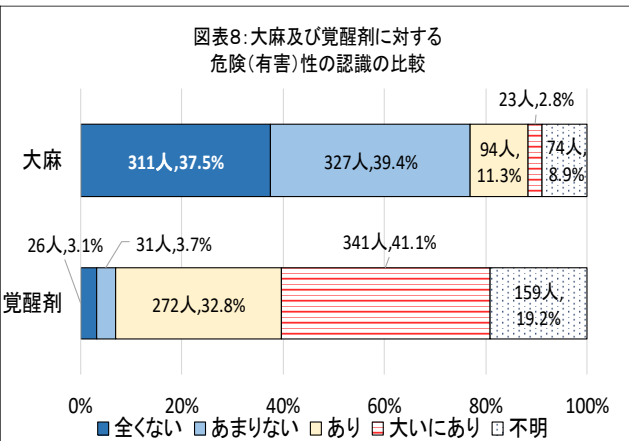
○ 大麻の入手先（譲渡人）を知った方法（図表5～7）

検挙事実となった大麻の入手先（譲渡人）を知った方法は、30歳未満で「インターネット経由」が3分の1以上を占め、そのほとんどがSNS等の「コミュニティサイト」を利用していた。他方、「インターネット以外の方法」では、全ての年齢層で「友人・知人」から大麻を入手しているケースが半数程度に上り、30歳未満では半数を超える。



○ 大麻に対する危険（有害）性の認識（図表8、9）

大麻に対する危険（有害）性の認識は、「なし（全くない・あまりない。）」が77.0%で、覚醒剤に対する危険（有害）性の認識と比較すると、引き続き、著しく低い。また、大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報の入手先についても、引き続き、「友人・知人」や「インターネット」が多く、年齢層が低いほど「友人・知人」の占める割合が大きい。



「令和2年における組織犯罪の情勢」に掲載した「大麻乱用者の実態」では、30歳未満の大麻乱用者の多くが身近な環境に影響されやすい傾向がうかがわれたが、令和3年も、初めて大麻を使用した経緯や動機、大麻使用時の状況、大麻の入手先、大麻の危険（有害）性に関する誤った認識の形成等多くの面で、身近な環境に影響されている実態が裏付けられた。

また、大麻の入手や大麻の危険（有害）性に関する誤った認識の形成に関しては、SNS等のコミュニティサイトの利用がこれを助長している面もうかがわれた。

昨年に引き続き、少年等若年層の周囲の環境を健全化させるための施策が求められるとともに、大麻を容易に入手できないように組織的な栽培・密売を厳正に取り締まり、SNS等における違法・有害情報の排除や大麻の危険（有害）性を正しく認識できるような広報啓発等を推進することが重要である。

ウ 危険ドラッグ事犯の検挙状況

(7) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ事犯の検挙状況は133事件、145人と前年に引き続き減少した。

適用法令別でみると、指定薬物に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反は前年に引き続き減少したが、麻薬及び向精神薬取締法違反は増加した（**図表 2-26**）。

また、危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等による事犯は3事件、3人、外国人による事犯は27事件、33人、少年による事犯は3事件、3人となっている。

図表 2-26 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移

区分	年別		H29		H30		R元		R2		R3	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反	555	578	336	346	159	165	123	131	103	111		
乱用者による単純所持・使用等	390	404	231	235	119	123	80	82	58	60		
麻薬及び向精神薬取締法違反	56	56	45	48	16	17	15	19	30	34		
交通関係法令違反	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0		
その他法令違反	16	16	1	1	0	0	0	0	0	0		
合計	628	651	383	396	175	182	138	150	133	145		

注1: 同一被疑者に関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

注2: 複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

注3: 指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

注4: 麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

注5: 交通関係法令違反は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注6: 適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上（交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり）。

注7: 乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。

注8: 交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。

注9: 指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

(イ) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は123人（構成比率84.8%）となっている。

a 年齢層別の検挙状況

年齢層別の構成比率を前年と比較すると、20歳未満、20歳代及び40歳代の占める割合が増加しており、30歳代及び50歳以上の占める割合は減少している（**図表 2-27**）。

図表 2-27 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	H29	H30	R元	R2	R3
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		605	368	172	140	123
	年齢層別	50歳以上	105	67	32	41	30
		構成比率(%)	17.4	18.2	18.6	29.3	24.4
		40～49歳	208	135	65	34	33
		構成比率(%)	34.4	36.7	37.8	24.3	26.8
		30～39歳	196	109	47	32	26
		構成比率(%)	32.4	29.6	27.3	22.9	21.1
		20～29歳	94	56	27	31	31
		構成比率(%)	15.5	15.2	15.7	22.1	25.2
20歳未満	2	1	1	2	3		
構成比率(%)	0.3	0.3	0.6	1.4	2.4		

b 薬物経験別の検挙状況

薬物経験別でみると、薬物犯罪の初犯者が86人（構成比率69.9%）、薬物犯罪の再犯者が37人（同30.1%）となっている。

c 危険ドラッグの入手状況

入手先別でみると、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が43.1%と最も高い（図表 2-28）。

図表 2-28 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年別	H29	H30	R元	R2	R3
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		605	368	172	140	123
	入手先別	街頭店舗	84	33	10	3	2
		構成比率(%)	13.9	9.0	5.8	2.1	1.6
		インターネット	227	166	63	71	53
		構成比率(%)	37.5	45.1	36.6	50.7	43.1
		友人・知人	77	45	30	18	10
		構成比率(%)	12.7	12.2	17.4	12.9	8.1
		密売人	55	32	19	6	8
		構成比率(%)	9.1	8.7	11.0	4.3	6.5
その他・不明	162	92	50	42	50		
構成比率(%)	26.8	25.0	29.1	30.0	40.7		

d 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は0人となっている（図表 2-29）。

図表 2-29 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移

区分	年別	H29	H30	R元	R2	R3
死者数		3	1	1	0	0

注 1：令和 3 年 12 月末現在で警察庁に報告があったものを計上。

注 2：発生日ではなく、認知日を基準として計上。

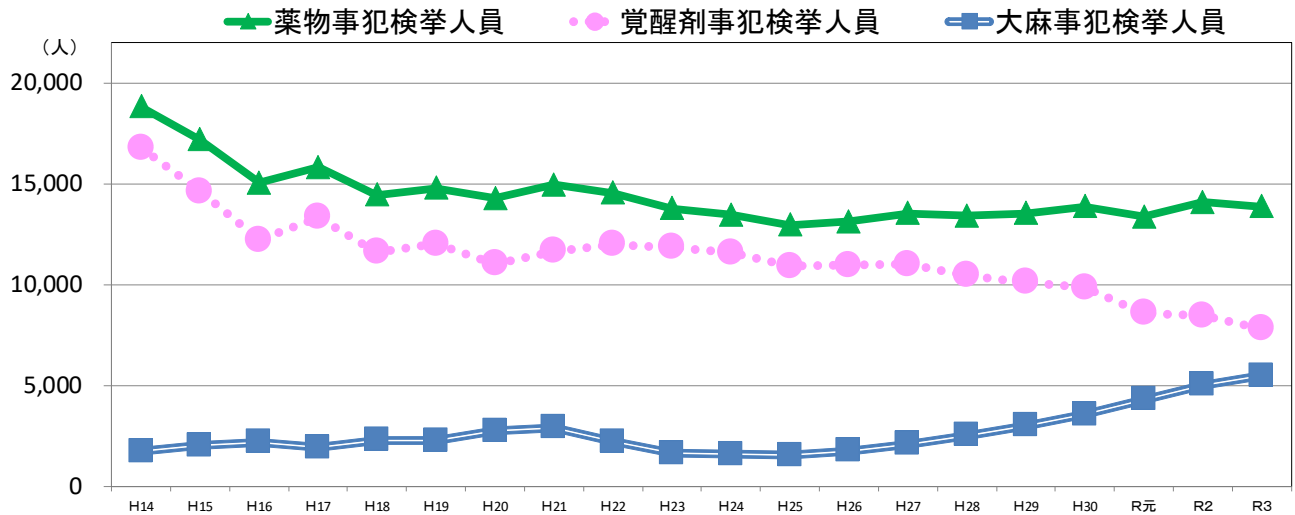
(ウ) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は46事件、52人と僅かに増加した。

仕出国・地域別でみると、オランダが10事件と最も多く、次いで台湾が9事件となっている。

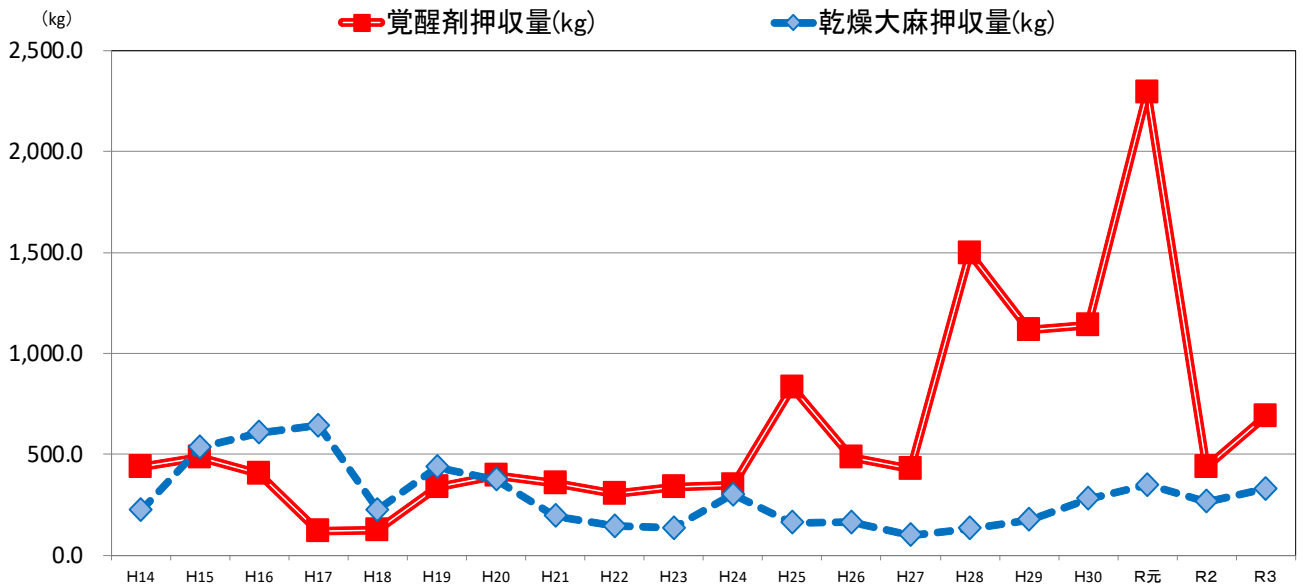
5 参考資料

(1) 薬物事犯検挙状況の推移（平成14～令和3年）



区分	年別	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
薬物事犯検挙人員	薬物事犯検挙人員	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951	13,121	13,524	13,411	13,542	13,862	13,364	14,079	13,862
	覚醒剤事犯検挙人員	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824
	大麻事犯検挙人員	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482

(2) 覚醒剤・乾燥大麻押収量の推移（平成14～令和3年）



区分	年別	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
覚醒剤押収量(kg)	覚醒剤押収量(kg)	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8
乾燥大麻押収量(kg)	乾燥大麻押収量(kg)	224.3	537.2	606.6	643.1	225.8	437.8	375.1	195.1	144.9	134.7	301.8	161.5	165.0	101.0	133.1	176.3	280.4	350.2	265.1	329.7

(3) 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	MDMA等		コカイン		ヘロイン		R2	R3
									R2	R3	R2	R3	R2	R3		
計	888	1,086	480	568	292	350	116	167	62	84	42	35	5	0	0	1
イラン	17	23	15	18	1	3	1	1		1	1					1
インド	5	5			2	5	3		1		2					
インドネシア	2	7	1	2	1	5										
トルコ	5	11	2	8	3	3										
韓国・朝鮮	156	158	123	117	30	33	3	8	1	2		4				
カンボジア	5	19	5	19												
スリランカ	29	27	5	12	21	14	3	1	3	1						
タイ	26	45	21	36	4	9	1		1							
台湾	10	3	8	2	1		1	1	1							
中国(台湾・香港等を除く)	30	39	17	26	10	10	3	3	2	3	1					
ネパール	1	3			1	3										
パキスタン	2	4			2	3		1				1				
フィリピン	104	103	75	77	24	18	5	8	3	4	2	3				
ベトナム	148	226	64	77	38	53	46	96	38	62	1		4			
マレーシア	2	2	1	2			1		1							
ミャンマー	1	9		8	1	1										
モンゴル	1	6		3	1	2		1								
アメリカ	55	60	4	10	38	41	13	9	1	1	10	6				
アルゼンチン	1	2			1	1		1				1				
カナダ	1	3		1		2	1				1					
ブラジル	169	207	94	103	70	96	5	8		2	5	3				
ペルー	27	41	7	16	17	23	3	2	1		2	2				
ポリビア	7	13	4	5	1	2	2	6		1	2	5				
イギリス	6	6	1		1	1	4	5	1		3	4				
スペイン	3	2		1	1	1	2				2					
フランス	4	4		1	3	2	1	1		1	1					
ロシア	4	2	2	1	1	1	1				1					
カメルーン	1	2		2			1		1							
コンゴ民主	0	2				2										
セネガル	1	2			1	2										
チュニジア	3	2	1	1			2	1	1		1					
ナイジェリア	6	16	3	4	1	3	2	9	1	4	1	5				
モロッコ	1	4		4	1											
オーストラリア	6	6		2	3	4	3		2		1					
ニュージーランド	1	2		1			1	1			1					
その他	48	20	27	9	13	7	8	4	3	2	4	1	1	0	0	0

注：香港等は香港及びマカオをいう。

第2 銃器情勢

令和3年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は10件と前年より減少した。
- 拳銃押収丁数は、長期的に減少傾向にあるところ、令和3年は295丁で、このうち暴力団からの押収丁数は31丁と、いずれも前年より減少した。

暴力団等によるものをはじめ、依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しているほか、暴力団の組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化がみられることから、暴力団の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化することとしている。

1 銃器犯罪情勢

(1) 銃器発砲事件の発生状況

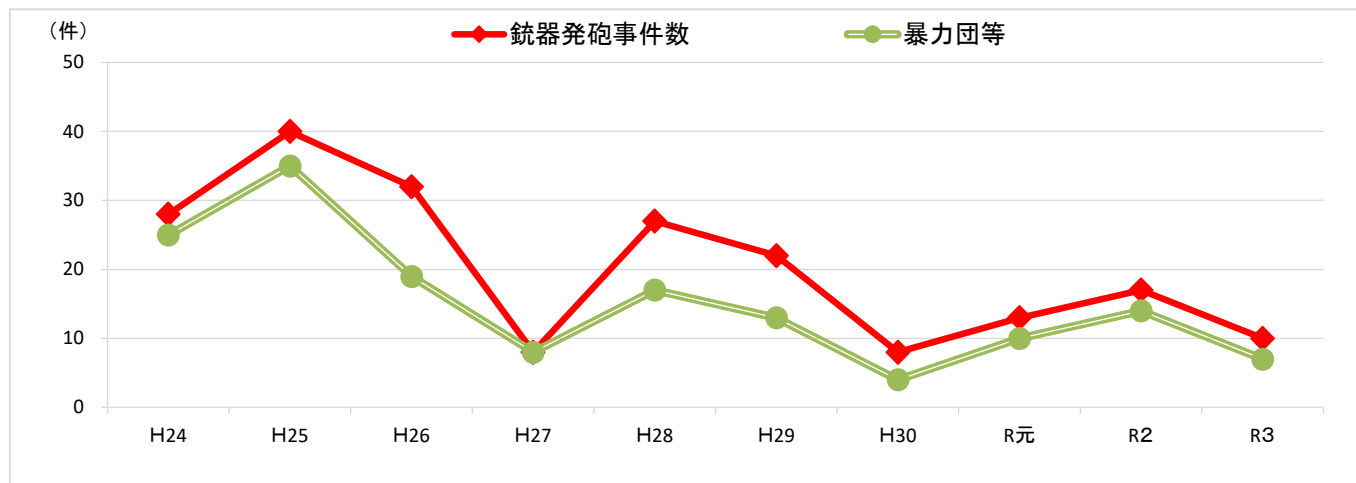
ア 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件の発生件数は10件であり、このうち暴力団等によるとみられるものは8件と、いずれも前年より大きく減少した。六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に起因するとみられるものが1件発生した（図表2-30）。

銃器発砲事件による死傷者数も5人と前年より大きく減少した。このうち暴力団構成員等は3人となっている。

死傷者数のうち、死者数は1人、負傷者数は4人である（図表2-31）。

図表2-30 銃器発砲事件数の推移



区分	年別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
銃器発砲事件数		28	40	32	8	27	22	8	13	17	10
暴力団等		25	35	19	8	17	13	4	10	14	8
対立抗争		7	20	9	0	6	1	1	3	5	1
その他・不明		3	5	13	0	10	9	4	3	3	2

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

図表 2-31 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分	年別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
死傷者数		16	8	10	4	11	8	3	12	9	5
	死者数	4	6	6	1	5	3	2	4	4	1
	暴力団構成員等	3	1	0	1	2	1	0	4	1	0
	負傷者数	12	2	4	3	6	5	1	8	5	4
	暴力団構成員等	7	2	3	3	1	2	1	5	5	3

イ 銃種別の発生状況

発生した全ての銃器発砲事件（10件）で拳銃が使用されている（図表 2-32）。

図表 2-32 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	H29	H30	R元	R2	R3
銃器発砲事件数		22	8	13	17	10
	拳銃	20	8	12	16	10
	猟銃等	2	0	0	0	0
	小銃等	0	0	1	0	0
	その他・不明	0	0	0	1	0

注 1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注 2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数は61件と、前年より減少した。

罪種別でみると、殺人が7件、強盗が6件、その他が48件となっている（図表 2-33）。

図表 2-33 銃器使用事件の認知件数の推移

区分	年別	H29	H30	R元	R2	R3
認知件数		104	83	93	81	61
	拳銃及び拳銃様のもの	60	43	55	53	43
殺人		9	3	15	11	7
	拳銃及び拳銃様のもの	9	3	10	9	6
強盗		19	12	18	10	6
	拳銃及び拳銃様のもの	19	10	18	9	6
その他		76	68	60	60	48
	拳銃及び拳銃様のもの	32	30	27	35	31

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

2 銃器事犯取締状況

(1) 拳銃の押収状況

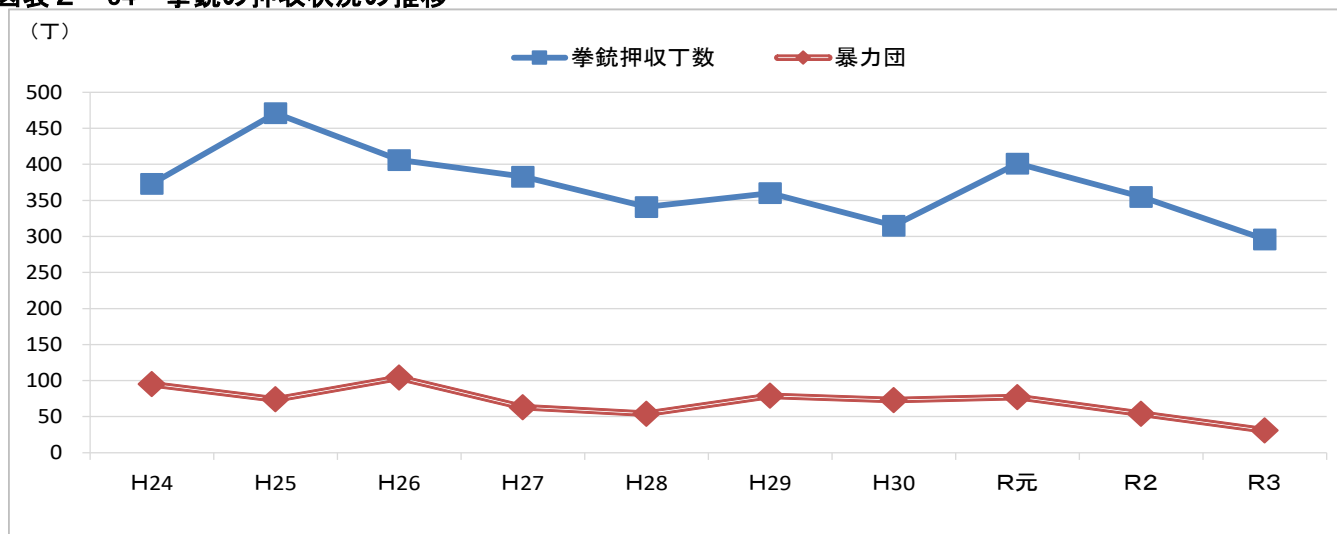
ア 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあり、令和3年は295丁と前年より減少した。このうち、真正拳銃は250丁（うち密造拳銃7丁）、改造拳銃は45丁となっている。

暴力団から押収した拳銃は31丁であり、組織別で見ると、六代目山口組が21丁（構成比率67.7%）、神戸山口組が1丁（同3.2%）、稲川会が1丁（同3.2%）、住吉会が2丁（同6.5%）、その他が6丁（同19.4%）となっている（図表2-34）。

暴力団以外から押収した拳銃264丁のうち、真正拳銃は220丁（同83.3%）となっている。

図表2-34 拳銃の押収状況の推移



区分	年別										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
押収丁数	373	471	406	383	341	360	315	401	355	295	
暴力団	95	74	104	63	54	79	73	77	54	31	
構成比率(%)	25.5	15.7	25.6	16.4	15.8	21.9	23.2	19.2	15.2	10.5	
(組織別)											
六代目山口組	58	37	31	16	20	18	8	21	16	21	
構成比率(%)	61.1	50.0	29.8	25.4	37.0	22.8	11.0	27.3	29.6	67.7	
神戸山口組	-	-	-	4	6	18	14	7	13	1	
構成比率(%)	-	-	-	6.3	11.1	22.8	19.2	9.1	24.1	3.2	
絆會(任侠山口組)	-	-	-	-	-	-	1	2	0	0	
構成比率(%)	-	-	-	-	-	-	1.4	2.6	0.0	0.0	
稲川会	4	9	11	8	6	9	16	6	2	1	
構成比率(%)	4.2	12.2	10.6	12.7	11.1	11.4	21.9	7.8	3.7	3.2	
住吉会	14	11	12	10	9	14	27	13	5	2	
構成比率(%)	14.7	14.9	11.5	15.9	16.7	17.7	37.0	16.9	9.3	6.5	
その他	19	17	50	25	13	20	7	28	18	6	
構成比率(%)	20.0	23.0	48.1	39.7	24.1	25.3	9.6	36.4	33.3	19.4	
その他・不明	278	397	302	320	287	281	242	324	301	264	
構成比率(%)	74.5	84.3	74.4	83.6	84.2	78.1	76.8	80.8	84.8	89.5	

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃250丁を製造国別で見ると、アメリカ製が81丁（構成比率32.4%）と最も多く、次いで日本製が61丁（同24.4%）、以下、ベルギー製が28丁（同11.2%）、ドイツ製が17丁（同6.8%）、ブラジル製が10丁（同4.0%）となっている（図表2-35）。

また、真正拳銃の名称別で見ると、ブローニングが20丁（同8.0%）、S & Wが14丁（同5.6%）となっている（図表2-36）。

図表 2-35 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分		年別		H29	H30	R元	R2	R3
押収丁数				360	315	401	355	295
真正拳銃				320	298	342	312	250
構成比率(%)				88.9	94.6	85.3	87.9	84.7
(製造国別)	アメリカ			112	90	125	110	81
	中国			6	6	6	8	3
	フィリピン			6	9	9	4	7
	ロシア(旧ソ連)			9	11	8	5	4
	ブラジル			7	9	3	8	10
	ベルギー			46	30	24	28	28
	イタリア			6	8	9	1	4
	ドイツ			20	15	15	14	17
	スペイン			6	7	11	8	7
	日本			64	70	79	77	61
	その他			1	7	7	4	6
不明			37	36	46	45	22	
改造拳銃				40	17	59	43	45
構成比率(%)				11.1	5.4	14.7	12.1	15.3

注1: 「真正拳銃」とは、拳銃機能(金属性弾丸を発射する機能)を有する目的で製造されたものをいう。

注2: 「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表 2-36 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年別		H29	H30	R元	R2	R3
真正拳銃の押収丁数				320	298	342	312	250
	トカレフ型	主に中国製		8	7	5	9	2
	S&W	主にアメリカ製		29	23	42	33	14
	パルティック	フィリピン製		4	7	0	2	0
	ブローニング	主にベルギー製		37	25	19	20	20
	マカロフ型	主にロシア製		4	8	8	2	2
	ロッシ	ブラジル製		1	4	0	2	5
	その他			237	224	268	244	207

ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は36丁であり、前年より減少した(図表 2-37)。

図表 2-37 インターネット関連の拳銃押収状況

区分		年別		H29	H30	R元	R2	R3
押収丁数				37	29	54	41	36

エ 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」により受理した通報件数は3,543件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収は1丁、報奨金額の支払いはなかった。

(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部

品に係る検挙件数は90件、検挙人員は78人であり、このうち、暴力団構成員等の検挙件数は30件、検挙人員は29人となっている（図表2-38）。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別でみると、六代目山口組が12人（構成比率41.4%）、神戸山口組が7人（同24.1%）、稲川会が4人（同13.8%）、住吉会が1人（同3.4%）となっており、これらで全体の82.8%を占めている。

図表2-38 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別				
		H29	H30	R元	R2	R3
検挙件数		146	142	150	116	90
検挙人員		157	150	151	127	78
暴力団構成員等		83	70	57	58	29
構成比率(%)		52.9	46.7	37.7	45.7	37.2
六代目山口組	検挙件数	22	7	10	13	12
	構成比率(%)	26.5	10.0	17.5	22.4	41.4
神戸山口組	検挙件数	20	9	11	4	7
	構成比率(%)	24.1	12.9	19.3	6.9	24.1
絆會(任侠山口組)	検挙件数	-	2	1	0	0
	構成比率(%)	-	2.9	1.8	0.0	0.0
稲川会	検挙件数	13	17	11	14	4
	構成比率(%)	15.7	24.3	19.3	24.1	13.8
住吉会	検挙件数	6	18	5	4	1
	構成比率(%)	7.2	25.7	8.8	6.9	3.4
その他	検挙件数	22	17	19	23	5
	構成比率(%)	26.5	24.3	33.3	39.7	17.2

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数は2件、検挙人員は2人であり、密輸入事件に係る拳銃の押収は1丁となっている（図表2-39）。

図表2-39 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分		年別				
		H29	H30	R元	R2	R3
検挙事件数		2	6	3	2	2
拳銃		0	2	0	2	1
検挙人員		2	6	3	2	2
暴力団構成員等		0	0	0	0	0
拳銃		0	2	0	2	1
拳銃押収丁数		0	5	0	2	1
暴力団		0	0	0	0	0

注：検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

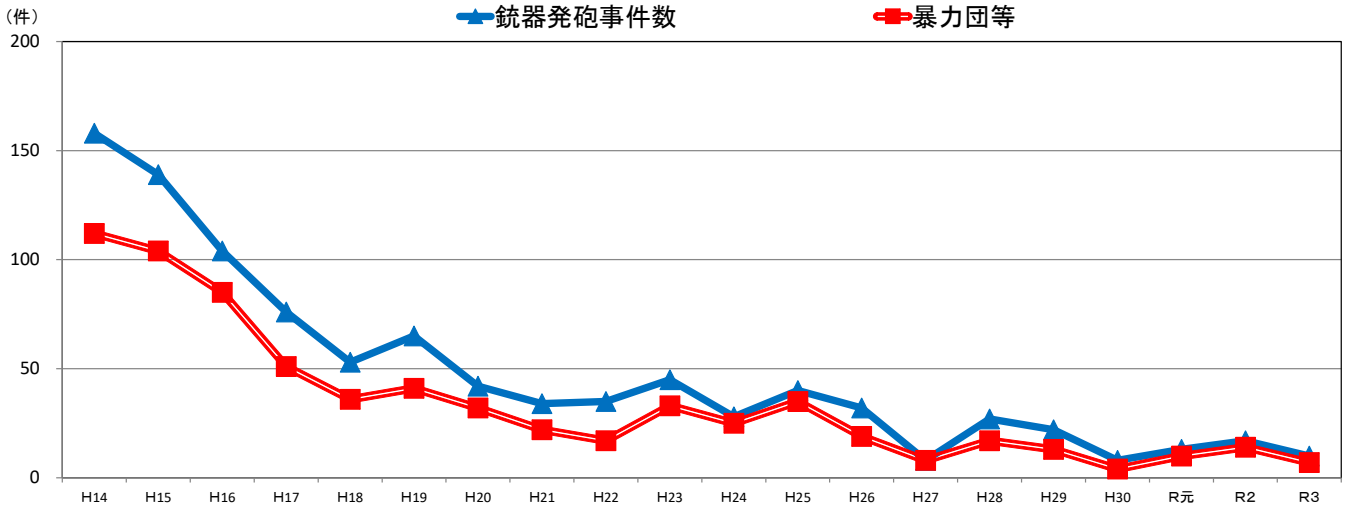
【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部らによる拳銃所持事件（令和3年11月、鳥取）

岡山県美作市内の集合住宅において、拳銃1丁及び実包6個を押収し、令和3年11月までに、六代目山口組傘下組織幹部ら2人を銃刀法違反（拳銃加重所持等）等で逮捕した。

3 参考資料

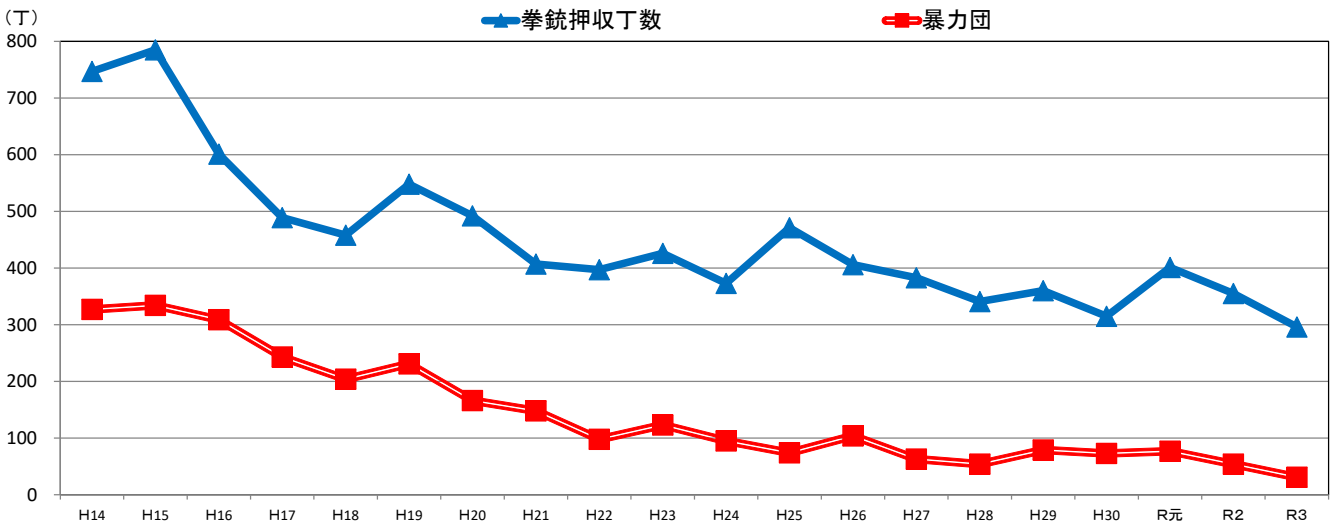
(1) 銃器発砲事件数の推移（平成14～令和3年）



区分 \ 年別	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
銃器発砲事件数	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40	32	8	27	22	8	13	17	10
暴力団等	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25	35	19	8	17	13	4	10	14	8

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

(2) 拳銃押収丁数の推移（平成14～令和3年）



区分 \ 年別	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
拳銃押収丁数	747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	373	471	406	383	341	360	315	401	355	295
暴力団	327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95	74	104	63	54	79	73	77	54	31

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

第3章：来日外国人犯罪情勢

第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢

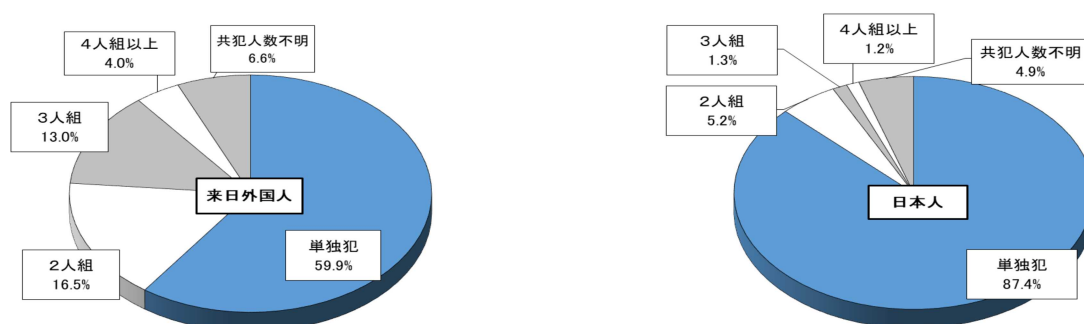
1 来日外国人犯罪の組織化の状況

来日外国人犯罪の検挙件数・人員については、近年はほぼ横ばい状態で推移してきたが、令和3年は、前年に比べ、検挙件数・人員とも減少している。

このような中、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に行われる傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

令和3年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は40.1%と、日本人(12.6%)の約3.2倍になっている。また、形態別にみると、2人組は16.5%、3人組は13.0%、4人組以上は4.0%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では63.4%と、日本人(14.2%)の約4.5倍、万引きでは48.9%と、日本人(2.8%)の約17.5倍になっている(図表3-1、図表3-2)。

図表3-1 刑法犯の共犯形態別 構成比率



※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。

図表3-2 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	来日外国人							日本人						
	総数	単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明	総数	単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明
刑法犯件数	9,105	5,455	3,650	1,500	1,183	368	599	241,450	210,909	30,541	12,631	3,205	2,783	11,922
	構成比率	59.9%	40.1%	16.5%	13.0%	4.0%	6.6%	構成比率	87.4%	12.6%	5.2%	1.3%	1.2%	4.9%
凶悪犯	191	166	25	5	5	10	5	3,587	3,274	313	165	73	66	9
	構成比率	86.9%	13.1%	2.6%	2.6%	5.2%	2.6%	構成比率	91.3%	8.7%	4.6%	2.0%	1.8%	0.3%
うち強盗	69	49	20	4	4	8	4	1,025	827	198	84	54	52	8
	構成比率	71.0%	29.0%	5.8%	5.8%	11.6%	5.8%	構成比率	80.7%	19.3%	8.2%	5.3%	5.1%	0.8%
窃盗犯	5,425	2,749	2,676	1,076	1,027	259	314	146,013	128,923	17,090	6,848	1,682	1,112	7,448
	構成比率	50.7%	49.3%	19.8%	18.9%	4.8%	5.8%	構成比率	88.3%	11.7%	4.7%	1.2%	0.8%	5.1%
うち侵入窃盗	935	360	575	159	312	43	61	26,722	23,006	3,716	2,224	492	409	591
	構成比率	38.5%	61.5%	17.0%	33.4%	4.6%	6.5%	構成比率	86.1%	13.9%	8.3%	1.8%	1.5%	2.2%
うち住宅対象	528	193	335	92	160	28	55	12,115	10,400	1,715	857	217	253	388
	構成比率	36.6%	63.4%	17.4%	30.3%	5.3%	10.4%	構成比率	85.8%	14.2%	7.1%	1.8%	2.1%	3.2%
うち車上ねらい	70	59	11	10	0	1	0	7,489	6,811	678	512	86	40	40
	構成比率	84.3%	15.7%	14.3%	0.0%	1.4%	0.0%	構成比率	90.9%	9.1%	6.8%	1.1%	0.5%	0.5%
うち万引き	2,873	1,469	1,404	566	677	117	44	58,553	56,931	1,622	1,324	228	69	1
	構成比率	51.1%	48.9%	19.7%	23.6%	4.1%	1.5%	構成比率	97.2%	2.8%	2.3%	0.4%	0.1%	0.00%
うち自動車盗	283	22	261	157	1	3	100	1,915	1,032	883	324	204	122	233
	構成比率	7.8%	92.2%	55.5%	0.4%	1.1%	35.3%	構成比率	53.9%	46.1%	16.9%	10.7%	6.4%	12.2%
その他	3,489	2,540	949	419	151	99	280	91,850	78,712	13,138	5,618	1,450	1,605	4,465
	構成比率	72.8%	27.2%	12.0%	4.3%	2.8%	8.0%	構成比率	85.7%	14.3%	6.1%	1.6%	1.7%	4.9%

※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。

2 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を実行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

【事例】

○ 自動車板金塗装等会社経営者による入管法違反（不法就労助長等）事件（令和3年7月、警視庁）

自動車板金塗装等会社経営の日本人の男は、平成28年5月から令和3年6月にかけて、「技能実習」等の在留資格で入国したインドネシア人等の男女らを自動車板金塗装工場で、板金塗装等の作業に従事させていた。同年7月までに、同会社経営の日本人の男1人を入管法違反（不法就労助長）で、同会社で作業員として働いていたインドネシア人の男10人（技能実習4、短期滞在6）及びバングラデシュ人の男1人（仮滞在許可）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。

また、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを行うといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

【事例】

○ ナイジェリア人及びカメルーン人らによる電子計算機使用詐欺等事件（令和3年11月、香川）

ナイジェリア人及びカメルーン人の男らは、令和2年3月から令和3年1月にかけて、SNSを通じて知り合った日本人女性に対し、アメリカ人医師や運送会社等を装い、荷物を配送するための費用が必要等と偽り、現金をだまし取るなどしていた。同年11月までに、ナイジェリア人の男1人（日本人の配偶者等）、カメルーン人の男3人（日本人の配偶者等1、教育1、資格なし1）及び日本人の男1人を電子計算機使用詐欺罪、窃盗罪等で逮捕した。

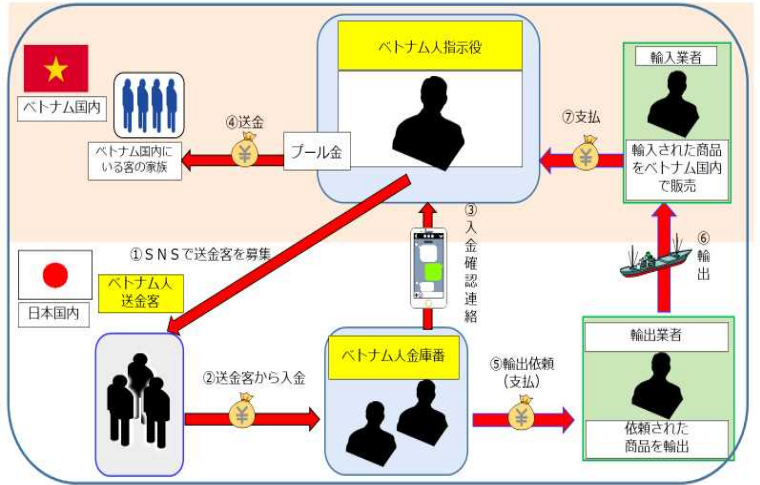
3 犯罪インフラの実態

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造等がある。

地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。また、偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。

【ベトナム人による地下銀行事犯の事例】

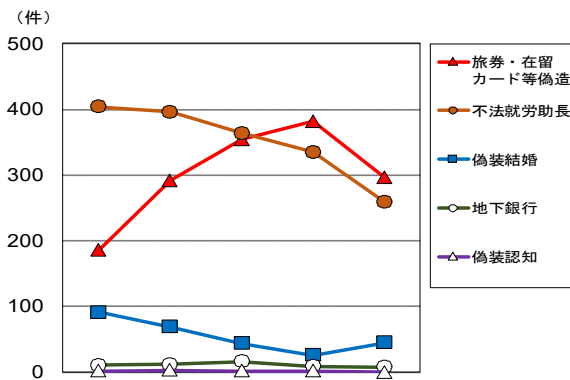
ベトナム人が指示役、金庫番等の役割を分担した上で、ベトナム国内の指示役がSNSで日本国内の送金者を募り、取引レートの設定や振込先口座指定等を日本国内の金庫番等に指示し、これを受けた金庫番等は送金者からの入金を確認後、正規の貿易を装い輸出業者に商品を輸出させるなどして不正に送金する事例がみられる。割安な手数料の徴収による差額等で利益を上げているとみられる。



犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、不法就労助長は、昨今の人手不足を背景とし、就労資格のない外国人を雇い入れるなどの事例が引き続きみられるが、検挙件数・人員は減少傾向で推移している。旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するために利用されており、平成28年以降、増加傾向にあったが、令和3年は減少した。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための不正な手段であり、近年、減少傾向にあったところ、令和3年は増加した。地下銀行は、近年、検挙件数は10件前後で、偽装認知は3件前後で推移している（図表3-3）。

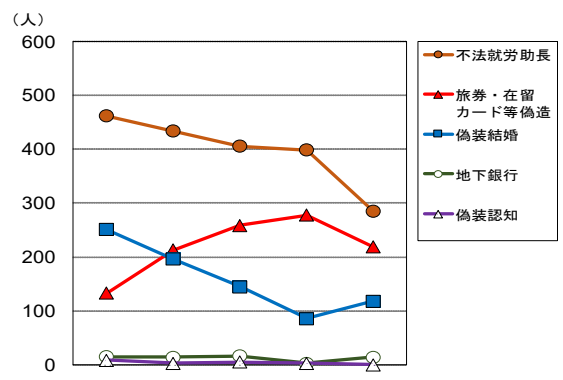
図表3-3 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総 数	694	772	780	754	608	-146	-19.4%
旅券・在留カード等偽造	186	292	354	382	296	-86	-22.5%
不法就労助長	404	396	364	335	259	-76	-22.7%
偽装結婚	91	69	44	26	45	19	73.1%
地下銀行	11	12	16	9	8	-1	-11.1%
偽装認知	2	3	2	2	0	-2	-100.0%

【検挙人員】



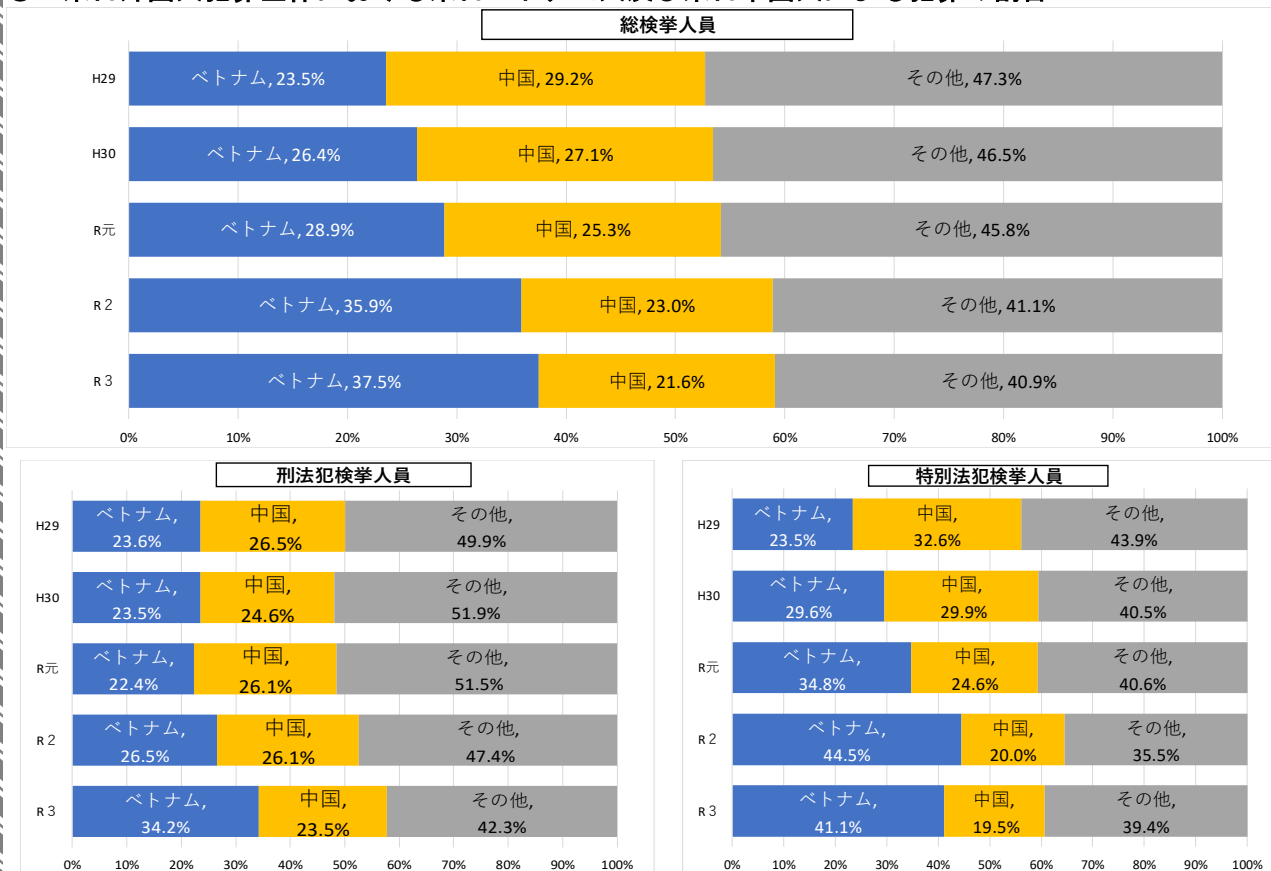
	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総 人員	869	860	831	769	636	-133	-17.3%
不法就労助長	462	434	406	399	285	-114	-28.6%
旅券・在留カード等偽造	133	213	259	278	219	-59	-21.2%
偽装結婚	251	196	145	86	118	32	37.2%
地下銀行	15	14	16	3	14	11	366.7%
偽装認知	8	3	5	3	0	-3	-100.0%

※ 警察庁(国際捜査管理官)における5つの類型に関する集計（日本人を含む）。

★ トピックスⅢ

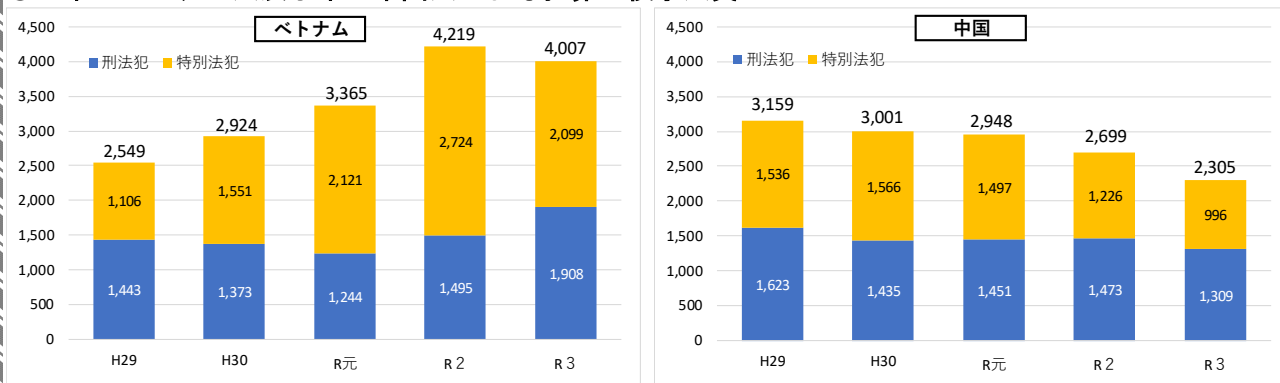
来日ベトナム人犯罪と来日中国人犯罪の傾向

○ 来日外国人犯罪全体における来日ベトナム人及び来日中国人による犯罪の割合



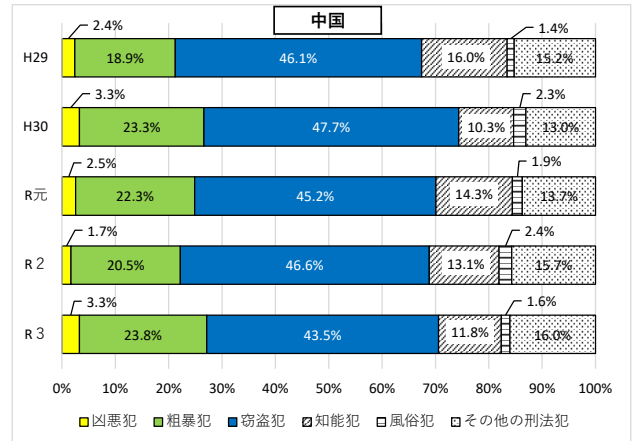
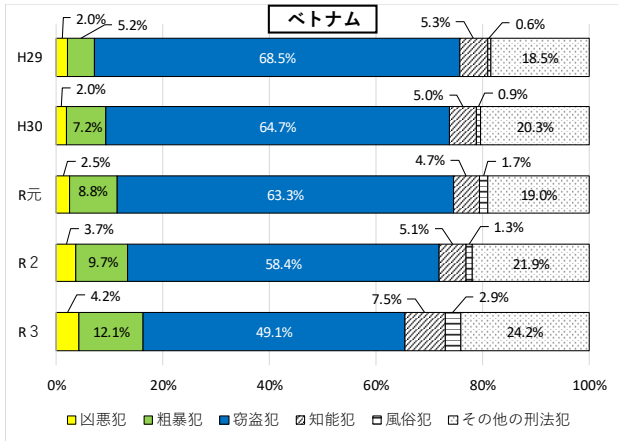
- ・ 近年の来日外国人犯罪の検挙状況において、ベトナムと中国の2か国で全体の5割以上を占める状況が続いている。
- ・ 令和3年におけるベトナムと中国の総検挙（刑法犯及び特別法犯の検挙をいう。以下同じ。）人員の割合は、ベトナム37.5%、中国21.6%（合計59.1%）となっており、刑法犯検挙人員ではベトナム34.2%、中国23.5%（合計57.7%）、特別法犯検挙人員ではベトナム41.1%、中国19.5%（合計60.6%）となっている。

○ 来日ベトナム人及び来日中国人による犯罪の検挙人員

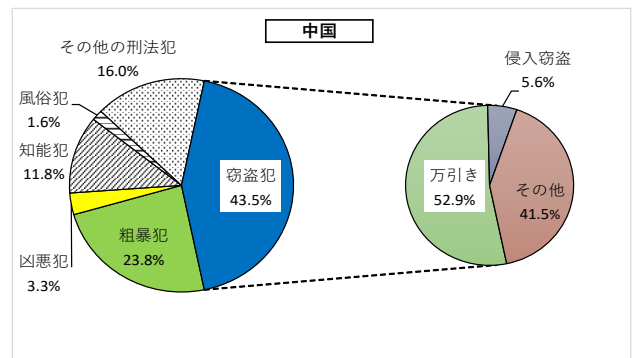
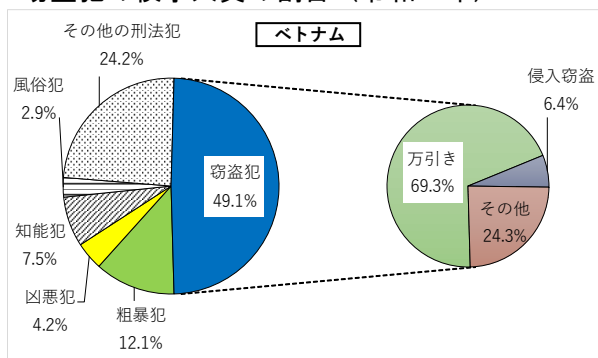


- ・ 来日ベトナム人の総検挙人員は、特別法犯の増加を受け、近年増加傾向にあったものの、令和3年は減少した。刑法犯の検挙人員は、近年、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移していたが、令和3年は増加しており、特別法犯の検挙人員は令和2年まで増加傾向にあったものの、令和3年は減少した。
- ・ 来日中国人の検挙人員は、刑法犯及び特別法犯ともにやや減少傾向にあり、令和3年もその傾向が継続している。

○ 来日ベトナム人と来日中国人の刑法犯の検挙状況
～包括罪種別の検挙人員の割合～



～窃盗犯の検挙人員の割合（令和3年）～

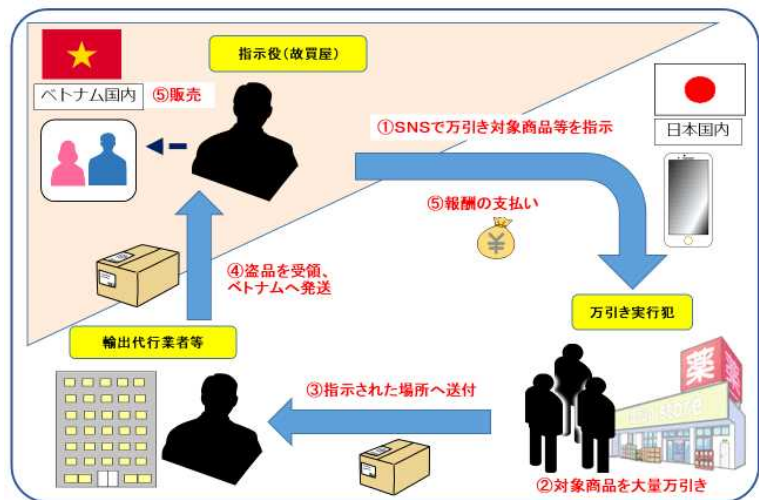


- ・ ベトナムは、窃盗犯の割合が最も高く、平成29年は68.5%を占めていたものの、その割合は徐々に下がり、令和3年は49.1%であった。近年は、凶悪犯、粗暴犯及び知能犯の検挙人員及び割合が増加傾向にある。
- ・ 中国は、窃盗犯がおおむね5割、粗暴犯がおおむね2割、知能犯がおおむね1割という傾向が継続している。
- ・ 令和3年の窃盗犯の内訳をみると、ベトナムでは万引きが約7割を占めている一方、中国では約5割となっており、侵入窃盗については、ベトナムが6.4%、中国が5.6%とほぼ同じ割合となっている。

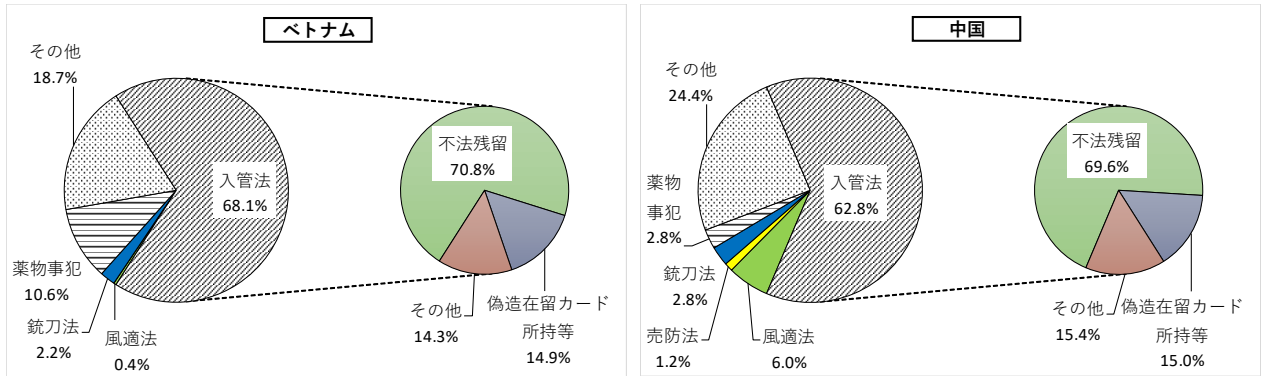
【ベトナム人による組織窃盗（万引き）の事例】

ベトナム人が指示役、実行犯、運搬役等の役割を分担し、ベトナム国内の指示役からSNSを通じて、具体的な犯行の指示を受けた日本国内の実行犯が、商品を大量に万引きする事例がみられる。

盗んだ商品は、運搬役等によって、指示役や故買屋の下に運ばれているとみられる。



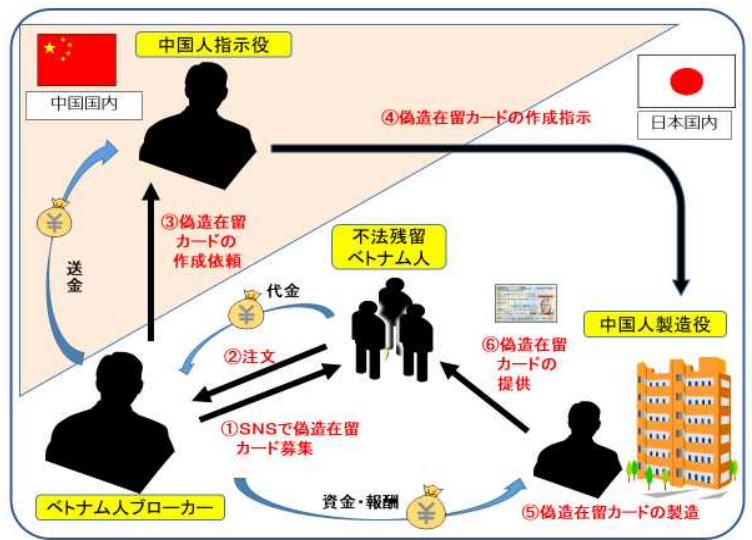
○ 来日ベトナム人と来日中国人の特別法犯の検挙状況
 ～入管法違反の検挙人員の割合（令和3年）～



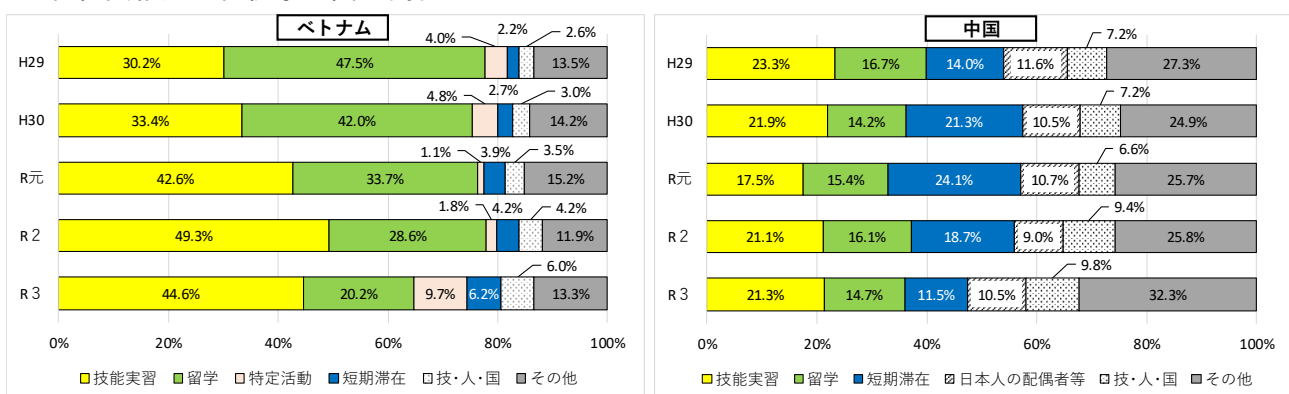
- ・ ベトナムは、近年、入管法違反が8割以上を占めていたが、令和3年は前年と比較して903人減少し、その割合も68.1%と減少した。一方、薬物事犯は、平成29年と比較すると154人増加しており、その割合も10.6%と増加している。
- ・ 中国については、入管法違反の割合が高く7割前後で推移していたが、令和3年の割合は62.8%と減少した。入管法以外の違反法令の割合について大きな変化はないが、ベトナムとの相違点として、中国は風適法違反及び売防法違反の検挙が一定程度みられる。
- ・ 令和3年の入管法違反の検挙人員についてみると、ベトナム、中国ともに約7割を不法残留が占めており、次いで偽造在留カード所持等となっている。

【中国人及びベトナム人による在留カードの偽造・密売等の事例】

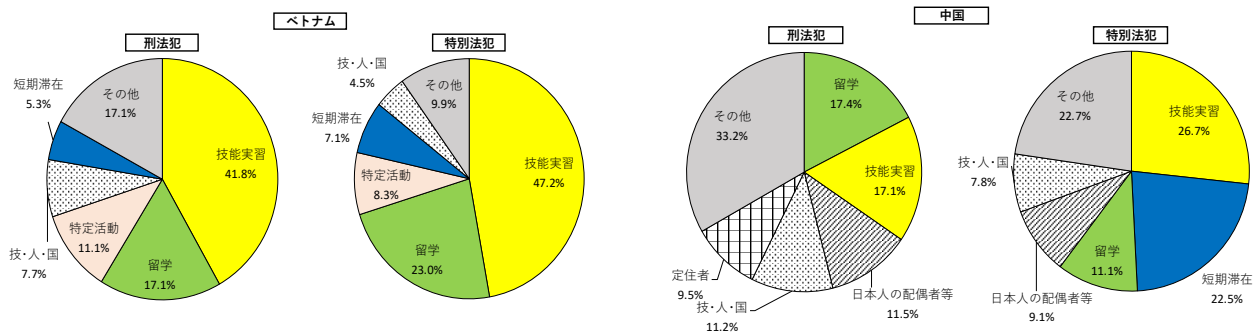
中国人・ベトナム人が指示役、製造役、ブローカー等の役割を分担した上で、日本国内に在留するブローカーがSNS等に広告を掲載して偽造在留カードの注文を受け付け、中国国内の指示役に偽造在留カードの作成を依頼し、これを受けた指示役が日本国内の製造役に偽造在留カードを製造させる事例がみられる。偽造在留カードはレターパックにより注文者に届けられる例が多い。



○ 来日ベトナム人と来日中国人の在留資格別の検挙状況
 ～在留資格別の総検挙人員の割合～



～ 刑法犯・特別法犯の検挙人員の割合（令和3年）～

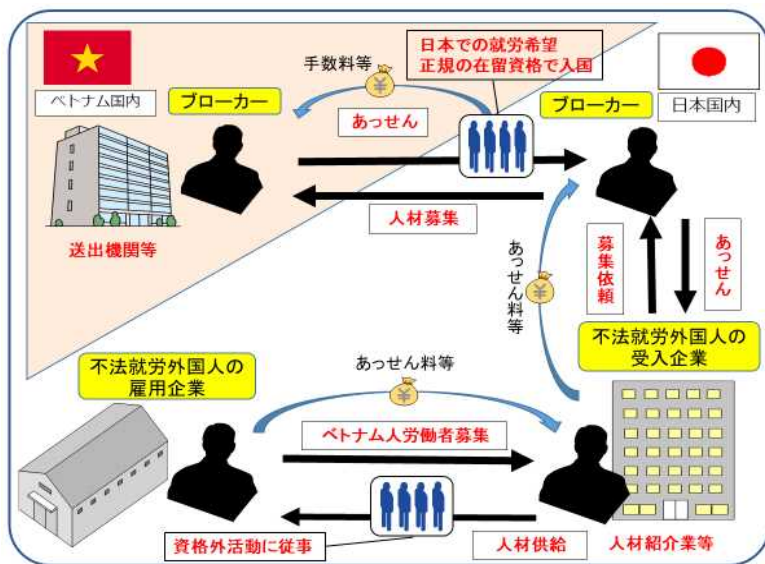


- ・ 在留資格別の総検挙人員は、ベトナムでは技能実習と留学の占める割合が高い状況が継続しているが、令和3年の検挙人員はいずれも減少した。中国では、近年、技能実習と留学において減少が見られる一方で、短期滞在が増加する傾向にあったが、中国人旅行客の減少もあってか、令和2年に引き続き令和3年も減少した。
- ・ 在留資格別の刑法犯の検挙状況をみると、ベトナムでは技能実習と留学で約6割を占める一方、中国では技能実習と留学の割合がそれぞれ2割弱となっている。
- ・ 在留資格別の特別法犯の検挙状況をみると、ベトナムでは技能実習と留学で約7割を占める一方、中国では技能実習と短期滞在で約5割を占めている。

【ベトナム人らによる不法就労あつせん・不法就労助長・資格外活動等の事例】

ベトナム及び日本のブローカー、ベトナム人の受入企業、雇用企業等が結託し、日本での就労を希望するベトナム人に、在留資格に応じない活動に従事させることを知りながら、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で入国させ、資格外活動に従事させていた事例が見られる。

ブローカーや受入企業は、雇用企業から、あつせん料等を受け取っていたとみられる。



第2 来日外国人犯罪の検挙状況

1 令和3年中の来日外国人犯罪情勢

令和3年中の来日外国人犯罪については

- 総検挙状況、刑法犯検挙状況、特別法犯検挙状況のいずれをみても、前年との比較では、検挙件数・人員とも減少している。
- 総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙件数・人員ともベトナムと中国の2か国で全体の約6割を占めており、いずれもベトナムが最多となっている。
- 総検挙人員10,677人の国籍等別の内訳は、ベトナム4,007人（構成比率37.5%）中国2,305人（同21.6%）、フィリピン695人（同6.5%）、ブラジル496人（同4.6%）、タイ389人（同3.6%）等となっている。
- 総検挙人員10,677人の在留資格別の内訳は「技能実習」2,538人（構成比率23.8%）、「留学」1,515人（同14.2%）、「定住者」1,368人（同12.8%）、「短期滞在」1,193人（同11.2%）、「日本人の配偶者等」882人（同8.3%）等となっている。
- 刑法犯の検挙件数が減少した要因としては、中国、韓国等による窃盗犯が減少したことが挙げられ、検挙人員が減少した主な要因としては、中国による窃盗犯が減少したことが挙げられる。
- 特別法犯の検挙件数・人員が減少した主な要因としては、ベトナム、中国等による入管法違反が減少したことが挙げられる。

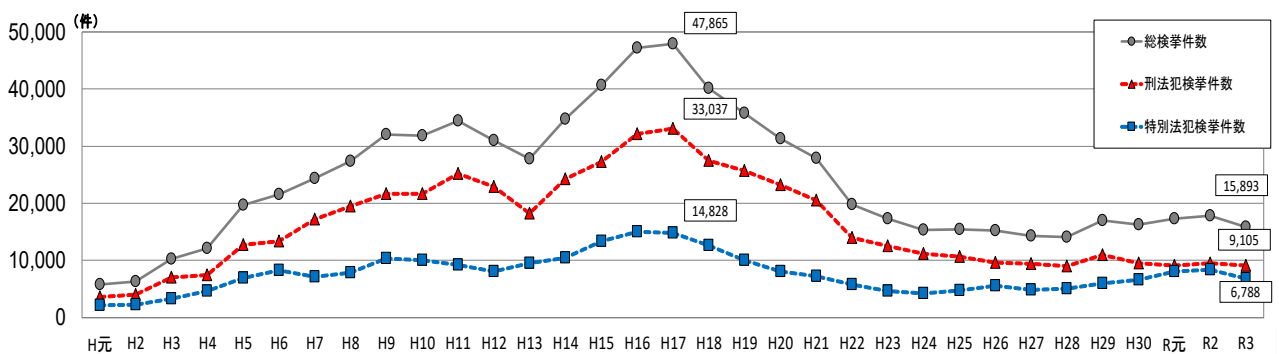
2 令和3年中の検挙状況の概要

(1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙状況をみると、近年は、総検挙件数・人員とも微増傾向にあったが、令和3年は、前年に比べ、検挙件数・人員とも減少している（図表3-4）。

図表3-4 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

【検挙件数】

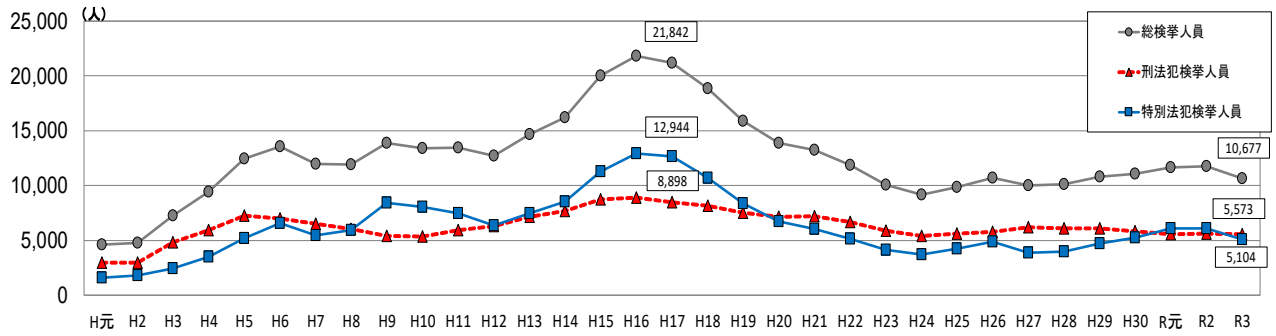


	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙件数	5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑法犯検挙件数	3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特別法犯検挙件数	2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総検挙件数	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
刑法犯検挙件数	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
特別法犯検挙件数	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662

	R元	R2	R3	増減数	増減率
総検挙件数	17,260	17,865	15,893	-1,972	-11.0%
刑法犯検挙件数	9,148	9,512	9,105	-407	-4.3%
特別法犯検挙件数	8,112	8,353	6,788	-1,565	-18.7%

【検挙人員】



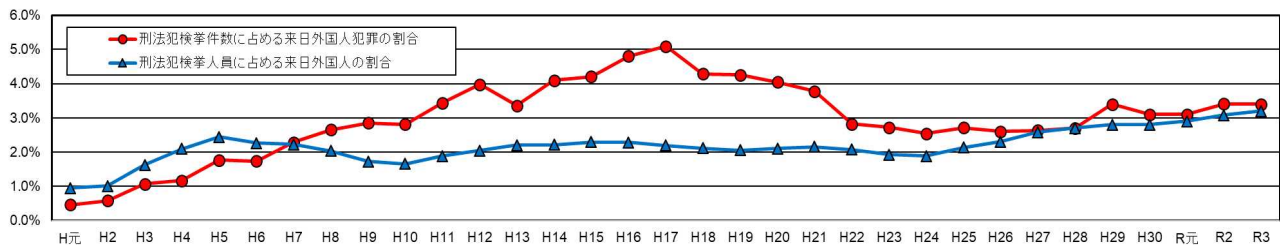
	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙人員	4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑法犯検挙人員	2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特別法犯検挙人員	1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総検挙人員	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
刑法犯検挙人員	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
特別法犯検挙人員	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

	R元	R2	R3	増減数	増減率
総検挙人員	11,655	11,756	10,677	-1,079	-9.2%
刑法犯検挙人員	5,563	5,634	5,573	-61	-1.1%
特別法犯検挙人員	6,092	6,122	5,104	-1,018	-16.6%

刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、検挙件数が3.4%、検挙人員が3.2%となっており、近年は若干増加傾向にある。（図表3-5）。

図表3-5 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	0.5%	0.6%	1.1%	1.2%	1.8%	1.7%	2.3%	2.7%	2.9%	2.8%	3.4%	4.0%	3.4%	4.1%	4.2%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	1.0%	1.0%	1.6%	2.1%	2.4%	2.3%	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.2%	2.3%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	4.8%	5.1%	4.3%	4.3%	4.0%	3.8%	2.8%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.7%	3.4%	3.1%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	2.1%	2.3%	2.6%	2.7%	2.8%	2.8%

	R元	R2	R3
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	3.1%	3.4%	3.4%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.9%	3.1%	3.2%

(2) 国籍等別総検挙状況

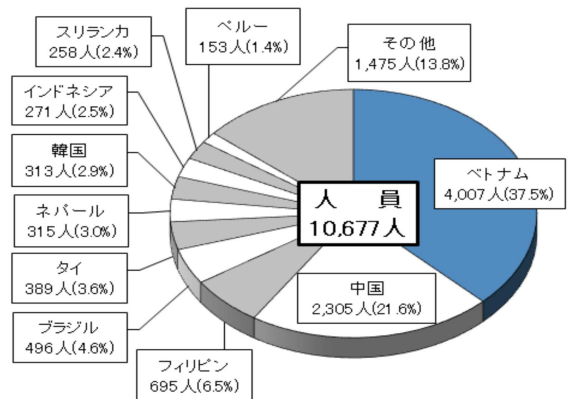
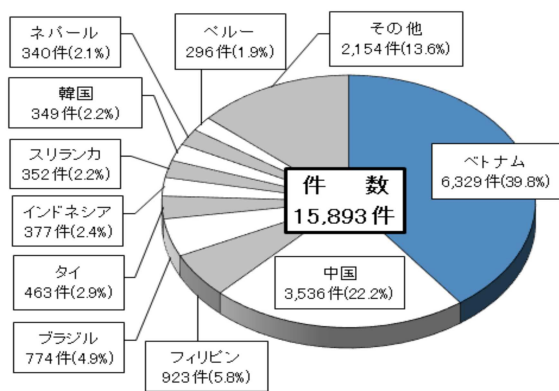
総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙、刑法犯、特別法犯のいずれもベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-6、3-7、3-8、3-9）。

図表 3-6 国籍等別 総検挙状況

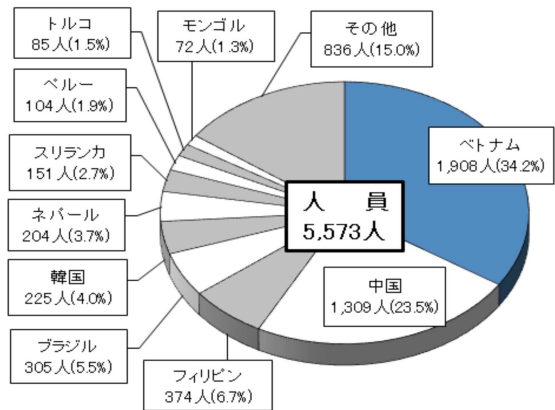
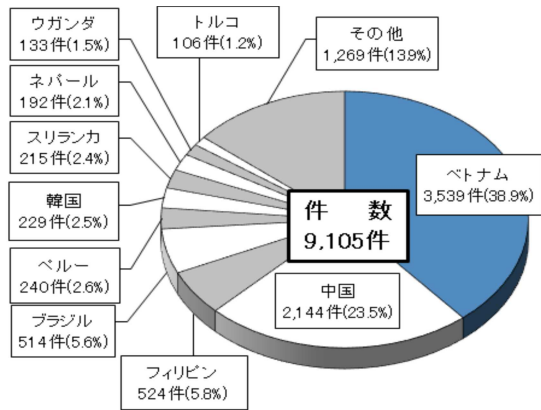
	総検挙件数			構成比率
	刑法犯	特別法犯		
総 数	9,105	6,788	15,893	100.0%
ベトナム	3,539	2,790	6,329	39.8%
中国	2,144	1,392	3,536	22.2%
フィリピン	524	399	923	5.8%
ブラジル	514	260	774	4.9%
タイ	67	396	463	2.9%
インドネシア	75	302	377	2.4%
スリランカ	215	137	352	2.2%
韓国	229	120	349	2.2%
ネパール	192	148	340	2.1%
ペルー	240	56	296	1.9%
その他	1,366	788	2,154	13.6%

	総検挙人員			構成比率
	刑法犯	特別法犯		
総 数	5,573	5,104	10,677	100.0%
ベトナム	1,908	2,099	4,007	37.5%
中国	1,309	996	2,305	21.6%
フィリピン	374	321	695	6.5%
ブラジル	305	191	496	4.6%
タイ	53	336	389	3.6%
ネパール	204	111	315	3.0%
韓国	225	88	313	2.9%
インドネシア	53	218	271	2.5%
スリランカ	151	107	258	2.4%
ペルー	104	49	153	1.4%
その他	887	588	1,475	13.8%

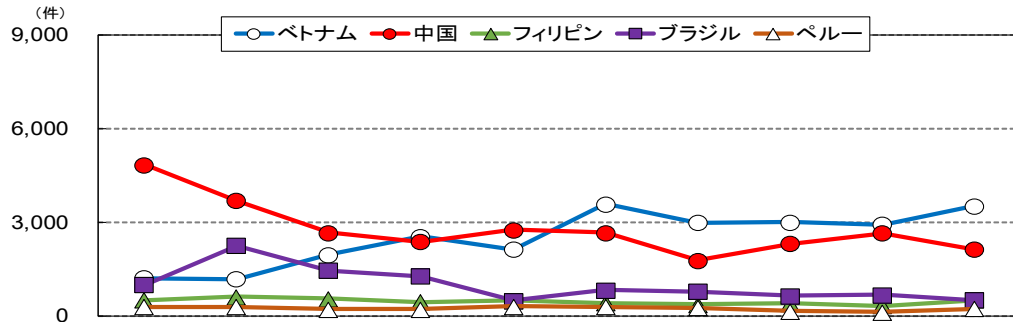
図表 3-7 国籍等別 総検挙状況



図表 3-8 国籍等別 刑法犯 検挙状況

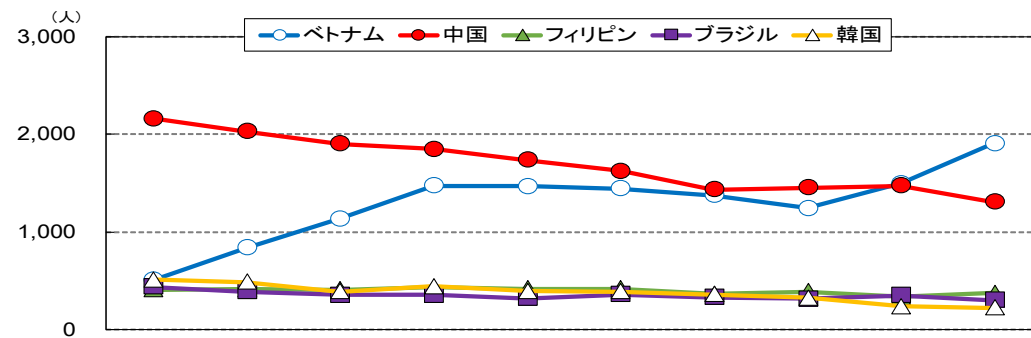


【検挙件数】



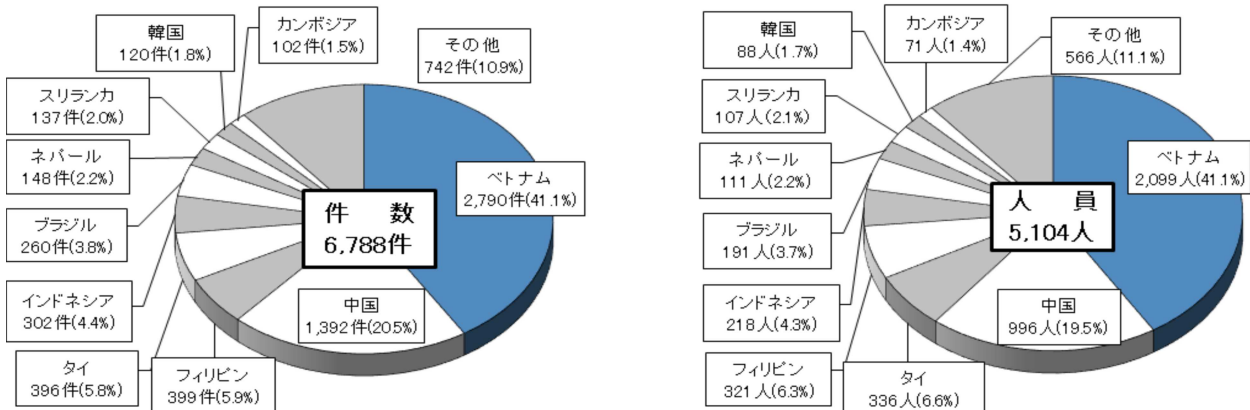
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
刑法犯検挙件数	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	-407	-4.3%
ベトナム	1,225	1,197	1,972	2,556	2,142	3,591	2,993	3,021	2,931	3,539	608	20.7%
中国	4,847	3,709	2,684	2,390	2,761	2,682	1,795	2,321	2,666	2,144	-522	-19.6%
フィリピン	513	620	559	450	509	418	375	415	339	524	185	54.6%
ブラジル	1,004	2,270	1,474	1,282	495	839	795	650	682	514	-168	-24.6%
ペルー	298	304	232	226	315	301	270	158	140	240	100	71.4%
	2.7%	2.8%	2.4%	2.4%	3.5%	2.7%	2.8%	1.7%	1.5%	2.6%	+1.1	ポイント

【検挙人員】

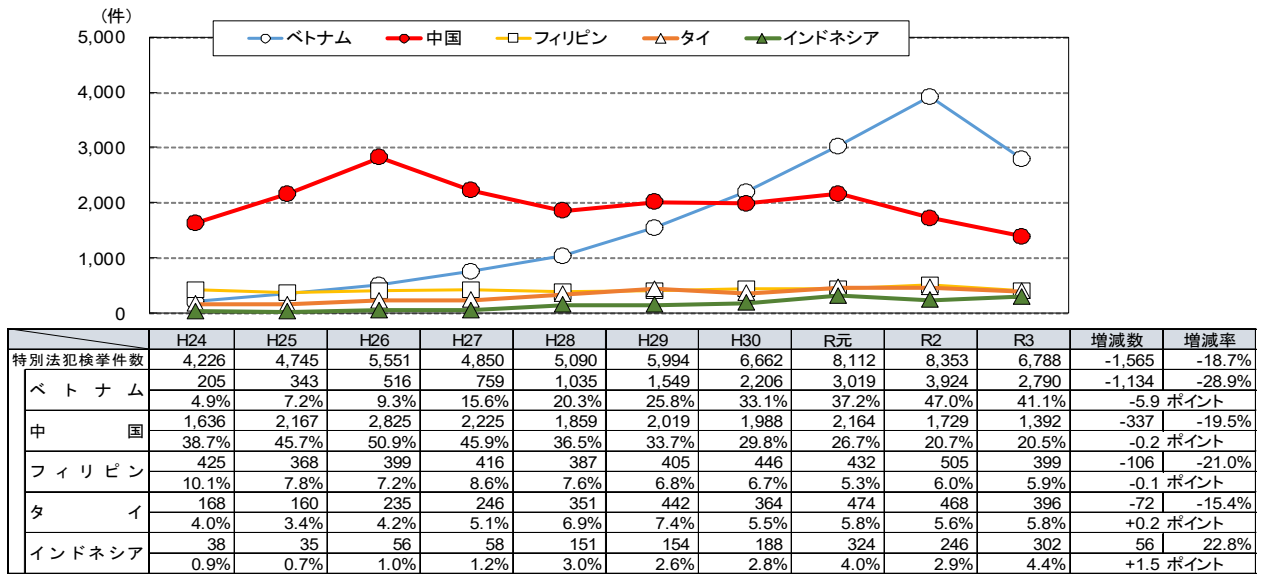


	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	-61	-1.1%
ベトナム	510	839	1,136	1,475	1,470	1,443	1,373	1,244	1,495	1,908	413	27.6%
中国	2,160	2,028	1,904	1,848	1,737	1,623	1,435	1,451	1,473	1,309	-164	-11.1%
フィリピン	408	415	410	435	420	422	368	391	335	374	39	11.6%
ブラジル	438	393	356	358	322	362	333	318	351	305	-46	-13.1%
韓国	513	488	391	444	397	389	360	328	242	225	-17	-7.0%
	9.5%	8.7%	6.8%	7.2%	6.5%	6.4%	6.2%	5.9%	4.3%	4.0%	-0.3	ポイント

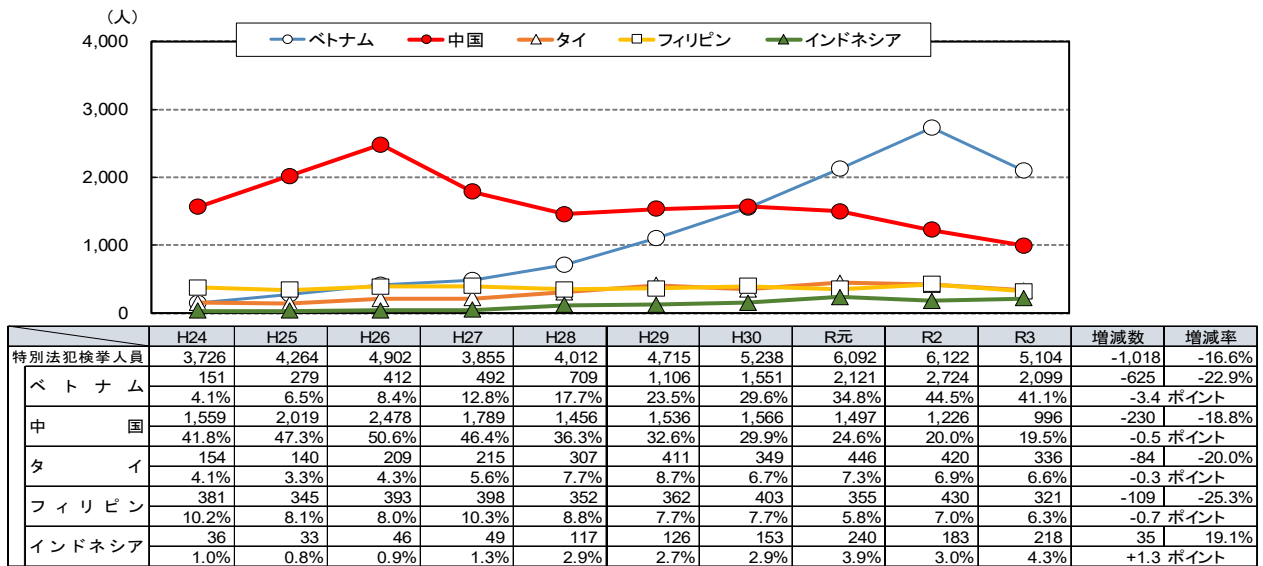
図表 3-9 国籍等別 特別法犯 検挙状況



【検挙件数】



【検挙人員】



(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、凶悪犯、粗暴犯及び知能犯の検挙件数・人員が増加している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が59.6%、検挙人員が41.1%となっており、検挙件数・人員とも前年に比べ減少している（図表3-10）。

イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、売春防止法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が67.2%、検挙人員が62.5%となっており、検挙件数・人員とも前年に比べ大きく減少している（図表3-11）。

図表 3-10 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

		刑法犯			
		R2	R3	増減数	増減率
刑法犯	件数	9,512	9,105	-407	-4.3%
	人員	5,634	5,573	-61	-1.1%
凶悪犯	件数	190	191	1	0.5%
		構成比率	2.0%		
	人員	192	224	32	16.7%
		構成比率	3.4%		
粗暴犯	件数	1,146	1,155	9	0.8%
		構成比率	12.0%		
	人員	1,252	1,343	91	7.3%
		構成比率	22.2%		
窃盗犯	件数	5,809	5,425	-384	-6.6%
		構成比率	61.1%		
	人員	2,503	2,293	-210	-8.4%
		構成比率	44.4%		
知能犯	件数	843	944	101	12.0%
		構成比率	8.9%		
	人員	428	448	20	4.7%
		構成比率	7.6%		
風俗犯	件数	211	194	-17	-8.1%
		構成比率	2.2%		
	人員	177	194	17	9.6%
		構成比率	3.1%		
その他の刑法犯	件数	1,313	1,196	-117	-8.9%
		構成比率	13.8%		
	人員	1,082	1,071	-11	-1.0%
		構成比率	19.2%		

図表 3-11 違反法令別 特別法犯 検挙状況

		特別法犯			
		R2	R3	増減数	増減率
特別法犯	件数	8,353	6,788	-1,565	-18.7%
	人員	6,122	5,104	-1,018	-16.6%
入管法	件数	6,534	4,562	-1,972	-30.2%
		構成比率	78.2%		
	人員	4,587	3,191	-1,396	-30.4%
		構成比率	74.9%		
風営適正化法	件数	100	117	17	17.0%
		構成比率	1.2%		
	人員	118	93	-25	-21.2%
		構成比率	1.9%		
売春防止法	件数	18	29	11	61.1%
		構成比率	0.2%		
	人員	6	15	9	150.0%
		構成比率	0.1%		
銃刀法	件数	164	157	-7	-4.3%
		構成比率	2.0%		
	人員	133	124	-9	-6.8%
		構成比率	2.2%		
薬物事犯	件数	686	890	204	29.7%
		構成比率	8.2%		
	人員	525	714	189	36.0%
		構成比率	8.6%		
その他	件数	851	1,033	182	21.4%
		構成比率	10.2%		
	人員	753	967	214	28.4%
		構成比率	12.3%		

(4) 在留資格別総検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、令和3年中は、正規滞在の割合が全体の68.6%、不法滞在の割合が31.4%となっている。平成27年からは不法滞在の割合が上昇傾向にあったが、令和3年は下降した。

また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は「技能実習」23.8%、「留学」14.2%、「定住者」12.8%、「短期滞在」11.2%、「日本人の配偶者等」8.3%となっている（図表3-12）。

なお、令和元年4月に創設された在留資格「特定技能」を有する者の令和3年の検挙人員は56人で、前年に比べ、増加している。

図表3-12 在留資格別検挙人員の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総 検 挙 人 員	合 計 (A)	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	-1,079	-9.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	-61	-1.1%
	正 規 滞 在 (B)	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	5,228	5,197	5,077	-120	-2.3%
	不 法 滞 在 (C)	321	307	283	358	398	399	366	335	437	496	59	13.5%
	うち不法残留(D)	225	232	227	293	331	338	303	297	396	452	56	14.1%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	-1,018	-16.6%
	正 規 滞 在 (E)	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	2,251	273	13.8%
	不 法 滞 在 (F)	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	2,853	-1,291	-31.2%
	うち不法残留(G)	1,113	1,168	1,403	1,685	1,877	2,322	2,829	3,557	4,053	2,799	-1,254	-30.9%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (B)+(E)	7,405	8,127	8,807	7,828	7,718	7,988	7,777	7,664	7,175	7,328	153	2.1%	
不 法 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (C)+(F)	構 成 比 率 (B)+(E)/(A)	80.9%	82.2%	82.4%	78.0%	76.3%	73.8%	70.2%	65.8%	61.0%	68.6%	+7.6ポイント	
	構 成 比 率 (C)+(F)/(A)	19.1%	17.8%	17.6%	22.0%	23.7%	26.2%	29.8%	34.2%	39.0%	31.4%	-7.6ポイント	
う ち 不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (D)+(G)	1,338	1,400	1,630	1,978	2,208	2,660	3,132	3,854	4,449	3,251	-1,198	-26.9%	
	構 成 比 率 (D)+(G)/(A)	14.6%	14.2%	15.2%	19.7%	21.8%	24.6%	28.3%	33.1%	37.8%	30.4%	-7.4ポイント	
技 能 実 習	合 計	331	643	961	1,352	1,387	1,642	1,793	2,103	2,889	2,538	-351	-12.1%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	237	411	507	604	678	736	687	714	1,076	1,104	28	2.6%
	正 規 滞 在 (A)	218	384	453	524	562	623	604	592	899	887	-12	-1.3%
	不 法 残 留 (B)	19	27	54	80	116	113	83	122	177	217	40	22.6%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	94	232	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	-379	-20.9%
	正 規 滞 在 (C)	50	54	133	135	117	146	213	221	311	359	48	15.4%
	不 法 残 留 (D)	44	178	321	613	592	760	893	1,168	1,502	1,075	-427	-28.4%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A)+(C)	268	438	586	659	679	769	817	813	1,210	1,246	36	3.0%	
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B)+(D)	63	205	375	693	708	873	976	1,290	1,679	1,292	-387	-23.0%	
留 学	合 計	1,562	2,125	2,476	2,175	2,269	2,241	2,218	2,121	2,085	1,515	-570	-27.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	-145	-15.2%
	正 規 滞 在 (A)	853	1,062	1,210	1,436	1,397	1,273	1,146	1,012	871	725	-146	-16.8%
	不 法 残 留 (B)	61	68	64	112	109	130	102	85	81	82	1	1.2%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	648	995	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	708	-425	-37.5%
	正 規 滞 在 (C)	469	778	943	321	381	397	383	372	292	268	-24	-8.2%
	不 法 残 留 (D)	179	217	259	306	382	441	587	652	841	440	-401	-47.7%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A)+(C)	1,322	1,840	2,153	1,757	1,778	1,670	1,529	1,384	1,163	993	-170	-14.6%	
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B)+(D)	240	285	323	418	491	571	689	737	922	522	-400	-43.4%	
定 住 者	合 計	1,658	1,618	1,618	1,560	1,461	1,512	1,334	1,298	1,270	1,368	98	7.7%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	31	3.3%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	406	391	420	353	374	419	357	366	344	411	67	19.5%
短 期 滞 在	合 計	1,137	1,055	1,198	1,102	1,413	1,829	2,091	2,437	1,824	1,193	-631	-34.6%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	367	356	420	474	526	628	721	688	410	223	-187	-45.6%
	正 規 滞 在 (A)	317	321	373	435	475	587	665	654	342	167	-175	-51.2%
	不 法 残 留 (B)	50	35	47	39	51	41	56	34	68	56	-12	-17.6%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	770	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	-444	-31.4%
	正 規 滞 在 (C)	224	255	289	187	252	353	395	564	195	115	-80	-41.0%
	不 法 残 留 (D)	546	444	489	441	635	848	975	1,185	1,219	855	-364	-29.9%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A)+(C)	541	576	662	622	727	940	1,060	1,218	537	282	-255	-47.5%	
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B)+(D)	596	479	536	480	686	889	1,031	1,219	1,287	911	-376	-29.2%	
日 本 人 の 配 偶 者 等	合 計	1,762	1,619	1,641	1,416	1,280	1,097	1,018	978	859	882	23	2.7%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,088	1,008	977	928	889	731	681	678	613	603	-10	-1.6%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	674	611	664	488	391	366	337	300	246	279	33	13.4%
特 定 活 動	合 計	124	188	158	173	251	388	468	351	459	822	363	79.1%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	101	124	93	138	188	242	304	246	351	517	166	47.3%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	23	64	65	35	63	146	164	105	108	305	197	182.4%
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	合 計	438	528	586	491	437	508	531	580	692	701	9	1.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	277	274	307	328	296	345	350	384	482	444	-38	-7.9%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	161	254	279	163	141	163	181	196	210	257	47	22.4%
技 能	合 計	390	393	447	343	387	341	303	352	325	355	30	9.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	312	300	311	268	289	270	252	261	250	290	40	16.0%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	78	93	136	75	98	71	51	91	75	65	-10	-13.3%

※ 総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について、検挙時の在留資格の状態別(正規滞在、不法滞在(うち不法残留))に計上した数。

3 刑法犯検挙状況

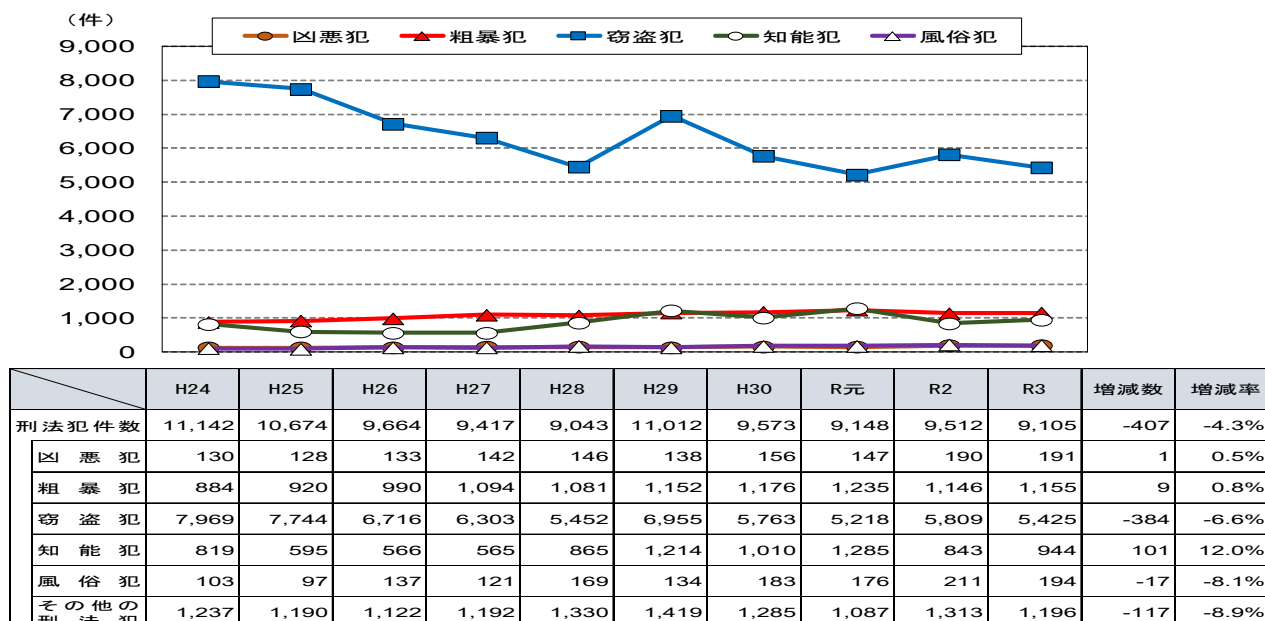
(1) 包括罪種等別検挙状況

ア 包括罪種別検挙状況

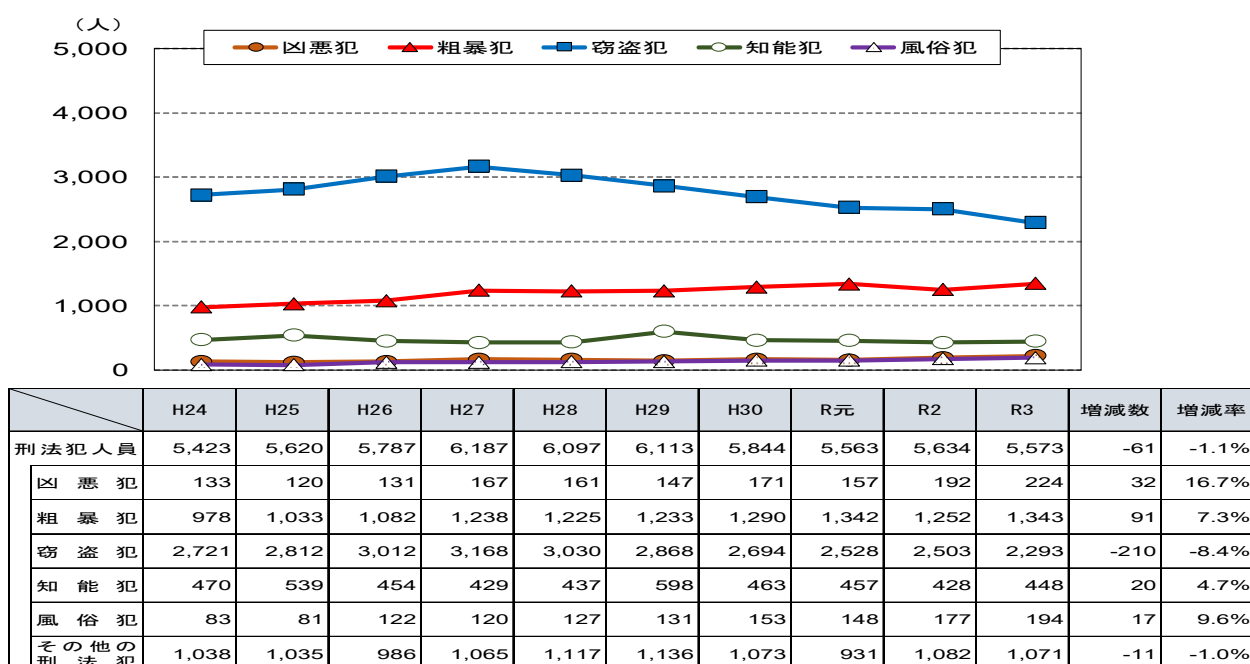
刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、近年、検挙件数・人員とも、ほぼ横ばい状態で推移していたが、令和3年は、件数・人員ともに減少した。前年に比べ、検挙件数では、知能犯が増加している一方、窃盗犯が減少しており、検挙人員では、凶悪犯、粗暴犯、知能犯及び風俗犯が増加した一方、窃盗犯が減少している（図表3-13）。

図表3-13 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



【検挙人員】



イ 財産犯被害状況

令和3年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約25億円に上り、このうち約15億円（構成比率62.5%）が窃盗犯被害、約8億円（同30.9%）が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約3億1,000万円（同12.7%）、乗り物盗被害が約7億円（同28.2%）となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約7億6,000万円（同30.8%）となっている。

(2) 国籍等別検挙状況

ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、凶悪犯はベトナム、中国、フィリピン及びペルーの検挙件数・人員がいずれも増加している。粗暴犯及び知能犯は中国が引き続き多くを占めているが、ベトナムの検挙件数・人員の増加が顕著となっている。また、窃盗犯の検挙件数・人員は減少しているが、フィリピン及びペルーの侵入窃盗並びにブラジルの自動車盗の検挙件数が増加している。（図表3-14）。

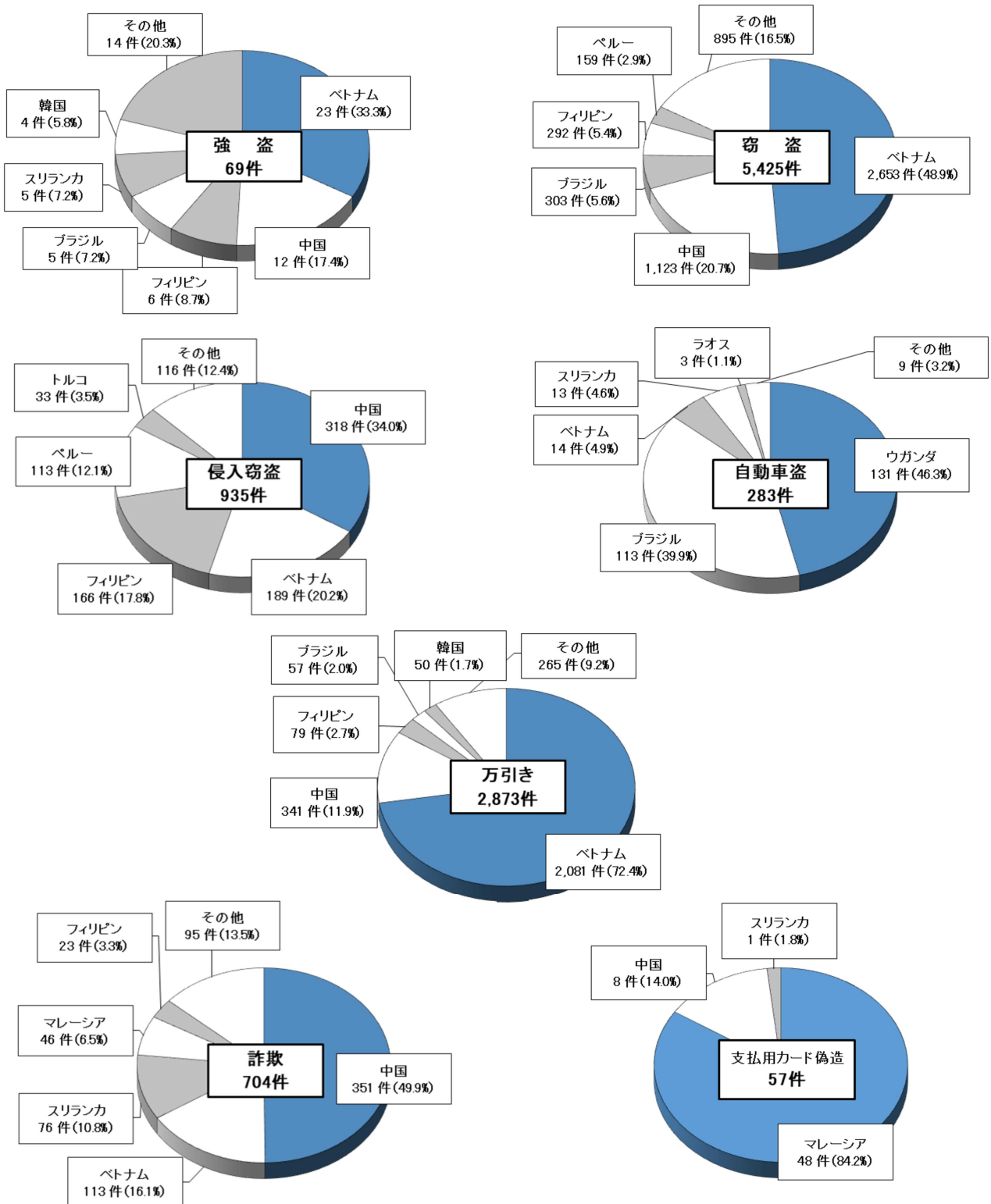
図表3-14 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

		総数			うちベトナム			うち中国			うちフィリピン			うちブラジル			うちペルー		
		R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数
刑法犯	件数	9,512	9,105	-407	2,931	3,539	608	2,666	2,144	-522	339	524	185	682	514	-168	140	240	100
	人員	5,634	5,573	-61	1,495	1,908	413	1,473	1,309	-164	335	374	39	351	305	-46	105	104	-1
凶悪犯	件数	190	191	1	56	62	6	23	27	4	10	11	1	26	16	-10	5	9	4
	人員	192	224	32	55	80	25	25	43	18	8	12	4	26	18	-8	5	9	4
殺人	件数	50	54	4	26	30	4	8	9	1	2	0	-2	2	3	1	1	1	0
	人員	59	69	10	27	44	17	7	9	2	2	0	-2	2	4	2	1	1	0
強盗	件数	84	69	-15	25	23	-2	8	12	4	6	6	0	18	5	-13	1	1	0
	人員	80	87	7	22	28	6	11	28	17	5	3	-2	19	6	-13	2	1	-1
放火	件数	10	13	3	1	2	1	2	2	0	0	2	2	1	2	1	1	0	-1
	人員	7	12	5	1	1	0	2	2	0	0	3	3	0	2	2	0	0	0
強制性交等	件数	46	55	9	4	7	3	5	4	-1	2	3	1	5	6	1	2	7	5
	人員	46	56	10	5	7	2	5	4	-1	1	6	5	5	6	1	2	7	5
粗暴犯	件数	1,146	1,155	9	129	199	70	262	259	-3	107	109	2	131	98	-33	31	36	5
	人員	1,252	1,343	91	145	231	86	302	312	10	118	126	8	141	117	-24	36	33	-3
窃盗犯	件数	5,809	5,425	-384	2,252	2,653	401	1,550	1,123	-427	137	292	155	375	303	-72	83	159	76
	人員	2,503	2,293	-210	873	937	64	687	569	-118	127	140	13	122	107	-15	46	43	-3
侵入窃盗	件数	1,582	935	-647	235	189	-46	565	318	-247	8	166	158	166	27	-139	6	113	107
	人員	154	166	12	30	60	30	32	32	0	8	12	4	17	9	-8	5	6	1
うち住宅対象	件数	1,089	528	-561	161	97	-64	347	222	-125	7	24	17	75	2	-73	4	106	102
	人員	94	84	-10	18	39	21	19	15	-4	6	3	-3	7	2	-5	2	5	3
非侵入窃盗	件数	3,961	3,989	28	1,937	2,336	399	954	777	-177	107	114	7	186	147	-39	76	41	-35
	人員	2,137	1,938	-199	768	810	42	626	512	-114	103	112	9	87	76	-11	39	33	-6
うち万引き	件数	2,850	2,873	23	1,723	2,081	358	399	341	-58	67	79	12	129	57	-72	50	32	-18
	人員	1,516	1,358	-158	584	649	65	382	301	-81	73	82	9	63	52	-11	32	27	-5
乗り物盗	件数	266	501	235	80	128	48	31	28	-3	22	12	-10	23	129	106	1	5	4
	人員	212	189	-23	75	67	-8	29	25	-4	16	16	0	18	22	4	2	4	2
うち自動車盗	件数	58	283	225	2	14	12	0	1	1	0	0	0	9	113	104	0	0	0
	人員	24	30	6	2	7	5	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0
知能犯	件数	843	944	101	98	163	65	466	451	-15	20	31	11	76	24	-52	6	3	-3
	人員	428	448	20	76	143	67	193	154	-39	17	37	20	12	10	-2	5	5	0
風俗犯	件数	211	194	-17	26	32	6	44	30	-14	11	6	-5	9	8	-1	4	12	8
	人員	177	194	17	19	56	37	35	21	-14	14	7	-7	7	5	-2	4	8	4
その他の刑法犯	件数	1,313	1,196	-117	370	430	60	321	254	-67	54	75	21	65	65	0	11	21	10
	人員	1,082	1,071	-11	327	461	134	231	210	-21	51	52	1	43	48	5	9	6	-3

イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗及び窃盗はベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗は中国及びベトナム、自動車盗はウガンダ及びブラジル、万引きはベトナムが高い割合を占めている。また、知能犯を罪種別にみると、詐欺は中国、支払用カード偽造はマレーシアが高い割合を占めている（図表3-15）。

図表3-15 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数

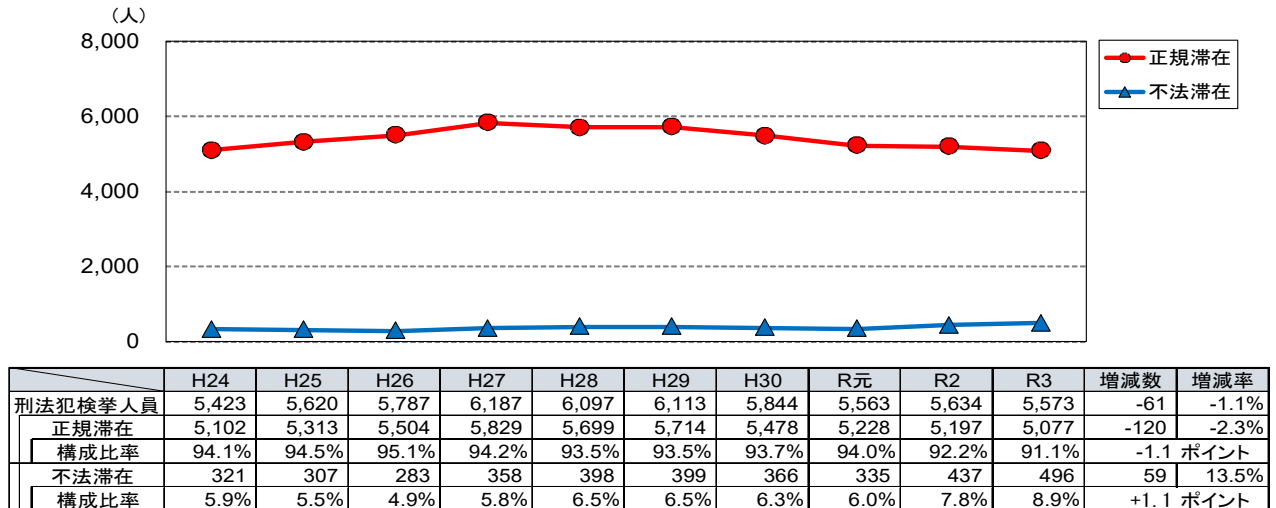


(3) 在留資格別検挙状況

ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

刑法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、過去10年間、正規滞在の割合が9割以上を占め、ほぼ横ばい状態で推移している（図表3-16）。

図表3-16 正規滞在・不法滞在別 刑法犯検挙人員の推移



イ 包括罪種等別・在留資格別検挙状況

包括罪種等別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、いずれの包括罪種等でも正規滞在が不法滞在を大きく上回っているが、殺人、強盗及び侵入窃盗において不法滞在の占める割合が比較的高くなっている（図表3-17）。

図表3-17 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	正規滞在					不法滞在					その他 刑法犯	
		凶悪犯	殺人	強盗	うち 侵入強盗	放火	強制的性交等	粗暴犯	窃盗犯	うち 侵入窃盗	知能犯		風俗犯
刑法犯人員	5,573	224	69	87	33	12	56	1,343	2,293	166	448	194	1,071
正規滞在	5,077	192	54	72	31	12	54	1,306	2,010	123	405	185	979
構成比率	91.1%	85.7%	78.3%	82.8%	93.9%	100.0%	96.4%	97.2%	87.7%	74.1%	90.4%	95.4%	91.4%
短期滞在	167	5	3	2	0	0	33	60	7	19	9	41	
技能実習	887	37	24	7	3	0	6	145	453	21	50	16	186
興行	8	2	0	0	0	0	2	4	1	0	0	0	1
留学	725	21	3	12	8	0	6	132	279	12	68	23	202
研修	7	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	5
日本人の配偶者等	603	19	3	5	1	5	6	242	198	8	58	24	62
定住者	957	46	7	17	7	4	18	319	367	40	68	32	125
その他	1,723	62	14	29	12	3	16	430	651	35	142	81	357
不法滞在	496	32	15	15	2	0	2	37	283	43	43	9	92
構成比率	8.9%	14.3%	21.7%	17.2%	6.1%	0.0%	3.6%	2.8%	12.3%	25.9%	9.6%	4.6%	8.6%
不法入国・上陸	5	0	0	0	0	0	0	1	3	2	1	0	0
不法在留	39	1	0	1	0	0	0	3	26	2	6	0	3
不法残留	452	31	15	14	2	0	2	33	254	39	36	9	89
短期滞在	56	8	3	4	0	0	1	6	21	3	6	1	14
技能実習	217	10	8	2	1	0	0	5	139	20	13	3	47
興行	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0
留学	82	9	1	8	1	0	0	4	46	10	11	3	9
研修	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
その他	92	4	3	0	0	0	1	18	44	6	6	1	19

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表3-18 在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	237	411	507	604	678	736	687	714	1,076	1,104	28	2.6%
ベトナム	85	158	181	253	328	398	380	450	681	797	116	17.0%
中国	130	219	278	300	295	263	245	203	291	224	-67	-23.0%
インドネシア	2	1	1	8	15	17	20	15	14	19	5	35.7%
カンボジア	0	0	2	0	2	3	2	4	12	11	-1	-8.3%
ミャンマー	0	1	1	1	2	2	2	5	21	10	-11	-52.4%
その他	20	32	44	42	36	53	38	37	57	43	-14	-24.6%

【定住者】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	31	3.3%
ブラジル	338	311	282	282	238	294	263	238	278	256	-22	-7.9%
フィリピン	203	209	228	225	226	219	193	198	190	218	28	14.7%
中国	171	174	127	142	142	125	120	113	86	124	38	44.2%
ペルー	139	150	145	153	119	105	99	87	89	76	-13	-14.6%
ベトナム	109	99	99	105	78	83	68	63	68	70	2	2.9%
その他	292	284	317	300	284	267	234	233	215	213	-2	-0.9%

【留学】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	-145	-15.2%
ベトナム	104	365	641	888	794	690	564	421	349	326	-23	-6.6%
中国	610	530	407	379	356	334	255	309	299	228	-71	-23.7%
ネパール	12	24	20	35	91	75	90	80	77	75	-2	-2.6%
スリランカ	16	6	11	27	32	74	103	75	53	44	-9	-17.0%
ウズベキスタン	3	3	5	4	16	32	33	30	23	25	2	8.7%
その他	169	202	190	215	217	198	203	182	151	109	-42	-27.8%

【日本人の配偶者等】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	1,088	1,008	977	928	889	731	681	678	613	603	-10	-1.6%
中国	420	353	346	306	277	202	165	172	133	151	18	13.5%
フィリピン	144	153	132	163	139	117	104	120	74	93	19	25.7%
韓国	127	121	102	88	97	80	79	65	58	74	16	27.6%
ブラジル	69	53	53	52	57	41	50	57	55	35	-20	-36.4%
アメリカ	39	37	52	35	48	42	29	35	31	26	-5	-16.1%
その他	289	291	292	284	271	249	254	229	262	224	-38	-14.5%

【特定活動】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	101	124	93	138	188	242	304	246	351	517	166	47.3%
ベトナム	3	2	3	14	32	61	94	26	54	212	158	292.6%
中国	20	21	18	19	28	17	18	30	47	61	14	29.8%
スリランカ	1	3	4	9	16	12	24	26	34	47	13	38.2%
トルコ	4	10	19	24	19	40	28	24	39	30	-9	-23.1%
ネパール	5	4	3	6	16	19	26	21	21	20	-1	-4.8%
その他	68	84	46	66	77	93	114	119	156	147	-9	-5.8%

【技術・人文知識・国際業務】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	277	274	307	328	296	345	350	384	482	444	-38	-7.9%
中国	135	143	148	147	124	149	130	123	175	147	-28	-16.0%
ベトナム	15	14	21	26	30	45	65	84	125	146	21	16.8%
韓国	28	25	31	40	28	30	26	41	35	27	-8	-22.9%
ネパール	7	2	5	6	11	4	11	16	23	15	-8	-34.8%
台湾	1	0	5	2	2	4	7	4	6	13	7	116.7%
その他	91	90	97	107	101	113	111	116	118	96	-22	-18.6%

【短期滞在】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	367	356	420	474	526	628	721	688	410	223	-187	-45.6%
ベトナム	8	12	16	18	27	21	21	26	42	101	59	140.5%
中国	82	85	91	107	104	125	193	180	119	41	-78	-65.5%
フィリピン	11	8	7	12	16	15	11	12	10	8	-2	-20.0%
ロシア	23	20	15	21	10	26	16	15	12	7	-5	-41.7%
モンゴル	4	5	4	10	9	15	8	7	12	5	-7	-58.3%
その他	239	226	287	306	360	426	472	448	215	61	-154	-71.6%

※ 「技能実習」、「留学」及び「短期滞在」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数。

※ 「定住者」、「日本人の配偶者等」、「特定活動」及び「技術・人文知識・国際業務」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

(4) 検挙事例

ア 凶悪犯

(7) 殺人

【事例】

○ ドミニカ人による殺人事件（令和3年8月、大阪）

ドミニカ人の男は、令和3年8月、川に転落しないように川の柵にしがみついていたベトナム人男性の頭部を複数回蹴るなどし、川へ転落させるなどの暴行を加え、殺害した。同月、ドミニカ人の男1人（短期滞在）を殺人罪で逮捕した。

(イ) 強盗事件

【事例】

○ 中国人らによる強盗致傷等事件（令和3年9月、警視庁）

中国人の男らは、令和3年7月、一般住宅等に侵入して中国人男性の頭部等を殴打し、結束バンドで拘束するなどの暴行を加えて脅迫し、現金等を強取した。同年9月、中国人の男1人（定住者）及び日本人の男女2人を住居侵入・強盗致傷罪で逮捕した。

イ 窃盗犯

(7) 侵入窃盗

【事例】

○ 中国人らによる空き巣等事件（令和3年10月、岐阜）

中国人の男らは、令和3年9月、一般住宅等に侵入して現金等を窃取していた。同年10月までに、中国人の男2人（技能実習1、短期滞在1）を住居侵入罪、窃盗罪等で逮捕した。

(イ) 自動車盗

【事例】

○ ウガンダ人らによる自動車盗等事件（令和3年3月、茨城）

ウガンダ人の男らは、平成27年1月から令和2年8月にかけて、関東地方の土木建設等の会社敷地内において、貨物自動車を窃取し、ヤードに保管後、海外に輸出していた。令和3年3月までに、ウガンダ人の男3人（日本人の配偶者等3）を窃盗罪、盗品等有償譲受罪等で逮捕した。

(ウ) その他の窃盗

【事例】

○ ベトナム人らによる万引き事件（令和3年6月、岐阜）

ベトナム人の男らは、令和3年2月から同年4月にかけて、中部地方の大規模小売店等において、食料品等を窃取していた。同年6月までにベトナム人の男2人（技能実習1、短期滞在1）を窃盗

罪で逮捕した。

ウ カード犯罪

【事例】

○ スリランカ人らによる海外カード不正使用詐欺事件（令和3年11月、愛知）

スリランカ人の男らは、令和2年9月から令和3年2月にかけて、小売販売店等において、他人名義の海外カードを使用して商品をだまし取っていた。令和3年11月までに、スリランカ人の男女13人（特定活動7、経営・管理2、家族滞在1、留学1、文化活動1、短期滞在1）を詐欺罪で逮捕した。

エ 知能犯

【事例】

○ フィリピン人による緊急小口資金特例貸付金等詐欺事件（令和3年8月、石川）

フィリピン人の男は、令和2年6月から同年11月にかけて、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した事実がなく、緊急小口資金特例貸付制度等の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の申込書を社会福祉協議会に提出し、同制度の貸付金をだまし取っていた。令和3年8月までに、フィリピン人の男1人（日本人の配偶者等）を詐欺罪で逮捕した。

○ ベトナム人らによる携帯電話保証サービスを悪用した詐欺等事件（令和3年5月、広島）

ベトナム人の男らは、令和2年8月から令和3年2月にかけて、警察署に携帯電話機を紛失したとの虚偽の届出をし、携帯電話会社の紛失補償サービスに申請して代替機をだまし取っていた。令和3年5月までに、ベトナム人の男女7人（技能実習3、技術・人文知識・国際業務1、特定活動3）を詐欺罪及び犯罪収益移転防止法違反（預貯金口座等譲受）で逮捕した。

オ その他の刑法犯

【事例】

○ ベトナム人らによる賭博開張図利等事件（令和3年1月、兵庫）

ベトナム料理店経営のベトナム人の男らは、令和2年11月、経営する料理店内で賭博場を開張し、通称「ソックディア」と称する賭博をさせ、参加料名目で金銭を徴収して利益を図っていた。令和3年1月、ベトナム人の男女3人（永住者2、永住者の配偶者等1）を賭博開張図利罪等で逮捕した。

4 特別法犯検挙状況

(1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況は、近年、検挙件数・人員とも増加傾向が継続していたが、令和3年は減少した。要因として、入管法違反が大きく減少したことが挙げられる（図表3-19）。

図表3-19 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
特別法犯	件数	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	-1,565	-18.7%
	人員	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	-1,018	-16.6%
入管法	件数	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	-1,972	-30.2%
	人員	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	-1,396	-30.4%
風営適正化法	件数	228	192	241	239	190	153	162	180	100	117	17	17.0%
	人員	307	299	289	277	220	211	224	190	118	93	-25	-21.2%
売春防止法	件数	101	94	86	64	49	30	25	24	18	29	11	61.1%
	人員	68	50	51	40	36	18	14	18	6	15	9	150.0%
銃刀法	件数	95	88	98	123	135	143	141	145	164	157	-7	-4.3%
	人員	76	83	80	99	116	120	125	127	133	124	-9	-6.8%
薬物事犯	件数	600	513	527	560	641	838	809	890	686	890	204	29.7%
	人員	436	411	427	410	465	617	608	749	525	714	189	36.0%
その他	件数	766	626	744	710	732	838	781	976	851	1,033	182	21.4%
	人員	673	596	681	638	655	749	726	729	753	967	214	28.4%

(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反は、インドネシアの検挙件数・人員が増加している一方、ベトナム、中国、フィリピン及びタイは大きく減少している（図表3-20）。

図表3-20 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

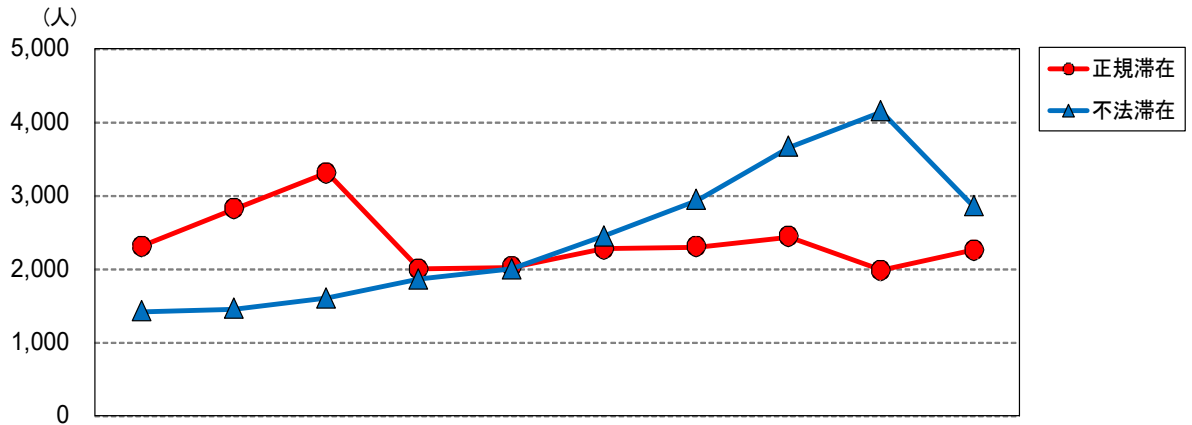
		総数			うちベトナム			うち中国			うちフィリピン			うちタイ			うちインドネシア		
		R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数	R2	R3	増減数
特別法犯	件数	8,353	6,788	-1,565	3,924	2,790	-1,134	1,729	1,392	-337	505	399	-106	468	396	-72	246	302	56
	人員	6,122	5,104	-1,018	2,724	2,099	-625	1,226	996	-230	430	321	-109	420	336	-84	183	218	35
入管法	件数	6,534	4,562	-1,972	3,468	2,109	-1,359	1,259	942	-317	360	246	-114	424	325	-99	233	277	44
	人員	4,587	3,191	-1,396	2,332	1,429	-903	846	625	-221	292	194	-98	368	265	-103	171	203	32
風営適正化法	件数	100	117	17	0	10	10	75	69	-6	8	3	-5	8	17	9	0	0	0
	人員	118	93	-25	1	8	7	73	60	-13	15	1	-14	23	18	-5	0	0	0
売春防止法	件数	18	29	11	0	0	0	13	18	5	0	1	1	1	2	1	0	0	0
	人員	6	15	9	0	0	0	5	12	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0
銃刀法	件数	164	157	-7	54	61	7	47	39	-8	7	12	5	2	2	0	3	2	-1
	人員	133	124	-9	44	46	2	36	28	-8	6	11	5	1	2	1	3	2	-1
薬物事犯	件数	686	890	204	165	219	54	21	42	21	86	92	6	23	38	15	3	3	0
	人員	525	714	189	141	223	82	19	28	9	66	75	9	17	39	22	2	3	1
その他	件数	851	1,033	182	237	391	154	314	282	-32	44	45	1	10	12	2	7	20	13
	人員	753	967	214	206	393	187	247	243	-4	51	39	-12	11	12	1	7	10	3

(3) 在留資格別検挙状況

ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

特別法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、平成29年に不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回って以降、不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回っている状態で推移している（図表3-21）。

図表 3-21 正規滞在・不法滞在別 特別法犯検挙人員の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	-1,018	-16.6%
正規滞在	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	2,251	273	13.8%
構成比率	61.8%	66.0%	67.4%	51.9%	50.3%	48.2%	43.9%	40.0%	32.3%	44.1%	+11.8 ポイント	
不法滞在	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	2,853	-1,291	-31.2%
構成比率	38.2%	34.0%	32.6%	48.1%	49.7%	51.8%	56.1%	60.0%	67.7%	55.9%	+11.8 ポイント	

イ 違反法令別・在留資格別検挙状況

違反法令別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、入管法違反及び特殊開錠用具所持違反を除き、不法滞在より正規滞在の割合が高くなっている (図表 3-22)。

図表 3-22 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	商標法	銃刀法	軽犯罪法	特殊開錠用具所持	迷惑防止条	その他
特別法犯人員	5,104	3,191	93	15	714	26	124	152	2	103	684
正規滞在	2,251	494	82	15	603	26	122	151	1	103	654
構成比率	44.1%	15.5%	88.2%	100.0%	84.5%	100.0%	98.4%	99.3%	50.0%	100.0%	95.6%
興行	9	7	0	0	2	0	0	0	0	0	0
短期滞在	115	57	2	0	22	0	3	2	0	3	26
留学	268	63	9	0	63	1	13	15	0	9	95
研修	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
技能実習	359	101	6	0	59	1	27	30	0	8	127
定住者	411	18	10	1	212	2	21	28	0	24	95
日本人の配偶者等	279	49	38	11	81	6	7	9	0	21	57
その他	808	199	17	3	163	16	51	66	1	38	254
不法滞在	2,853	2,697	11	0	111	0	2	1	1	0	30
構成比率	55.9%	84.5%	11.8%	0.0%	15.5%	0.0%	1.6%	0.7%	50.0%	0.0%	4.4%
不法入国・上陸	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
不法在留	47	36	0	0	10	0	0	0	0	0	1
不法残留	2,799	2,655	11	0	100	0	2	1	1	0	29
興行	9	7	0	0	2	0	0	0	0	0	0
短期滞在	855	819	6	0	21	0	2	0	1	0	6
留学	440	416	0	0	17	0	0	1	0	0	6
研修	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能実習	1,075	1,027	3	0	30	0	0	0	0	0	15
その他	410	376	2	0	30	0	0	0	0	0	2

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表3-23 在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	94	232	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	-379	-20.9%
ベトナム	12	56	93	144	177	372	596	984	1,401	990	-411	-29.3%
中国	67	152	330	554	464	472	413	314	278	266	-12	-4.3%
インドネシア	7	8	9	19	31	23	30	41	36	58	22	61.1%
カンボジア	0	0	0	0	1	1	3	4	25	41	16	64.0%
タイ	0	2	3	8	7	9	27	16	9	27	18	200.0%
その他	8	14	19	23	29	29	37	30	64	52	-12	-18.8%

【短期滞在】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	770	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	-444	-31.4%
タイ	48	32	119	145	229	326	270	380	354	248	-106	-29.9%
中国	99	129	133	100	115	318	445	529	385	224	-161	-41.8%
ベトナム	12	5	17	12	22	36	58	105	135	149	14	10.4%
フィリピン	126	94	116	103	145	134	127	144	177	104	-73	-41.2%
インドネシア	9	9	14	16	52	51	48	108	101	94	-7	-6.9%
その他	476	430	379	252	324	336	422	483	262	151	-111	-42.4%

【留学】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	648	995	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	708	-425	-37.5%
ベトナム	39	134	228	224	414	521	663	713	856	483	-373	-43.6%
中国	495	695	799	346	250	192	171	145	135	111	-24	-17.8%
スリランカ	7	4	2	3	10	17	21	33	25	22	-3	-12.0%
ネパール	11	20	30	7	19	30	20	37	38	21	-17	-44.7%
ウズベキスタン	0	1	4	0	1	1	14	27	27	14	-13	-48.1%
その他	96	141	139	47	69	77	81	69	52	57	5	9.6%

【定住者】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	406	391	420	353	374	419	357	366	344	411	67	19.5%
ブラジル	109	90	87	68	110	122	107	131	120	145	25	20.8%
フィリピン	51	64	76	91	65	75	86	64	87	76	-11	-12.6%
中国	70	73	108	61	71	72	40	47	43	47	4	9.3%
ペルー	26	20	22	18	26	21	22	32	13	33	20	153.8%
ベトナム	38	27	22	22	10	36	17	18	18	23	5	27.8%
その他	112	117	105	93	92	93	85	74	63	87	24	38.1%

【特定活動】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	23	64	65	35	63	146	164	105	108	305	197	182.4%
ベトナム	0	0	3	4	13	40	45	11	24	175	151	629.2%
スリランカ	2	2	1	3	1	6	2	13	14	19	5	35.7%
中国	4	10	18	4	5	7	8	7	11	18	7	63.6%
カンボジア	0	0	0	0	1	3	3	8	6	16	10	166.7%
トルコ	1	7	3	3	7	12	19	14	16	11	-5	-31.3%
その他	16	45	40	21	36	78	87	52	37	66	29	78.4%

【日本人の配偶者等】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	674	611	664	488	391	366	337	300	246	279	33	13.4%
中国	347	330	349	251	189	163	151	144	110	91	-19	-17.3%
フィリピン	58	50	74	59	46	37	41	25	39	43	4	10.3%
タイ	39	23	27	19	12	20	16	11	12	23	11	91.7%
韓国	79	65	73	52	37	33	22	21	8	16	8	100.0%
ブラジル	28	20	18	16	15	19	21	16	14	14	0	0.0%
その他	123	123	123	91	92	94	86	83	63	92	29	46.0%

【技術・人文知識・国際業務】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
総数	161	254	279	163	141	163	181	196	210	257	47	22.4%
ベトナム	2	8	7	8	10	21	24	35	52	94	42	80.8%
中国	85	150	173	97	73	78	87	71	78	78	0	0.0%
韓国	33	30	24	19	5	7	9	7	9	14	5	55.6%
ネパール	2	7	6	2	14	10	5	20	7	11	4	57.1%
スリランカ	9	3	4	2	1	3	8	4	16	10	-6	-37.5%
その他	30	56	65	35	38	44	48	59	48	50	2	4.2%

※ 「技能実習」、「短期滞在」及び「留学」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数。

※ 「定住者」、「特定活動」、「日本人の配偶者等」及び「技術・人文知識・国際業務」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

(4) 入管法違反検挙状況等

ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、近年、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占めているが、令和3年は、前年と比べ、検挙件数・人員とも大きく減少している（図表3-24）。

図表3-24 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
入管法違反件数	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	-1,972	-30.2%
不法入国・上陸	42	29	18	14	16	17	14	27	17	7	-10	-58.8%
不法在留	283	241	170	153	114	86	82	68	57	45	-12	-21.1%
不法残留	1,156	1,219	1,445	1,793	2,030	2,426	2,897	3,603	4,178	2,906	-1,272	-30.4%
旅券等不携帯・提示拒否	625	1,200	1,521	307	325	442	506	793	977	663	-314	-32.1%
資格外活動	244	337	389	351	351	396	415	398	290	217	-73	-25.2%
偽造在留カード所持等	—	108	192	369	304	390	620	748	790	517	-273	-34.6%
その他	86	98	120	167	203	235	210	260	225	207	-18	-8.0%

【検挙人員】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	増減数	増減率
入管法違反人員	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	-1,396	-30.4%
不法入国・上陸	29	22	12	11	9	13	6	16	12	6	-6	-50.0%
不法在留	242	201	149	127	82	71	63	49	48	32	-16	-33.3%
不法残留	1,028	1,020	1,229	1,412	1,610	1,987	2,353	2,978	3,447	2,357	-1,090	-31.6%
旅券等不携帯・提示拒否	553	1,118	1,409	153	112	126	203	173	120	93	-27	-22.5%
資格外活動	231	309	357	322	321	358	344	329	252	182	-70	-27.8%
偽造在留カード所持等	—	78	122	250	219	266	438	564	579	383	-196	-33.9%
その他	83	77	96	116	167	179	134	170	129	138	9	7.0%

※ 「旅券等不携帯・提示拒否」は、平成25年から在留カード不携帯・提示拒否を、平成29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

※ 「偽造在留カード所持等」は、平成25年から計上を開始され、平成24年は「その他」に計上されている。

※ 「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・收受を含む。

イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナム1,429人（構成比率44.8%）、中国625人（同19.6%）、タイ265人（同8.3%）、インドネシア203人（同6.4%）、フィリピン194人（同6.1%）等となっている。

ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は261人で、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は3,452人となっている。

(5) 雇用関係事犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は、259件、検挙人員は285人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は251件（構成比率96.9%）、検挙人員は283人（同99.3%）となっており、検挙人員のうち、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為に関し「あっせん」したとして検挙された者は、17人となっている。

イ 暴力団員の検挙状況

雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は3人となっている。

ウ 国籍等別被雇用不法就労外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた不法就労外国人（以下「被雇用不法就労外国人」という。）は404人となっている。性別では、男性が302人（構成比率74.8%）、女性が102人（同25.2%）となっている。国籍等別にみると、ベトナムが175人、中国が66人、インドネシアが41人となっている。ベトナム、中国及びインドネシアの3か国で282人と全体の69.8%を占めている。

エ 在留資格別被雇用不法就労外国人

被雇用不法就労外国人を在留資格別にみると、「技能実習」が133人（構成比率32.9%）と最も多く、次いで、「短期滞在」が123人（同30.4%）、「特定活動」が41人（同10.1%）となっている。

(6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は29件、検挙人員は15人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、周旋等が6人（構成比率40.0%）と最も多く、国籍等別にみると、中国が12人（同80.0%）と最も多くなっている。

(7) 薬物事犯検挙状況

ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は714人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は363人、大麻事犯は219人等となっている。

イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム223人、ブラジル119人、フィリピン75人、タイ39人、中国28人等となっている。

(8) 検挙事例

ア 薬物事犯

【事例】

○ ベトナム人らによる麻薬特例法違反等事件（令和3年4月、兵庫・警視庁・埼玉）

ベトナム人の男らは、令和元年8月から令和3年4月にかけて、業として覚醒剤等を多数人に有償で譲渡していた。令和3年7月までに、ベトナム人の男16人（技能実習10、短期滞在1、留学4、経営・管理1）を麻薬特例法違反（業としての譲渡）、大麻取締法違反（営利目的共同譲渡）等で逮捕した。

イ その他の特別法犯

【事例】

○ 中国人らによる不正アクセス禁止法違反等事件（令和3年6月、大阪）

中国人の男らは、令和3年1月から同年2月にかけて、他人の情報を使用してインターネット上のポイント管理サイトに不正アクセスし、他人のポイントを用いて電化製品をだまし取っていた。同年6月までに、中国人の男3人（留学3）を不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為の禁止）及び詐欺罪で逮捕した。

5 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の39.8%、総検挙人員の37.5%（刑法犯については検挙件数の38.9%、検挙人員の34.2%、特別法犯については、検挙件数・検挙人員ともに41.1%）を占め、総検挙件数・人員ともに最も多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が75.0%を占めており、万引きが58.8%となっている。検挙人員については、窃盗犯が49.1%を占めており、万引きが34.0%となっている（図表3-25）。

図表3-25 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総数	凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	強盗	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	非侵入窃盗	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	風俗犯	その他の刑法犯
件数	ベトナム	3,539	62	30	23	8	199	2,653	189	2,336	2,081	128	14	163	113	32	430	
	構成比率	100.0%	1.8%	0.8%	0.6%	0.2%	5.6%	75.0%	5.3%	66.0%	58.8%	3.6%	0.4%	4.6%	3.2%	0.9%	12.2%	
人員	ベトナム	1,908	80	44	28	15	231	937	60	810	649	67	7	143	116	56	461	
	構成比率	100.0%	4.2%	2.3%	1.5%	0.8%	12.1%	49.1%	3.1%	42.5%	34.0%	3.5%	0.4%	7.5%	6.1%	2.9%	24.2%	

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「技能実習」が32.3%、「留学」が14.1%等となっている。不法滞在では、「技能実習」が9.4%、「留学」が3.0%等となっている（図表3-26）。

図表3-26 ベトナムの在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合計	1,908	101	326	797	20	70	594
構成比率	100.0%	5.3%	17.1%	41.8%	1.0%	3.7%	31.1%
正規滞在	1,600	86	269	617	20	70	538
全体に占める構成比率	83.9%	4.5%	14.1%	32.3%	1.0%	3.7%	28.2%
不法滞在	308	15	57	180			56
全体に占める構成比率	16.1%	0.8%	3.0%	9.4%			2.9%

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が75.6%を占めており、不法残留が46.8%となっている。検挙人員については、入管法違反が68.1%を占めており、不法残留が48.2%となっている（図表3-27）。

図表 3-27 ベトナムの違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総 数	入 管 法	不法残留	偽造在留 カード 所持等	風 適 法	売 防 法	銃 刀 法	薬物事犯	そ の 他
件 数	ベトナム	2,790	2,109	1,307	289	10	0	61	219	391
	構成比率	100.0%	75.6%	46.8%	10.4%	0.4%	0.0%	2.2%	7.8%	14.0%
人 員	ベトナム	2,099	1,429	1,012	213	8	0	46	223	393
	構成比率	100.0%	68.1%	48.2%	10.1%	0.4%	0.0%	2.2%	10.6%	18.7%

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「技能実習」が12.7%、「留学」が7.4%等となっている。不法滞在では「技能実習」が34.5%、「留学」が15.6%等となっている(図表 3-28)。

図表 3-28 ベトナムの在留資格別 特別法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	2,099	149	483	990	11	23	443
構成比率	100.0%	7.1%	23.0%	47.2%	0.5%	1.1%	21.1%
正規滞在	861	71	156	266	11	23	334
全体に占める構成比率	41.0%	3.4%	7.4%	12.7%	0.5%	1.1%	15.9%
不法滞在	1,238	78	327	724			109
全体に占める構成比率	59.0%	3.7%	15.6%	34.5%			5.2%

(4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、近年、「技能実習」や「留学」の在留資格で入国する者が増加しており、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。このところ、ベトナム人同士のけんか等に起因した殺人や賭博における金の貸し借りに起因したベトナム人グループ内の略取誘拐、逮捕監禁等の事案の発生もみられる。

また、特別法犯では入管法違反が多数を占める状況が続いており、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に残留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案が多くみられる。

6 来日中国人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日中国人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の22.2%、総検挙人員の21.6%（刑法犯については検挙件数・人員とも23.5%、特別法犯については検挙件数の20.5%、検挙人員の19.5%）を占め、総検挙件数・人員ともにベトナムに次いで多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

中国の刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が52.4%、知能犯が21.0%、粗暴犯が12.1%となっている。検挙人員については、窃盗犯が43.5%、粗暴犯が23.8%、知能犯が11.8%となっている（図表3-29）。

図表3-29 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

	総数	凶悪犯					粗暴犯					知能犯					風俗犯		その他の刑法犯		
		凶悪犯	殺	人強	盗	強盗致傷	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	住宅対象	非侵入窃盗	万引き	払出盗	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	支払用カード偽造		文書偽造	
件数	中国	2,144	27	9	12	6	259	1,123	318	222	777	341	199	28	1	451	351	8	66	30	254
	構成比率	100.0%	1.3%	0.4%	0.6%	0.3%	12.1%	52.4%	14.8%	10.4%	36.2%	15.9%	9.3%	1.3%	0.0%	21.0%	16.4%	0.4%	3.1%	1.4%	11.8%
人員	中国	1,309	43	9	28	10	312	569	32	15	512	301	16	25	0	154	111	1	35	21	210
	構成比率	100.0%	3.3%	0.7%	2.1%	0.8%	23.8%	43.5%	2.4%	1.1%	39.1%	23.0%	1.2%	1.9%	0.0%	11.8%	8.5%	0.1%	2.7%	1.6%	16.0%

イ 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「留学」16.3%、「技能実習」が14.9%等となっている。不法滞在では、「技能実習」が2.2%、「短期滞在」が1.7%等となっている（図表3-30）。

図表3-30 中国の在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合計	1,309	41	228	224	151	124	541
構成比率	100.0%	3.1%	17.4%	17.1%	11.5%	9.5%	41.3%
正規滞在	1,231	19	213	195	151	124	529
全体に占める構成比率	94.0%	1.5%	16.3%	14.9%	11.5%	9.5%	40.4%
不法滞在	78	22	15	29			12
全体に占める構成比率	6.0%	1.7%	1.1%	2.2%			0.9%

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

中国の特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が67.7%を占めており、不法残留が39.2%となっている。検挙人員については、入管法違反が62.8%を占めており、不法残留が43.7%となっている（図表3-31）。

図表 3-31 中国の違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総 数	違反法令別			風 適 法	売 防 法	銃 刀 法	薬物事犯	そ の 他
			入 管 法	不法残留	偽造在留 カード 所持等					
件 数	中 国	1,392	942	545	120	69	18	39	42	282
	構成比率	100.0%	67.7%	39.2%	8.6%	5.0%	1.3%	2.8%	3.0%	20.3%
人 員	中 国	996	625	435	94	60	12	28	28	243
	構成比率	100.0%	62.8%	43.7%	9.4%	6.0%	1.2%	2.8%	2.8%	24.4%

イ 在留資格別検挙状況

中国の特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「日本人の配偶者等」が9.1%、「留学」が5.7%等となっている。不法滞在では、「短期滞在」及び「技能実習」が21.1%等となっている（図表 3-32）。

図表 3-32 中国の在留資格別 特別法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	996	224	111	266	91	47	257
構成比率	100.0%	22.5%	11.1%	26.7%	9.1%	4.7%	25.8%
正規滞在	467	14	57	56	91	47	202
全体に占める構成比率	46.9%	1.4%	5.7%	5.6%	9.1%	4.7%	20.3%
不法滞在	529	210	54	210			55
全体に占める構成比率	53.1%	21.1%	5.4%	21.1%			5.5%

(4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成するケースが多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在する。

一方、近年はこれらの組織が SNS 等で中国人等の在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見される。偽造在留カード事犯では、かつては中国国内にあった製造拠点が日本国内に置かれ、中国国内の指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が様々な国籍の偽造在留カードを日本国内で製造するといった事案が確認されている。指示役は中国国内に在留していることから、摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして新たな製造等の拠点を設けるなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

第3 犯罪インフラ事犯の検挙状況

1 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすること等をいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

(1) 令和3年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、近年は減少傾向で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、中国35人、ベトナム15人、韓国9人、タイ8人、フィリピン5人等となっている。

なお、日本人の検挙は204人である。

(2) 検挙事例

【事例】

○ フィリピン人による入管法違反（不法就労あっせん等）事件（令和3年10月、警視庁）

倉庫作業員のフィリピン人の女は、令和2年8月から令和3年6月にかけて、短期滞在等の在留資格で入国したフィリピン人の男らを、知人の建設資材管理会社へ紹介して雇い入れさせていた。令和3年11月までに、倉庫作業員のフィリピン人の女1人（永住者）を入管法違反（不法残留幫助、不法就労あっせん）で、建設資材管理会社で作業員として働いていたフィリピン人の男8人（短期滞在3、特定活動5）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。

2 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に当たる。

(1) 令和3年中の検挙状況

旅券・在留カード等偽造事犯の検挙状況をみると、近年、増加傾向で推移していたが、令和3年は減少している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム139人、中国37人、インドネシア12人等となっている。

なお、日本人の検挙は5人である。

(2) 検挙事例

【事例】

○ 中国人らによる入管法違反（在留カード偽造等）事件（令和3年6月、警視庁・埼玉・群馬）

中国人の男らは、令和3年6月、SNSを通じて注文を受け付け、在留カードを偽造し、偽造在留カードをインドネシア人らに販売していた。同年10月までに、在留カードを偽造していた中国人の男1人（短期滞在）と同居人等の中国人の男3人（技能実習3）を入管法違反（在留カード偽造、偽造在留カード提供、不法残留）で、偽造在留カードを購入したインドネシア人の男2人（技能実習1、短期滞在1）を入管法違反（不法残留、偽造在留カード收受）で、中間ブローカー的存在のインドネシア人の男女2人（短期滞在1、特定活動1）を入管法違反（不法残留、不法残留幫助）で逮捕した。

3 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

(1) 令和3年中の検挙状況

偽装結婚事犯の検挙状況をみると、近年、減少傾向で推移していたが、令和3年は前年に比べ増加している。検挙人員を国籍等別にみると、中国17人、ベトナム14人、フィリピン7人、トルコ人6人等となっている。

なお、日本人の検挙は60人である。

(2) 検挙事例

【事例】

○ トルコ人らによる偽装結婚事件（令和3年10月、愛知）

日本人の男らは、令和3年2月から同年4月にかけて、トルコ人の男らに「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の女をあっせんして偽装結婚させていた。同年10月までに、偽装結婚をあっせんしていた日本人の男女3人、フィリピン人の女1人（定住者）及びトルコ人の男3人（定住者1、日本人の配偶者2）並びに偽装結婚の当事者であるトルコ人の男5人（日本人の配偶者2、特定活動3）及び日本人の女4人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等で逮捕した。

4 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行すること等をいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

(1) 令和3年中の検挙状況

地下銀行事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移していたが、令和3年は前年に比べ、検挙人員は増加した。検挙人員を国籍等別にみると、中国6人、ベトナム4人、タイ2人等となっている。

なお、日本人の検挙は1人である。

(2) 検挙事例

【事例】

○ タイ人らによる地下銀行事件（令和3年7月、千葉）

タイ人の女らは、令和2年3月から令和3年4月にかけて、関東地方に居住するタイ人らから送金依頼を受け、約2,198万円をタイへ不正送金していた。令和3年7月、タイ人の女2人（短期滞在1、定住者1）を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。

5 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

なお、偽装認知事犯の検挙状況を見ると、近年はほぼ横ばい状態で推移していたが、令和3年中の検挙はなかった。

第4 国外逃亡被疑者等の状況

1 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、令和3年中に国外に逃亡した被疑者は46人で、このうち外国人被疑者は38人となっている。

2 国外逃亡被疑者等の状況

令和3年末現在の国外逃亡被疑者等は693人で、このうち外国人被疑者は561人となっている。

3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

令和3年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が200人と最も多く、次いで、窃盗犯が102人、知能犯が57人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が55人と最も多くなっている。

4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

令和3年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が172人（構成比率24.8%）、次いで日本が132人（同19.0%）となっている。

5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

令和3年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が195人（構成比率28.1%）と最も多く、次いで、ブラジルが66人（同9.5%）、フィリピンが57人（同8.2%）等となっている。

6 国外逃亡被疑者等検挙状況

令和3年中に検挙した国外逃亡被疑者は28人（うち外国人被疑者11人）である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は12人（うち外国人被疑者12人）となっている。

7 国外犯処罰規定適用状況

令和3年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたものはない。

凡例

【第1章：暴力団情勢】

- 総会屋とは、単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者をいう。
- 会社ゴロとは、総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不平等に付け込み、賛助金等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者をいう。
- 新聞ゴロとは、総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不平等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者をいう。
- 社会運動標ぼうゴロとは、社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 政治活動標ぼうゴロとは、政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
 - 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）
 - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害
- 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
- ノミ行為等とは、公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。
- 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。

【第2章：薬物・銃器情勢】

- 麻薬特例法とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律をいう。
- 営利犯とは、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法及びあへん法に規定する営利目的の罪をいう。
- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、麻薬特例法違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 密売関連事犯とは、営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。
- 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら）をいう。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する

物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

- 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値をいう。以下同じ。）による。
- 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。
- 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。
- 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計による。
- 銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。
- 拳銃の押収丁数は、実務統計による。

【第3章：来日外国人犯罪情勢】

- 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 特別法犯に係る「検挙件数」及び「検挙人員」は、それぞれ送致件数及び送致人員である。
- 「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 「中国(香港等)」とは、中国の国籍を有する者のうち、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区の政府が発行した旅券又は中国、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区以外の政府（シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者等をいう。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に一本化された平成27年4月1日以前の数値については、「技術」と「人文知識・国際業務」を合算している。
- 「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
 - 凶悪犯……………殺人、強盗、放火、強制性交等
 - 粗暴犯……………暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
 - 窃盗犯……………窃盗
 - 知能犯……………詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
 - 風俗犯……………賭博、わいせつ
 - その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等
上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 「入管法違反検挙状況等（第2の4の(4)関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第2の4の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第2の4の(6)関係）」の数値は警察庁（保安課）において、それぞれ集計したものである。
- 本資料中の構成比について、四捨五入の関係で、合計数値と内訳数値の計が一致しない場合がある。